

平成 2 7 年 第 3 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 7 年 9 月 3 日 開会

平成 2 7 年 9 月 1 4 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 3 日

平成27年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成27年9月 3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第7号 平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第7 議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第89号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第17 請願第4号 中部横断自動車道（仮称）中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書
- 日程第18 請願第5号 請願書
- 日程第19 請願第6号 請願書

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

4番	広島法明	5番	柿島良行
6番	芦澤健拓		

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	代表監査委員	渡邊吉彦
副町	長	望月幹也	教育長	鈴木高吉
総務課	長	樋川信	会計管理者	竹ノ内強
政策室	長	佐野文昭	財政課長	笠井祥一
税務課	長	村野浩人	町民課長	望月由香里
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観光課長	柿島利巳
子育て支援課	長	佐野昌三	産業課長	遠藤基
土地対策課	長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課	長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所	長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課	長	高野博邦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会議務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成27年第3回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長はじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼申し上げます。
本定例会は条例制定、改正、補正予算案、平成26年度決算認定等が提案されます。
議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。
また9月定例会におきましても地球温暖化防止および節電対策実施のため、上着・ネクタイの着用は自由としますのでご了承願います。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、
4番 広島法明君
5番 柿島良行君
6番 芦澤健拓君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月14日までの12日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月14日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案4件、補正予算案6件の計12案件となっております。
これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。
なお、水上建設課長は欠席の届け出がありましたので報告します。

また今定例会までに受理した請願書は4件で、詳細についてはお手元に配布しました請願文書表のとおりです。

次に6月定例会以後の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承願います。

次に議員合同県外視察研修を7月14日・15日に行いました。

ここで議会運営委員長が議員を代表して報告をします。

福與議会運営委員長、登壇してください。

○8番議員（福與三郎君）

それでは報告をいたします。

議員合同県外視察研修報告

1. 研修日程 平成27年7月14日（火曜日）から15日（水曜日）にかけてでございます。

2. 研修場所につきまして群馬県みなかみ町、群馬県吉岡町、群馬県川場村 田園プラザ「川場」。

参加者でありますけれども15人。内訳は議員が13人。事務局2人でございます。

4. 研修内容。みなかみ町 議員報酬について。議会活性化について。吉岡町 子育て支援策の取り組みについて。田園プラザ「川場」（道の駅） 行政と連携した取り組みについてであります。

群馬県みなかみ町

1日目でございますけれども平成17年10月1日に月夜野町、水上町、新治村の2町1村が合併し、みなかみ町が誕生した。群馬県最北端に位置し人口約2万人の大きな町である。町の中央を利根川の清流が流れ、周辺には温泉地が点在している群馬県を代表する温泉郷として有名である。

議会の活性化への取り組みの先進地として成果と実績を上げてきており、その取り組み方法を取得するために研修したものでございます。

所感につきましては、記載のとおりでございますので割愛をさせていただきます。

群馬県川場村 田園プラザ「川場」（道の駅）

川場村は新幹線、関越自動車道の開通により首都圏からの交通が改善され、人的・物的交流が増加し経済活動も活発化されている村である。広大な土地にさまざまな施設等があり、集客するための特色を生かした事業を展開していた。

長い年月をかけての事業（農業・観光・交流）で行政と一丸となって取り組んできた様子がかがえました。

群馬県吉岡町（2日目）

昭和30年4月、明治村、駒寄村が合併し吉岡村が誕生した。近年の社会情勢の急激な進展に伴い村が大きく変貌し都市化・市街化が進んできた状況から平成3年4月に町制を施行し、現在に至っている町であります。

子育て支援に対しましては、群馬県内でも先進な取り組みをしているということでもあります。

所感につきましては、記載のとおりでありますので割愛をさせていただきます。

議長 河井淳殿

議会運営委員会委員長 福與三郎

報告をいたします。

○議長（河井淳君）

以上で研修の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成27年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ議員の皆さまには今年の夏も日本列島猛暑の日々が続いておりましたし、わが町でも8月2日の35.8度を最高に猛暑でしかも少雨という昨年に続き大変な夏でしたが、ここへきてその反動が天候不順が続いておりますが、議員の皆さま全員のご出席をいただき誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成24年10月24日の再任から34カ月余りが経過いたしました。この間、私は職員ともども「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に少しでも近づけるべく頑張らせていただいております。しかしながら、私どもを取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

このような中で平成27年度の普通交付税が決定になり、7月24日に県から公表されました。本町の普通交付税は平成26年度と比較として6,296万6千円少ない44億4,816万8千円でありました。

今年度から普通交付税の段階的縮減が始まりましたが、合併による面積の拡大や人口減少等に対する措置として交付税の縮減緩和が行われ、縮減される額は当初予定額から大きく減額されております。しかし歳入予算額の約半分を交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければなりません。

次に人口ビジョン総合戦略の策定状況についてであります。

8月7日に第2回策定委員会が開催され、人口ビジョンの策定状況と町民アンケートの中間報告が示されました。人口ビジョンは平成22年の国勢調査1万4,459人をもとに50年後の平成72年の人口を推計し目標人口を設定することとしております。

今後この目標人口につきましては策定委員会で十分検討をし、設定していただくこととなります。

町民アンケートの集計につきましては1,429人の回答に対し、報告日まで566人までの集計が報告できたので、今後全部の回答者の集計が出たところで年代別の意見等を把握し総合戦略に反映していく予定であります。

次に身延町プレミアム商品券事業についてであります。

このことについて、国の地方創生における地方消費喚起対策生活支援対策事業の一環として7月15日より8月7日までの期間で第1次販売を行いました。30%のプレミアム付きの商品券を1世帯につき3冊までの販売で、また子育て世帯へ支援として中学生以下のお子さんをお持ちの世帯に対しては、価格割引販売を行う中で8月7日時点での商品券販売冊数は3,998冊となり販売量は22.59%となりました。

その後1次販売を8月31日まで延長し、さらに今後9月12日から9月30日まで第2次販売を予定しております。2次販売では購入に際し世帯制限をなくし1人1回20冊までで期間中は購入回数の制限を設けず売り切れ次第、販売終了とする予定であります。多くの町民の

皆様のご利用により地域経済の活性化につながることを期待するところでございます。

次に番号制度開始についてであります。

本年10月5日から個人番号、いわゆるマイナンバーの通知カードの発送が始まります。来年1月に個人番号カードの交付が始まり、いよいよ番号制度が動き出します。この制度が町民の方々に正しく理解されるよう広報に4回にわたり掲載するとともに、本年度実施される国勢調査時を利用し調査員の協力を得て個人番号制度周知用チラシの手渡し、特に高齢者世帯や独居世帯等には声かけを行い周知徹底を図るとともに住民への番号通知、また個人番号カードの交付等が適正に行うことができるよう対応準備を整えております。

次に中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジの、インターチェンジの名称沿線地域検討会についてであります。

現在、国土交通省および中日本高速道路株式会社、山梨県は中部横断自動車道清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間、平成29年度全線開通に向けて整備を進めていただいておりますが、このたび開通に向けてインターチェンジ等の名称の素案についての検討会が昨日、9月2日に開催をされました。

名称検討箇所は仮称、富沢インターチェンジから仮称、六郷インターチェンジまでの6インターチェンジと仮称、富沢本線料金所、仮称、増穂本線料金所および増穂パーキングエリアの9カ所であります。

検討会のメンバーは国土交通省甲府河川国道事務所が主体となり中日本高速道路株式会社、山梨県県土整備部、峡南5町の建設課長の計10名で構成されております。

会議では名称決定までの手続きの進め方、名称決定の留意事項、今後のスケジュール等の説明があり、インターチェンジ等の名称の素案づくりが開始されることを報告いたします。

次に中部横断自動車道建設に伴う江尻窪残土処理場への発生土運搬についてであります。

中部横断自動車道富沢・六郷間のご案内のとおり急峻な山々を通過する道路でトンネル19本と橋梁41橋が計画されております。

計画当初から大量の残土処理問題が大きな課題とされており、早期開通には処理場の確保が沿線自治体に課せられた課題となっておりました。そのため本町は土地所有者および曙地区住民の皆様のご理解をいただく中、平成23年度から24年度にかけて江尻窪地区の山林等を中部横断自動車道富沢・六郷間等の処理場として買収し国土交通省甲府河川国道事務所長と賃貸借契約を結びました。これと並行して県が国に代わって運搬路として県道遅沢・静川線の拡幅、曙橋の新設、宮窪トンネルの拡幅等の整備を行い最後に国が整備した処理場内の仮設搬入路工事が完成し残土を運び込む準備が整ったところであります。

国土交通省の説明では運搬する残土は富士川富山橋右岸下流域、下山残土置き場の土砂を運搬し、期間は平成27年9月上旬より平成33年度末を当面の予定としております。

運搬に対する安全管理、環境対策、地元者優先および交通ルールの厳守等、運転者に周知徹底を行うこととしております。

私は中部横断自動車道の富沢・増穂間建設促進連絡協議会の会長という立場でもございます。残土運搬にあたり処理場周辺の曙地区の皆様および周辺の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。

次に子育て支援医療費助成制度の拡充についてであります。

ご承知のとおり、本年10月から子育て支援医療費助成事業の対象年齢を18歳までに拡大

いたします。これにより新たに300人の対象となる見込みであり現在、新たな制度のスタートに向けて準備を進めているところであります。

今後もこうした制度の充実により安心して子育てができる町を目指していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に上伊沼地区の住宅火災についてであります。

去る8月5日、午前10時ごろ上伊沼地区で木造住宅2棟と物置4棟、合わせて6棟が全焼する建物火災が発生いたしました。住宅火災であったことから人命への影響が気になる場所でありましたが、幸いにも当日は2軒とも外出しており火災に巻き込まれることなく安堵したところでもございます。

当地区は山間で急峻な地形であり、集落までの道幅は狭く町営水道は整備されているものの消火用の水は防火水槽2基と軽微な貯水槽を利用した消火活動であったことから思うような消火活動ができず、山林への延焼を防ぐため防災ヘリあかふじをいち早く要請したことにより大火に至らず、ほっとしているところであります。

被災された皆さんには、衷心よりお見舞いを申し上げます。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成27年8月末現在、中富処理区では全体1,526戸中、加入戸数が995戸で加入率は65.2%。身延処理区は全体810戸中、加入戸数402戸で加入率は49.6%。下部処理区は全体が143戸中、加入戸数が54戸で加入率37.8%であります。

今後も加入率アップに向け、ご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成27年2回定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

6月13日から14日は身延山開闢会、御入山行列。

15日は峡南広域シルバー人材センター平成27年度総会。

17日は山梨県農業農村整備推進協議会総会。

同じく全国高速道路建設協議会総会。

同じく身延町老人クラブ連合会定期総会。

18日は峡南地区廃棄物対策連絡協議会定期総会。

同じく青少年育成身延町民会議定期総会。

19日には身延町身体障害者福祉会定期総会。

20日には身延町ゲートボール大会。

23日には飯富病院議会6月定例会。

26日には山梨県市町村職員共済組合組合会。

29日には全国農業農村整備の集い。

30日には南巨摩郡身体障害者福祉会定期総会。

7月に入りまして7月3日、身延町町民ゴルフ大会。

同じく山梨県地域振興対策協議会定期総会。

6日には身延線沿線活性化促進協議会定期総会。

8日には身延町簡易水道運営審議会。

10日には富士川流域河川一斉清掃を波木井川で行いました。

11日、みちのく南部の工芸と背景文化、これのオープニングセレモニー。

失礼しました。前後しますが10日の日は第2回身延町議会臨時会でございます。
それから22日が中部横断自動車道富沢・増穂間建設促進協議会の総会。
23日には南部警察署、警察友の会の総会。
24日には山梨県市町村総合事務組合臨時議会。市町村長・市町村議会議長会。
25日は町内の高校生と語る会。
28日は国と国会議員に対して平成28年度予算確保の要望活動を行いました。
29日、国に対し富士山火山噴火対策砂防事業促進期成同盟会による要望活動を行いました。
30日、山梨県高速道路整備促進期成同盟会通常総会。
同じく山梨県道路整備促進協会通常総会。
31日、山梨県交通対策推進協議会暴走族対策部会。
8月に入りまして8月1日はとよおか夏まつり。
8月2日は下部温泉のやまめまつり。
3日・4日は平成南部藩を一日国替えで盛岡市を訪問いたしました。
7日は町長と語る小中学生の集い。
15日には町村会正副会長・相談役会議。
20日の日には身延町国民健康保険運営協議会。
21日には県防犯協会南部支部定期総会。
22日には第6回峡南夏まつり、富士川クラフトパークで行いました。
23日には南巨摩ママさんバレーボール大会。
同じく御内八街道供養祭。
25日には平成27年度富士山火山噴火対策砂防事業促進期成同盟会総会。
28日には議員全員協議会。
30日には身延町防災訓練。
9月2日には平成27年度秋の全国交通安全運動推進会議。
以上、主なものについて報告をさせていただきました。
なおこの間、各種団体の会議等への参加および地域の行事への参加や各種委員の皆さんに対しての委嘱状交付等を行ってまいりました。
次に本定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例3件、平成27年度補正予算6件の計12件でございます。
提出議案の中から主なものについて申し上げます。
まず認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。
全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。
次に報告第7号 平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。
報告いたします本町の平成26年度決算に基づく比率は健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。
その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。
以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で諸般の報告を終わります。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますのでしばらくお待ちください。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から本案について、決算の概要説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それではご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

認定第1号 平成26年度身延町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け議会の認定に付するものであります。

平成27年9月3日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計管理者より説明をいたささせていただきますので、よろしくご審議の上ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に認定第1号について、詳細説明を求めます。

竹ノ内会計管理者。

○会計管理者（竹ノ内強君）

認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明いたします。

説明につきましては、決算書ならびに決算付属資料により説明を行います。

それでは決算付属資料1ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額が示されています。1行目、一般会計は歳入総額103億4,350万3,754円。歳出総額97億456万1,939円。差引額6億3,894万1,815円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源1億239万円を差し引いた一般会計実質収支額は5億3,655万1,815円です。

はじめに歳入について説明します。2ページをお願いいたします。

ここに科目ごとに決算状況を示してありますが、歳入総額につきましては103億4,350万3,754円で対前年度比2.0%の増となっています。

歳入の主なものについて説明します。

資料は一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。9ページをお願いします。

1款町税につきましては収入済額14億8,094万507円で、歳入総額の14.3%を占め対前年度比1,038万円の増収となっています。収納率は町税全体で94.0%、対前

年度比1.5%の伸びを示しています。収入未済額は8,400万3,560円です。

なお、町税全体で980万8,690円の不納欠損処理を行いました。

次に10ページをお願いします。

6款地方消費税交付金は収入済額1億7,006万円で、前年と比較すると2,984万9千円の増額です。これは地方消費税率の改正によるものであります。

11ページの10款地方交付税は収入済額49億9,831万3千円で、歳入総額の48.3%を占めています。前年と比較すると約3.5%の減、1億7,895万7千円の減額となっております。

12款分担金及び負担金は収入済額1億1,970万4,357円です。12ページをお願いします。そのうち主なものは1項1目1節児童福祉費負担金の保育料で収入済額5,635万4,770円。収入未済額は297万8千円です。なお416万8,386円の不納欠損処理を行いました。3目教育費負担金の学校給食費につきましては全体で収入済額4,495万6,790円、収入未済額は21万8,110円です。

13ページをお願いします。

13款使用料及び手数料につきましては全体で9,198万9,035円の収入です。主なものは6目1節住宅使用料で収入済額5,820万4,700円、収入未済額は578万470円です。

次に15ページをお願いします。

14款国庫支出金は全体で5億7,706万4,589円の収入です。主なものとしては1項1目1節障害者保護費負担金が1億8,503万8,411円。5節児童手当国庫負担金が7,952万5,666円。16ページをお願いします。2項国庫補助金として3目土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金1億374万6,350円。17ページにいきまして7目総務費国庫補助金として社会保障税番号制度システム整備費補助金、地方消費喚起・生活支援型交付金、地方創生先行型交付金、合わせて8,065万1千円です。

次に18ページをお願いします。

15款県支出金は全体で6億3,631万2,226円です。大きなものとしては1項1目民生費県負担金として1節障害者保護費負担金、3節保険基盤安定負担金など合計で2億2,954万5,318円。それから19ページ、2項1目総務費県補助金6,234万4,661円。2目民生費県補助金1億9,454万2,084円。21ページ、4目農林水産業費県補助金6,137万6,844円。23ページ、10目災害復旧費県補助金1,125万9千円などです。

次に24ページをお願いします。

16款財産収入につきましては1,995万4,933円の収入です。

26ページをお願いします。

17款寄附金につきましては2億417万5,637円です。大きなものとして1項2目1節指定寄附金で、一般財団法人みのるから指定寄附金2億円であります。

次に30ページをお願いします。

21款町債につきましては7億8,290万円です。主なものとしては4目消防債6億2,730万円で防災行政無線デジタル化事業によるものであります。

一般会計の歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

資料は決算附属資料の2ページをお願いします。

一般会計歳出の総額は97億456万1,939円で対前年度比5.9%の増。金額にして5億4,342万4,260円の増額です。また予算額に対する執行割合は95.2%です。

次に3ページの、一般会計の主たる施策の成果をお願いします。

左の科目、上から4項目め、2款総務費中、バス運行対策費に町営バスの運行事業および乗り合いタクシー運行事業などの費用として6,709万2千円。

一番下の項、3款民生費中、高齢者福祉費に高齢者福祉サービス事業の委託料、養護老人ホーム入所者保護措置費、4ページにいきまして介護基盤緊急整備特別対策事業費など合わせて2億5,257万8千円。障害福祉費では重度心身障害者医療費助成事業および障害福祉サービス事業費など4億6,963万5千円。3つ飛んで民間保育所費として運営費委託料等で1億4,166万円を支出しています。

一番下の項、4款衛生費中、清掃費では峡南衛生組合の維持負担金として1億8,936万4千円を支出しています。

5ページにいきまして、簡易水道運営費では簡易水道事業特別会計への繰出金3億6,709万5千円が主な支出です。

1つ飛んで5款労働費では、労働諸費において緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として871万3千円の支出です。

一番下の項、6款農林水産業費では農業振興費で有害鳥獣対策として有害鳥獣防除用施設設置補助金に764万4千円、中山間地域等直接支払補助金16地区に687万2千円、経営体育成支援事業補助金として、6ページにいきまして雪害施設撤去費補助金534万9千円。また雪害施設修繕再建補助金に2,378万7千円などを支出しています。

農業土木費では、県単独耕作放棄地等再生整備支援事業により用排水路の改良工事等7カ所を合わせて1,724万2千円。県営中山間地域総合整備事業、農地防災事業等の負担金、繰越分も含め6,941万円を支出しています。

7ページにいきまして、林業土木費では林道崩落土除去および除雪等重機借上料979万8千円、林道三石山線舗装改良工事964万円などを支出しています。

7款商工費では、商工振興費で身延町商工会へ経営改善普及事業補助金930万円。さらには町の活性化を目的とした商工会の取り組み事業として、地域総合振興事業補助金903万円などを支出しています。

8款土木費では、8ページにいけます。道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業による国庫補助事業1億4,301万円。町単独事業4,845万9千円。合わせて1億9,146万9千円を支出しています。2つ飛んで住宅費において町営住宅西嶋団地と上沢北団地の防水改修工事、合わせて1,404万円。建築物耐震化促進事業補助金577万円などを支出しています。

9ページをお願いします。

下水道費においては、特別会計への繰出金3億8,507万5千円の支出です。

1つ飛んで9款消費費では防災費において平成25年、26年度継続事業の防災行政無線デジタル化更新工事関係6億5,673万2千円を支出しています。

1つ飛んで10款教育費では公民館費に543万9千円。一番下の項、総合文化会館管理費

に施設改修事業費として594万円。

10ページをお願いします。

総合文化会館自主事業に1,090万5千円。1つ飛んで体育施設費に下山野球場防球ネット増設工事として1,327万4千円を支出しています。

11款災害復旧費では農業用施設災害復旧費に202万2千円。林業施設災害復旧費に1,054万6千円。公共施設災害復旧費に2,690万1千円を支出しました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要説明であります。

次に特別会計について、資料は同じく決算付属資料を使いまして説明させていただきます。

1ページの会計別決算総括表をご覧ください。

表の下から2行目、22の特別会計の合計です。歳入総額63億5,308万9,768円。歳出総額61億2,445万614円。差引額2億2,863万9,154円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源150万円を差し引いた特別会計の実質収支額は2億2,713万9,154円です。

それでは上から2行目の国民健康保険特別会計から順に説明します。

国保会計、歳入総額21億5,811万3,027円。歳出総額20億781万911円。差引額1億5,030万2,116円で実質収支額も同額です。

なお、38ページに国保会計の決算状況を記載してあります。38ページをお願いいたします。

上の表1の国保加入世帯および被保険者数につきましては、総人口の減少に比例して105世帯、229人減少しています。また加入割合も0.77%減少し29.68%となっています。

次に2の収支状況、歳入につきましては対前年度比1.1%、2,384万3千円の減額。歳出も1.1%、2,317万円の減額となりました。

下の表、3の被保険者1人当たりの経費、歳出は被保険者の高齢化、高度な医療の普及などにより昨年度より2万1,870円増加し50万3,716円となりました。

次に後期高齢者医療特別会計です。1ページの会計別決算総括表にお戻りください。

歳入総額4億4,772万7,922円。歳出総額4億4,712万2,212円。差引額60万5,710円で実質収支額も同額です。

なお本資料の39ページに決算状況について示しておりますので、のちほどご参照ください。

次に介護保険特別会計です。

介護保険特別会計の歳入総額は22億7,700万3,095円。歳出総額は22億815万9,465円。差引額6,884万3,630円で実質収支についても同額です。

本資料の40ページの介護認定の状況、介護サービス受給状況の表をご覧ください。

左上の認定状況表、介護認定者数総計につきましては対前年比12人減の1,107人に對し右上の介護サービス受給状況表、受給者合計は4人減の941人。認定に占める介護サービス受給割合は0.5%の増、85.0%であります。

下の収支状況表、歳出のうち保険給付につきましては前年度2,161万1千円増額の20億6,024万9千円で1人当たりの保険給付費は増加している状況です。

なお、平成26年度において介護給付費準備基金として3,600万円の基金積み立てを行いました。

1 ページの会計別決算総括表にお戻りください。

次に介護サービス事業特別会計は歳入総額740万1,922円。歳出総額341万2,705円。差引額398万9,217円で実質収支についても同額です。

次に簡易水道事業特別会計です。

歳入総額9億149万7,436円。歳出総額8億9,948万4,086円。差引額201万3,350円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源150万円を差し引いた実質収支額は51万3,350円です。

簡易水道事業特別会計の主要事業につきましては12ページをご覧ください。

簡易水道建設費では相又簡易水道事業において清子地区の県道舗装本復旧工事1,520万6千円。下部簡易水道事業において常葉地内第1送水ポンプ場送水ポンプ更新など4,526万円。大城簡易水道事業では取水井築造・導水管布設・配水池築造工事など1億4,439万5千円。中富南部簡易水道事業では小原島地区水道施設整備工事費など1億2,247万2千円を支出しています。

13ページ。簡易水道管理費では身延、中富、下部簡易水道の量水器の取り替え工事および中央監視システム統合工事など工事請負費4,190万8千円。水質検査業務委託など各種委託料として2,565万5千円を支出しています。

1ページにお戻りください。農業集落排水事業等特別会計です。

歳入総額2,542万2,091円。歳出総額2,541万5,471円。差引額6,620円で実質収支も同額です。

次に下水道事業特別会計です。

歳入総額4億4,214万3,489円。歳出総額4億4,205万4,299円。差引額9万3,060円で実質収支も同額となっています。

次に青少年自然の里特別会計は、歳入歳出それぞれ5,020万5,042円となっております。

なお本資料41ページに決算および施設利用状況を記載してありますので、のちほどご参照ください。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額496万708円。歳出総額474万7,238円。差引額21万3,470円で実質収支についても同額です。

次に土地開発事業特別会計は歳入歳出それぞれ3,342万423円となっています。

主な事業につきましては17ページに記載してありますので、のちほどご参照ください。

次に財産区関係の特別会計についてですが12の特別会計とも黒字となっています。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額等の数字につきましては総括表の中段以降に記載したとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

最後に出資金、出捐金、基金について説明します。29ページをご覧ください。

中段、(5)出資金による権利の表ですが、26年度中の増減はございません。

続きまして2の基金についてですが、平成26年度は新たに2つの基金を設けております。1つは佐野實地域振興基金、もう1つは介護保険給付費支払準備基金であります。これにより財政調整基金から大河内地区財政調整基金まで31の基金があります。このうち26年度中の動きにつきましては表の一番下、計の欄の預金の決算年度中増減高と決算年度末現在高の項をご覧ください。

増の部分の積立額が3億5,195万1,337円。減の部分、取り崩し額が969万1,824円。差し引きますと3億4,225万9,513円の増となります。26年度末現在高は59億9,974万7,761円となっています。

雑駁な説明でありましたが以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の決算概要の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第5 報告第7号 平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から本案について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは報告第7号について申し上げます。

報告第7号 平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

平成27年9月3日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第7号について、詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第7号 平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について詳細説明をさせていただきます。

7月30日に渡邊代表監査委員と伊藤監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものでございます。

それでは1枚目の裏のページをお開きください。

平成26年度の決算に基づく健全化比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値でございます。身延町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.17%でございます。

次に連結実質赤字比率でございます。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期

健全化基準は19.17%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への負担金もカウントし、公債費の比率を示す数値でありまして5.8%であります。25年度に比較し2%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクター等を含めた連結になります。より広範囲で判断していく比率であります。しかしながら本町では地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。

26年度決算も25年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成26年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ5会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20%であります。

なお上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければならないこととなっております。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけではありますが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

以上、報告第7号の詳細説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で町長の報告ならびに担当課長の説明が終わりました。

報告第7号については終結します。

ここで平成26年度身延町一般会計及び特別会計の決算審査及び決算に基づく財政健全化審査に対する意見書が提出されていますので、渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めまして、おはようございます。

認定第1号 平成26年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成26年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思えますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして去る7月27日から7月31日までの5日間、伊藤監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成されているかを確認すると同時に、計

数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適切かつ効率的に執行されているかなどについて主眼を置きまして審査を実施いたしました。その結果が皆さま方のお手元に配布してございます決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全12ページからなっております。時間の関係もございましたので、主なところを抜粋して報告をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましては万円とさせていただきますので併せてご了承をお願いいたします。まず意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成26年度の一般会計および特別会計の予算現額は164億9,990万円で、これに対する決算額は歳入総額が166億9,659万円で収入率は101.2%となっております。

一方、歳出総額は158億2,901万円、執行率は95.9%。歳入歳出差引額は8億6,758万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。26年度末現在高は一般会計57億5,271万円。特別会計67億5,540万円。合わせて125億812万円となっております。昨年に比べ16億3,019万円の減であります。これは将来の財政状況を見据え積極的な繰上償還などを行い、町債残高の削減に努力をいただいた結果であります。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせましての実質収支は7億6,369万円であり、職員一人ひとりの経費の節減などの努力の結果と思われる。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明いたしましたので説明は省略をさせていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額101億9,329万円に対しまして収入済額は103億4,350万円で予算に対する収入率は101.5%となっております。不納欠損額1,397万円につきましては時効など法令に基づき処分をしたものでございます。また収入未済額9,335万円であります。この未済額についてはここ数年で最も低い額となっており、内容の分析や収納に対する工夫をし適切な事務処理に努めた結果と思われる。今後も税などの公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをお開きください。

この表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

(3)のア・歳出の予算執行状況であります。予算額101億9,329万円に対しまして支出済額が97億456万円で執行率は95.2%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に10ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況であります。この表にお示しをしてあるとおり総額で15億8,894万円となっております。

11ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の18ページの4.財産に関する調書をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開きください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等を照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思います。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますがお戻りをいただきまして3ページをお開きをお願いしたいと思います。

決算収支の状況は一般会計、ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面につきましては、自主財源であります町税が14.3%で依存財源である地方交付税が48.3%、国庫支出金が5.6%、県支出金が6.2%と歳入の大部分を占めている厳しい状況であります。地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります經常収支比率は74.4%と依然として高く、財政の硬直化が懸念をされるところであります。

町税の収入状況は町税収納対策3カ年計画に基づき、収納率の向上に創意工夫をされた収納対策に努めた結果、ここ数年で最も高い収納率となっております。

また使用料および手数料などについてはその内容の精査や経費の判断をし、社会の情勢などを踏まえながら料金改定などについて定期的に検討する必要があります。

なお収入未済額についても内容の分析や収納に対する工夫をし、各課が連携して適切な事務処理に努め自主財源の確保を図っていただきたいと思っております。

歳出面については經常経費である公債費が21.3%、人件費が14.0%、補助費等が12.0%を占めております。

また各事業や補助金などについてはその目的や必要性、基準を明確にし限られた財源を有効に活用するため見直しや分析を十分に行う必要があります。

続きまして、報告第7号の平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

別様の、先ほど財政課長が説明をいたしました2枚綴りの資料がお手元にあるかと思っておりますけれどもそれをご参照ください。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思っておりますけれども監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成26年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などはすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまにお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載をしてあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

特に昨年度に引き続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択などによる経費の節減、町債の発行、繰上償還等の工夫など中長期的な財政計画に基づき財政運営を行い、引き続き財政健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになりますが、職員一人ひとりが町政の全般について共通の認識の中で連携を図り、さまざまな課題を解決するため、あらゆる視点から努力を重ねていただき、よりよい身延町を築いていただくことを期待するものであります。

以上であります。

○議長（河井淳君）

以上で平成26年度身延町一般会計及び特別会計決算審査及び決算に基づく財政健全化審査に対する意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼申し上げます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

町長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、先ほど私がいさつの中で第2回身延町議会臨時会の開催日を7月10日と申し上げましたが、正しくは7月21日でしたので訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第6 議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について

日程第7 議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は、条例案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは議案第80号から議案第83号について、順を追って説明を申し上げます。

まず議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定についてであります。

身延町特定個人情報保護条例の議案を提出します。

平成27年9月3日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いについての規定を設けるため、身延町特定個人情報保護条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

以下、提出日と提出者名は省略をさせていただきます。

提案理由

身延町交通安全母の会の解散に伴い、身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、身延町手数料条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

身延町立保育所において実施する一時預かり事業の利用料の徴収のため、身延町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第80号から議案第83号までの詳細説明を求めます。

議案第80号および議案第81号の詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでははじめに議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

本条例の制定については、国において行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が本年10月1日に施行されマイナンバー制度が開始されます。これに

伴い各自治体で条例の改正、また制定が必要になることから今議会に議案を提出するものであります。

番号法において個人番号、マイナンバーの付いた個人情報は特定個人情報と定義され、それ以外の通常の個人情報の取り扱いとは別に区分されるものであります。このことからすでに制定されている個人情報保護条例とは別に条例を新規に制定することにより、マイナンバー制度が一体的に規定され、マイナンバー制度に特化した条例ができ上がることになり、制度の全体像が把握しやすくなるという利点から今回新たに制定するものであります。

それでは内容の説明であります、2ページをお開きください。

本条例は第1条から第46条までとなっております。

第1章の総則では目的と定義を規定しております。

3ページにいきまして上から3行目、第2章では実施機関における特定個人情報の取り扱いに関することを3条から10条で定めております。

4ページにいきまして上から16行目、第3章では特定個人情報ファイルに関することを11条と12条で定めております。

6ページにいきまして上から3行目、第4章では開示、訂正および利用停止に関することを13条から42条で定めております。

15ページへいきまして、中ほどですが第5章では雑則についての規定を43条から46条で定めております。

16ページをお願いします。

附則第1項、番号法の施行期日は平成27年10月5日であります。よって、本条例も同日を施行期日としております。

次に附則第2項では身延町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、身延町特定個人情報保護条例の第40条で行政不服審査法に基づく不服申し立てについての条文がありますが、不服申し立てがあった場合は身延町個人情報保護審査会に諮問する規定を設けておりますので、身延町個人情報保護条例の条文の中の規定に特定個人情報を加える条文の一部改正であります。

以上で議案第80号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

本条例は交通指導に従事中の者が交通事故等の災害を受けたときに見舞金を支給することを目的とした条例であります。

ついでに見舞金の支給を受けられる対象者を第2条で規定していますが、第3号に掲げている交通安全母の会が平成26年度に解散したことから第3号を削り、第4号を3号とする一部改正であります。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第81号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（河井淳君）

次に議案第82号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

議案第 8 2 号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

20 ページをお開きください。

平成 27 年 10 月 5 日から住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するための通知カードが、また 28 年 1 月から本人の申し出に基づき顔写真の付いた個人番号カードの交付が始まります。

通知カードや個人番号カードを再交付する場合の手続きは市町村の窓口で行います。各カードの初回交付手数料は国が費用を負担するため無料交付としますが、紛失・盗難等の理由により再交付をする際の手数料については国の負担がないため、受益者負担の考えにより有料といたします。このため通知カードおよび個人番号カードの再交付手数料について定める必要があることから身延町手数料条例を改めるものです。

第 1 条は別表中「第 4 5 項」を「第 4 6 項」とし、第 9 項から 4 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に「9 個人番号の通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号もしくは住民票コード変更により返納した場合または国外転出により返納した場合の再交付を除く。）」を 1 件につき 500 円を加えるというものです。この 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から施行するものであります。

2 条は別表中第 10 項、住民基本台帳カード 1 件につき 500 円を「個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号もしくは住民票コード変更により返納した場合または国外転出により返納した場合の再交付を除く。）」を 1 件につき 800 円と改正するものであります。この 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行するものです。

なお、住民基本台帳カードの交付は平成 27 年 12 月 28 日で終了となります。手数料金額の算定根拠は平成 27 年 4 月 17 日付け、総務省事務連絡において総務省の示す基準額に基づき設定しております。

以上で議案第 8 2 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第 8 3 号の詳細説明を求めます。

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第 8 3 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

22 ページをお開きください。

今回の改正は、町立保育所において一時預かり事業を行う場合の利用者からの利用料の徴収についての規定を本条例に加えるものであります。

一時預かり事業は新制度においては子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業中の 1 事業に位置づけられ、その内容は保護者の病気、事故、出産や冠婚葬祭などで家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、保育所等の場所において一時的に預かり必要な保護を行う事業であります。

本町では本事業を従来から実施しておりますが、利用料の徴収についての規定がなされてい

なかったため、今回の改正で整備させていただくもので利用料の金額は議案の別表第2のとおりであります。

以上で議案第83号の詳細説明を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第10 議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第89号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

以上の6議案は、補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、議案第84号から議案第89号について順を追って説明を申し上げます。

まず議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

平成27年度身延町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,343万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,442万2千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月3日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

平成27年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,352万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,702万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

平成27年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,709万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,073万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成27年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,467万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第89号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,811万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(河井淳君)

議案第84号から議案第89号までの詳細説明を求めます。

議案第84号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。「第2表 繰越明許費」であります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費を2億5,600万円繰り越すものでございます。

これにつきましては今回、補正予算として計上させていただきました林道富士見山線の法面崩落による災害復旧工事が標準工事日数の確保ができないため繰り越しをするものでございます。

6ページをお開きください。「第3表 地方債補正」であります。

現年発生災害復旧事業債は林道富士見山線災害復旧工事に充当するため2,710万円を追加計上させていただくものでございます。

9ページをお開きください。

歳入ですが1款2項1目固定資産税、1節現年課税分を850万円減額いたしました。これは過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例に基づく減免によるものであります。

3項1目軽自動車税、1節現年課税分を100万円減額いたしました。これは当初予定されていた税率の改正が先送りとなったため、見込んでいた増額分を減額するものであります。

14款1項1目20節低所得者保険料軽減負担金に212万1千円を計上いたしました。これは平成27年度第2回定例会でご議決いただきました介護保険条例の一部を改正する条例に基づく介護保険料の軽減にかかる2分の1の国庫負担金であります。

2項1目1節総務費補助金に43万6千円を計上いたしました。これは個人番号カード交付事務に対する補助金であります。

6目3節中学校費補助金に3,332万7千円を計上いたしました。これは学校施設環境改善交付金が授業料の変更および補助率が3分の1から55%へ増額となったことにより、増額するものでございます。

15款1項1目14節低所得者保険料軽減負担金に106万円計上いたしました。これは国庫負担金で説明いたしました介護保険料の軽減にかかる4分の1の県負担金であります。

2項2目1節社会福祉費補助金に12万5千円を計上いたしました。これは介助用自動車購入等助成事業補助金であります。

4目1節農業費補助金に10万6千円を計上いたしました。これは雪害により被害を受けた施設を再建するため借り入れた資金の利子補給額が確定したことによる雪害復旧資金対策費補助金の増額であります。

7目1節農林水産業施設災害復旧事業費補助金に2億2,579万2千円を計上いたしました。これは林道富士見山線災害復旧工事に対する補助金で補助率は事業費の88.2%でございます。

10ページをお開きください。

17款1項2目1節指定寄附金に102万5千円を計上いたしました。これは福祉教育学校等就学奨励基金への指定寄附金100万円と不妊治療に対する指定寄附金2万5千円であります。

18款1項5目1節福祉教育学校等就学奨励基金繰入金に12万円を計上いたしました。これは身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則に基づき、基金を処分して1人当たり3万円の奨励金を4名に対して支給するための繰り入れであります。

19款1項1目繰越金に4,171万5千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目15節雑入に1万円を計上いたしました。男女共同参画の一環として開催する男性料理講習会の参加料であります。

21款1項9目2節農林業施設災害復旧事業債に2,710万円を計上いたしました。「第

3表 地方債補正」でご説明しましたとおり林道富士見山線災害復旧工事に充当するものであります。

次に歳出ですが11ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費、18節の130万円はウェブサーバーが老朽化したため更新するものであります。

4目企画費、8節および11節は男女共同参画の一環として開催する男性料理講習会の講師謝礼および消耗品費であります。

13節の165万3千円は、丸滝宮の前団地の東側にあります元コマショッピングセンター駐車場を区画造成するための測量設計業務の委託料であります。

19節の20万円は、醍醐山を愛する会が実施いたします渋谷区との交流事業に対するまちづくり補助金であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の7節から18節につきましては、個人番号カードの交付事務にかかる臨時職員賃金、消耗品費、事務機器リース料および備品購入費でございます。

3款1項3目高齢者福祉費、28節の426万円は介護保険料低所得者軽減分として介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

12ページをお開きください。

5目障害福祉費、19節の25万円は介助用自動車購入に対する補助金であります。県と町が2分の1ずつ補助するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、15節の253万8千円は旧西嶋保育所のトイレ改修等を行い学童保育施設とするための工事費であります。

18節の71万6千円は西嶋および大河内学童保育施設の備品購入費であります。

23節の23万円は養育医療費国庫負担金精算に伴います返還金であります。

3目常葉保育所費、4目久那土保育所費、5目原保育所費、6目静川保育所費の7節につきましては子ども・子育て支援法による必要保育士の基準が増員されたことに伴う賃金の増額でございます。

13ページをご覧ください。

7目子育て世帯臨時特例給付金事業費、23節の9万7千円は子育て世帯臨時特例給付金の実績に伴う返還金であります。

8目特定教育保育施設費、19節の17万8千円は子ども・子育て支援法による必要保育士の基準が増員されたことに伴う民間保育所事業費補助金の増額であります。

3項1目災害援助費、23節の39万6千円は平成25年度大雪災害にかかる災害救助費繰替支弁金であります。

4款1項3目母子保健費の2万5千円の財源組み替えにつきましては、不妊治療に対する指定寄附金2万5千円を予算計上したことに伴う財源の組み替えでございます。

3項1目簡易水道運営費、28節の296万5千円は簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

2目簡易給水施設運営費、11節の20万8千円は峯山簡易給水施設の配水池無停電電源装置の更新修繕であります。

5款1項1目労働諸費、13節の121万3千円は三石山林道の側溝清掃業務委託93万6千円と14ページの下部リバーサイドパークの遊具でありますわんぱく丸が老朽化したため

の解体業務委託料27万7千円であります。

23節の1千円は、平成26年度山梨県緊急雇用創出事業市町村補助金が600円多く交付されていたため返還するものでございます。

6款1項3目農業振興費、13節の15万円は獣害対策集落講習会を八日市場区で開催するための委託料でございます。

19節の21万3千円は、雪害により被害を受けた施設を再建するため借り入れた資金の利子補給額が決定したことによる災害復旧資金対策費補助金の増額であります。

4目農業土木費、11節の500万円は各地区からの要望に基づく修繕費等でございます。

16節の50万円は農道・用排水路等の補修用原材料および資材費であります。

2項3目林業土木費の11節300万円は林道・治山施設等の小規模修繕費であります。

14節の500万円は林道等埋塞土除去に伴う重機等借上料の増額でございます。

7款1項1目商工振興費、13節の140万4千円は下部温泉会館漏水調査業務にかかる委託料であります。

15ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋梁維持費、11節の600万円は各地区からの要望に基づく町道等修繕費であります。

14節の75万円は12月から3月まで4カ月間、除雪用として重機を借り上げるものであります。

16節の39万9千円は生コンクリート等の道路補修用資材の購入のための増額でございます。

18節の11万9千円は老朽した道路補修用のプレートコンパクターを更新するものでございます。

2目道路新設改良費、13節の583万2千円は西嶋第一橋、榎の木橋および打越隧道の修繕工事にかかる積算および現場技術業務の委託料でございます。

5項1目住宅管理費、13節の82万9千円は町有住宅相又団地合併浄化槽原水槽清掃業務委託料が28万9千円。住宅家賃管理システム改修業務委託料が54万円であります。

15節の125万3千円は老朽した町営住宅坂下団地2棟の解体工事であります。

6項1目下水道総務費、28節の69万7千円は農業集落排水事業等特別会計繰出金であります。

16ページをお開きください。

9款3項1目防災費、19節の67万7千円は防犯灯建設事業費補助金として門野区へ20万8千円。下山新町区へ15万2千円。下山荒町区へ31万7千円を交付するもので、いずれもLED照明器具の設置であります。

10款1項1目教育委員会、8節の12万円は身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則第3条の規定により支給するもので1人3万円で4人分の計上でございます。

19節の884万4千円は中学校統合に係る指定制服等購入費補助金であります。

2項4目西嶋小学校管理費、11節の126万4千円は故障している校内インターフォンを修繕するものであります。

6目下山小学校管理費、11節の17万3千円は給食配膳用エレベーターの修繕費であります。

3項1目学校管理費、11節の68万2千円は学校施設環境改善事業事務消耗品費の増額でございます。

12節の71万7千円は統合に伴う理科実験用薬品廃棄処理手数料であります。

13節96万1千円の減額は身延中学校改修工事設計業務委託料の入札差金による減額でございます。

15節の196万7千円は中富中プール駐車場用地を地権者に農地として返還するための土壌改良工事100万5千円と身延中学校改修工事の増額分96万2千円でございます。

17ページをご覧ください。

4項2目公民館費、15節の95万1千円は旧北小跡地の排水路工事でございます。

5項2目金山博物館運営費、11節の37万8千円は博物館正面入り口付近の監視強化のため監視カメラを増設するものであります。

3目リバーサイドパーク運営費、11節22万6千円の減額は当初予算ではわんぱく丸の丸太交換を予定していましたが、老朽が激しく5款1項1目労働諸費に解体業務の委託料を計上したため減額するものであります。

4目総合文化会館管理費、11節131万円は消防用施設点検により指摘のあった火災報知器、誘導灯および非常放送用バッテリー等の交換修繕であります。

11款1項3目林業施設災害復旧費、15節の2億5,600万円は林道富士見山線災害復旧工事の査定が終了し、国の承認を得ましたので予算計上するものであります。

13款1項13目福祉教育学校等就学奨励基金費、25節の100万円は指定寄附金としてご寄附いただいた金額を積み立てるものでございます。

以上、議案第84号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第85号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は1,877万5千円減額し、2節後期高齢者支援金分現年課税分は554万7千円減額するものです。これは一般被保険者が本算定において前年度より55世帯、172人減少したことによるもの。また27年度において低所得者にかかる国保税の軽減判定所得の見直しにより軽減世帯数は47世帯、91人増加したことによるものです。3節介護納付金分現年課税分は391万5千円減額するものです。これは介護保険の第2号被保険者が本算定において前年度より41世帯、60人減少したことによるもの、軽減世帯数が27世帯、47人増加したことによるものです。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は444万円減額し、2節後期高齢者支援金分現年課税分は129万6千円減額するものです。これは退職被保険者が本算定において前年度より24世帯、50人減少したことによるものです。3節介護納付金現年課税分は148万3千円減額するものです。これは介護保険の第2号被保険者が本算定において前年度より34世帯、50人減少したことによるものです。

1 1 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金、1 節療養給付費交付金繰越金は4 1 0 万 5 千円増額するものです。これは平成 2 6 年度決算に伴う療養給付費等負担金超過交付分として予算計上するものです。

2 目その他繰越金、1 節その他繰越金は8 , 4 8 7 万 2 千円を増額するものです。これは平成 2 6 年度決算に伴う繰越金です。主に保険税歳入減額のための補てんおよび予備費償還金等の歳出財源として計上するものです。

7 ページの歳出を説明させていただきます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、1 9 節負担金補助及び交付金は5 5 4 万 7 千円を減額するものです。これは平成 2 7 年度社会保険診療報酬支払基金からの平成 2 7 年度支払基金納付決定通知によるものです。

6 款 1 項 1 目介護納付金、1 9 節負担金補助及び交付金は8 8 万 7 千円を増額するものです。内容は先の 3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金と同様に社会保険診療報酬支払基金からの平成 2 7 年度支払納付決定通知によるものです。

9 款 1 項 3 目償還金、2 3 節償還金利子及び割引料は8 1 8 万 1 千円を増額するもので平成 2 6 年度療養給付費等負担金ほか 3 件について額の確定および精算に伴う償還金が発生したための増額です。詳細は平成 2 6 年度療養給付費等負担金返還金 4 1 0 万 5 , 2 7 0 円。平成 2 6 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の国および県への返還金がそれぞれ 1 4 万 5 千円。平成 2 6 年度退職者療養給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金への返還金が 3 7 8 万 5 , 8 3 8 円であります。

1 0 款 1 項 1 目予備費は5 千万円を今後の医療費増加対策として計上させていただきました。

平成 2 6 年度において繰越金は合計で1 億 5 , 0 3 0 万 2 , 1 1 6 円であります。このうち当初予算においてすでに繰越金 5 千万 1 千円を計上してあり、今回の補正予算において 8 , 8 9 7 万 7 千円を計上いたしました。繰越金残額 1 , 0 3 2 万 4 , 1 1 6 円は今後の動向により予算計上してまいります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第 8 6 号および議案第 8 7 号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

最初に議案第 8 6 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明をいたします。

6 ページをご覧ください。まず歳入から説明いたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料 3 8 2 万 6 千円の減額についてです。本年 6 月の定例会において低所得者の保険料を軽減するための介護保険条例の一部を改正する条例を議決していただきましたが、今回特別徴収者の減額分として 3 8 5 万 5 千円を見込みました。1 人当たりの年間軽減額は 3 , 5 3 0 円で対象者を 1 , 0 9 2 人と見込みました。一方、のちほど歳出で説明いたしますが今年度以降、住民主体の介護予防の取り組みとしていきいき百歳体操を普及してまいりたいと考えておりまして、その経費の財源に充てるため、保険料分として 2 万 9 千円の増額を見込みました。減額分と増額分を相殺しまして

382万6千円の減額であります。2節現年度分普通徴収保険料38万9千円の減額につきましては特別徴収者と同様、低所得者の保険料の軽減措置に伴い補正するもので対象者は110人と見込みました。1節、2節合わせまして421万5千円の減額であります。

次に4款国庫支出金の3万2千円。5款支払基金交付金の3万5千円。6款県支出金の1万6千円。それから8款1項2目地域支援事業繰入金1万6千円のそれぞれの増額はいきいき百歳体操実施経費の財源に充てるため国、支払基金、県、町の負担割合に応じて増額するものです。

次に8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金424万4千円の増額は、低所得者の保険料軽減分を公費で補てんするため一般会計から繰り入れるものです。

なお、この繰入金の財源として一般会計補正予算案に国分として2分の1、県分として4分の1の歳入を見込んでいます。

次に7ページの9款1項1目繰越金6,696万5千円の増額ですが、歳出予算の国庫支出金等償還金および予備費の財源として計上いたしました。

次に8ページの歳出について説明いたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては歳入で低所得者の保険料を減額し同額を一般会計からの繰入金で補てんいたしますので、これに伴い財源組み替えを行ったものです。

5款1項2目一次予防事業費、11節需用費12万8千円の増額は先ほど歳入の説明で触れましたとおり今年度以降、住民主体の介護予防の取り組みとしていきいき百歳体操を普及してまいりたいと考えておりまして、この体操に使用する重りの購入費を計上しました。この重りは参加者の手首や足首に装着し、その方の体力に合った負荷をかけて筋力アップを図るためのもので科学的に考えられた体操です。今回30人分の重りを見込んでいます。筋トレマシンのような器具が整備された施設に通わずとも気軽に筋力アップができます。町では5人以上のグループで身近な集会所、あるいは自宅の一室でも可能ですのでそのような場所を自ら確保していただいて週1回のペースで少なくとも3カ月以上は継続して取り組んでいただくことを推奨し、やってみたいというグループに対してこの重りを貸し出すことといたします。

次に7款1項3目国庫支出金等償還金、23節償還金利子及び割引料の3,596万5千円ですが平成26年度の保険給付費等の実績額確定に伴い、その財源として平成26年度中に受け入れ済みの国庫支出金等に超過交付が生じたため、これを返還するためのものです。その内訳は保険給付に対するものとして3,473万697円。地域支援事業に対するものとして123万3,727円です。

次に8款1項1目予備費に3,100万円を計上いたしました。保険給付費の急激な伸びと不測の支出に備えるためのものであります。

以上で議案第86号についての詳細説明を終わりました次に議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をいたします。

6ページをご覧ください。歳入から説明をいたします。

3款1項1目繰越金66万5千円の増額につきましては、歳出補正予算の財源として計上いたしました。

7ページをご覧ください。歳出について説明いたします。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、13節委託料の66万5千円の増額につきましては介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する

ものでありますが、当初見込みより委託件数の増加が見込まれるため増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第 88 号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第 88 号 平成 27 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目簡易水道一般会計繰入金、2 節公債費繰入金につきましては公債費元金に充当するものであり 296 万 5 千円の増額補正であります。

6 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 4 万 3 千円の増額補正につきましては平成 26 年度の繰越金によるものであります。

次に歳出について説明させていただきます。7 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目簡易水道管理費、18 節備品購入費 2 万 8 千円の増額補正につきましては主に納付書等を印刷していたプリンターが故障し修理不可能となったため、新規購入を要望するためであります。27 節公課費につきましては 3 万 1 千 5 百円の増額補正であります。平成 26 年度分消費税の確定申告により生じた不足額の計上であります。

2 款 2 項 1 目簡易水道建設費、15 節工事請負費 2,900 万円の減額。19 節負担金補助及び交付金 2,900 万円の増額補正につきましては、中富南部簡易水道事業、小原島地内県道南アルプス公園線の管渠埋設に伴う舗装本復旧工事を当初、工事費として予定しておりましたが県道の道路管理者であります山梨県が舗装本復旧に併せ、反対車線を補修修繕するため舗装本復旧を負担金により受託工事として代行して山梨県に実施していただくためであります。舗装本復旧延長 L = 800 メートル、面積 3 千平方メートルであります。

3 款 1 項 1 目元金につきましては、一般財源 296 万 5 千円減に伴う財源組み替えでございます。

以上、議案第 88 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第 89 号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第 89 号 平成 27 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目農業集落排水事業繰入金 5 万 7 千円につきましては、平成 26 年度分農業集落排水事業にかかる消費税納付金に伴う追加補正であります。

2 目小規模集合排水事業繰入金 6 万 4 千円につきましては、北川地区排水処理施設の水中ブローア交換修繕費として維持管理費に充当する追加補正であります。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目上之平地区維持管理費、27節公課費5万7千円の追加につきましては平成26年度分の決算に伴い消費税について税務署と事前協議を行い、平成26年度分の消費税納付額が49万7千円の見込みとなりました。当初予算に44万円を計上しておりますので不足額の5万7千円を追加補正するものであります。

2項1目元金につきましては消費税納付金に使用料を充当するため、これに伴う財源組み替えでございます。

2款1項1目北川地区維持管理費、11節需用費64万円の追加につきましては排水処理施設の水中プロアを交換するための修繕費でございます。

以上で議案第89号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第16 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

福與三郎君。

○8番議員（福與三郎君）

請願を提出いたします。

請願第3号

件名 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願者住所 山梨県南巨摩郡身延町三沢710番地

氏名 身延町PTA協議会会長 若林哲司ほか3団体

紹介議員は私、福與三郎であります。

請願の趣旨

少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願の理由につきましては、記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上であります。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第17 請願第4号 中部横断自動車道（仮称）中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

福與三郎君。

○8番議員（福與三郎君）

請願第4号

件名 中部横断自動車道（仮称）中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書

請願者住所 山梨県南巨摩郡身延町常葉694番地2

氏名 中富から国道300号の早期開通を実現する会代表 道村芳久ほか12人

紹介議員は草間天、福與三郎、伊藤文雄。

請願の趣旨でございますけれども、町議会は早期のこの道路の実現のため町および県に積極的に働きかけていただきたい。

町議会はこの道路構想実現のため町に早々に調査・研究を行うよう働きかけていただきたい。

請願の理由につきましては、記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審査の上ご採択いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第18 請願第5号 請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

請願第5号

受理年月日 平成27年8月18日

請願書

請願者住所 山梨県南巨摩郡身延町古関131番地

氏名 久那土保小中保護者会代表 若狭正人

住所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋318番地

氏名 西島小学校保護者会代表 近藤有美

紹介議員 松浦隆 川口福三

請願の趣旨

市川三郷町立六郷中学校への通学を希望する久那土小・西島小学区に在住する児童、ならびに久那土中学区に在住する生徒が就学可能となるよう、身延町教育委員会に働きかけていただきたい。その第一歩として、まずは市川三郷町教育委員会が許可に向けて動き出すことができるよう、身延町教育委員会の同意の旨を市川三郷町教育委員会に伝えるよう申し入れていただ

きたい。

請願内容につきましては、記載のとおりであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第 19 請願第 6 号 請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

松浦隆君。

○7 番議員（松浦隆君）

請願番号 請願第 6 号

件名 請願書

受理年月日 8 月 21 日

請願者住所 山梨県南巨摩郡身延町常葉 5 5 7 0 番地

氏名 小中学校統廃合問題を考える会代表 渡邊龍巳

紹介議員、松浦隆でございます。

請願の趣旨ですが 8 月 4 日、5 日、6 日に教育委員会によるスクールバスの運行実測が行われました。しかしこの期間、学校は夏休みであり、また企業も夏休暇や変則就業を実施しているため交通実態は通常と異なっています。子どもたちの安全確保のためには正確なデータが必要です。学校が休業日でない通常時に再度の実測を実施されるよう教育委員会に申し入れをしていただきたい。

中学校統合準備委員会での協議の中では、保護者会から安全確保の意見が相次いでいます。今、スクールバスの運行実測では各停車時間が 30 秒でした。中には 15 人や 20 人以上の生徒が乗降する停留所もあります。乗降場所に遅れてくる生徒もいると思われま。30 秒では子どもたちがシートベルトを固定したか、安全に着座しているかを確認するのは無理です。また実測では 30 秒停車とすれば運行会社はそれを踏襲します。極めて危険な運行になります。

どう見ても最低 3 分の停車時間は必要で、この時間を確保した運行計画を教育委員会に申し入れていただきたい。

8 月 6 日に教育委員会より提出された中学校統合に関する保護者要望事項について、意見交換資料で教育委員会はすべてを行政・学校でカバーすることは現実に困難で、従来どおりに保護者や地域の協力をお願いしなければならないこともあるとしています。

しかし中学校統合準備委員会に住民は傍聴さえも認められず、何も分からない状態です。こんなことでは協力さえおぼつきません。

教育問題は町の将来構築にもつながり、地域住民には大きな関心事です。今からでも遅くはありません。中学校統合準備委員会に地域住民が参加できるように教育委員会に申し入れていただきたい。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

なお請願第 3 号、請願第 5 号および請願第 6 号は教育厚生常任委員会に、請願第 4 号につい

ては総務産業建設常任委員会に付託する予定になっております。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時00分

平成 2 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 4 日

平成27年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成27年9月 4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	副町長	望月幹也				
教	育	長	鈴木高吉	総務課長	樋川信			
会	計	管	理	者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭	
財	政	課	長	笠井祥一	税務課長	村野浩人		
町	民	課	長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾		
観	光	課	長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三		
産	業	課	長	遠藤基	土地対策課長	佐野勇夫		
水	道	課	長	望月真人	環境下水道課長	深沢香		
下	部	支	所	長	遠藤庄一	身延支所長	藤田政士	
学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	生涯学習課長	高野博邦

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりです。
なお、水上建設課長は欠席の届け出がありましたので報告いたします。

日程第2 一般質問。

質問の通告書は7名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
それでは通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。
野島俊博君の質問を許します。
登壇してください。
野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。大変、多岐にわたる質問でございますけども、どうかよろしくご回答をお願いいたします。

それでは早速、聞いていきます。質問1．鳥獣被害防止について聞きます。

これはもう皆さますでに承知のことと思いますけども「西伊豆感電事故 漏電遮断器なし 電気柵倒れ川に接触か」というニュースでございました。西伊豆町一色の仁科川の支流で7人が電気柵に感電して男性2人が死亡した事故。そこで今回、電気柵の管理・運用等、法に関する事項について質問いたしますのでよろしくお願いたします。

漏電遮断器は電気柵から外部への漏電があった場合、通電を中止し火災や事故の発生を未然に防ぐ装置、これは2009年に兵庫県で起きた電気柵による感電死亡事故を受け経済産業省は同年8月、電気柵の取り扱いに関して電気事業法74条に基づく指導を出しております。今回の事故は左手に大ケガをした男子児童8歳が最初に電気柵に触れてやけどし、電気柵の電線を支える支柱が倒れて、電線の一部が川に接触して漏電した可能性があるかとみています。電気柵は20メートル以上離れた対岸の農作業小屋にある家庭用コンセント100ボルトを電源としていたということでございます。変圧器があったが人が感電死に至る50ミリアンペアに近

い電流が流れた可能性もあるとみられております。

以上この事故により鳥獣被害対策用の電気柵の特性と注意点を知ろうということで鳥獣被害、農作物を守る方法として電気柵による防除が町内でも畑、水田を中心に電気柵を設置している箇所が多くありますけども、特性を正しく理解し安全に活用し未然に事故を防ぎましょうということで質問をいたしますのでお願いいたします。

まず1でございますけども質問1、 、 ですが本町では鳥獣被害防止計画を策定し、これに沿って防止に取り組んでおりますけども、ここは数値的なことを聞きますので 、 、 併せて回答をお願いいたします。

まず は県単土地改良事業等、これまで講じてきた被害防止対策についての整備延長と 中山間地域総合整備事業による侵入防止柵設置についての整備延長はについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

野島議員の質問1のすべてにつきましては、担当課長に答弁をいたさせますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

それではご質問にお答えします。

平成22年度から現在までに県単土地改良事業等で講じられました被害防止対策のうち個人等で設置した電気防護柵の整備延長は2万2,607メートルとなります。また2番目の中山間地域総合整備事業により行政機関で設置された侵入防護柵の整備延長は、身延北部地区において平成22年度から27年までに5万356メートルとなります。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

中山間地域のほうは、この25年から増えたということによろしいですね。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

続けて整備をしておりますので増えております。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは次に移ります。質問2の電気柵の設置について聞きます。

まず電気柵について、電気柵は鳥獣害防除または放牧等で広く使用されており、バッテリーなどを電源とした電気柵用電源機から電線へ電気を流し、これに触れた動物にショックを与え田畑への侵入を防ぐとされております。

電圧はこれは出力は1千ボルトに達しますけども、法律で定められた電気柵を使用すること

により流れる電流は数千分の1秒単位のパルス式、約1秒間隔となっておりますけども、非常に短い時間でございますけども、低電流値でありまして、これは冬場の静電気のパチンというような刺激に似たものであるということでございますけども、またパルス式であることにより電気柵を触った場合でも手を離すことができるようにしたものでございます。

そして注意事項といたしまして、こんな方はご注意をということで、ペースメーカーや除細動器を装着している方は直接電気柵の線に触れないように注意してください。また機器に影響を与え人体に重大な影響を及ぼす可能性がありますということでございます。こんな場合にご注意をということで、もう1つ、感電が発生したときには電気柵用電源装置や電気柵には近付かないでください等々の注意点があるようでございますけども、それで質問2の 電気柵は自由に設置できるかについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

電気柵は田畑や牧場などで野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

そういう限りということが1つの問題でございますけども、質問2の 届け出義務はあるのかについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

現行では届け出の義務はありません。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。

この西伊豆の感電死ですね、「電気柵は必需品 届け出不要 設置の把握困難」ということで毎日新聞の地方版の見出しにこれは出ておりましたけども、西伊豆町産業建設課によりますと電気柵設置に届け出の義務はなく、どのくらいの人在使用しているか把握は困難ということでございました。農地保護のために設置する場合、材料費の約半分を補助する制度を設けており、年間で10数件の利用者がいるということでもございました。この静岡県の山村共生課の担当者は今回の事故を受け、農協や市や町を通じ事故防止の徹底を呼びかけていきたいとしておりますけども、以前より簡単に電気柵を設置できるようになった、個人で電気柵を張っている場合、管理も個人任せにならざるを得ないと報じております。

ここで質問いたしますけども、ここで の法令関係を先に質問させていただきたくお願いいたします。理由は法令関係を明らかにすることで 、 、 が理解しやすいと思っておりますのでよろしく議長、お願いいたします。

それでは質問2の 電気柵について、人に対する危険防止のための施設方法の定めはについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

電気事業法に基づく電気施設に関する技術基準を定める省令により、電気柵はその設置にあたり感電または火災の恐れのないように設置することとされております。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

法的はそうなんですけども、法にない部分でございますけども、欲を言えば日次、月次、年次点検の有無とかそういうものが、やっぱりこれは入っていかなければならないではないかなとそういうふうに思いますけども、機器個々の点検、法に基づく点検はということになります。この件はどうでしょうかということでございますけども、次に移りますけども質問2の危険表示はどのように行うことが必要になるのか、回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

電気柵を設置する場合は、人に見やすいように適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

続きまして2の どのような場合に漏電遮断器を設置する必要があるのか、これについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

電気柵を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、家庭用コンセントなどの30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために漏電遮断器を設置する必要があります。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

漏電遮断器のこのテストボタンというのがあると思うんですけども、どのような動作をするものですかということでございますけども、この漏電遮断器では大変な、非常に大切なものがございます。テストボタンは漏電発生時に漏電遮断器が確実に動作、トリップするかテストを行うための、これは押しボタンが付いているはずでございます。そしてこのテストでは漏電動

作の、漏電表示ボタンが突出しますけども、ただし電氣的に動作するかのテストを行うため電源側の端子に電圧を印加しておく必要がございます。このテストは、少なくともやはり月次ぐらいは自分で自己診断でやっていかなければならないではないかなと、そのように私は思っております。

そして漏電遮断器のテストボタン動作確認の法規定については、漏電遮断器の定期点検に関する法的な規制はございませんけども、以下のような、これから言いますけども技術指針が出されております。ただし、これはいずれも制定された時期はかなり古い時期でございますけども関係する技術指導等はまず1．低圧電路地絡保護指針、これは日本電気協会、1972年に出されたものですけども、適当な時期ごとにテストボタンによる動作確認をすることになっていると。

2は感電防止用漏電遮断器安全指針、これは労働省、1972年。外観検査、感度電流、動作時間、絶縁抵抗測定を推奨しており、実施時期は使用頻度や設置場所などの条件で任意に決めることになっています。またこれら以外にも感電事事故例や遮断器の必要性について教育を実施するという事になっております。

3番目に感電防止用漏電遮断器装置の接続および使用の安全基準に関する技術用の指針、これは1974年、感度電流、動作時間、絶縁抵抗測定をすることとなり、実施時期は上記と同様、使用頻度や設置場所などの条件で任意に決めることになっています。

は漏電遮断器適用指針、これは電気工業会、1985年でございますけど、テストボタンによる動作の確認は初めての使用開始時、転用の場合、これはレイアウト等変更も、結線を作り直した場合も含まれますけども、そしてあとは塵芥、油、煙等が付着した場合、振動・衝撃を与えたとき、長期間、1週間から2週間以上使用せずに使用を再開した場合、その他の場合で使用条件の悪い場合は月に1回から2回程度、使用条件の良い場合は年に1、2回、上記のような、今まで言ったようなことを法的義務や記録を残す必要は決められていませんが、漏電遮断器のテストボタンの動作確認は1カ月に1回程度、推奨しているということで言われております。

それで次に質問2のに移ります。

設置・管理について町としてどのように関わっているのか。これについて答えをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

電気柵の設置につきましては、行政機関に対して届け出の義務もなく自由に設置することができますので、すべての設置者に対して直接、設置および管理について指導することはできません。ただし本町の有害鳥獣防除用施設設置補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けて電気柵を設置する方については設置場所、設置方法、設置状況の現地調査を実施いたしますので電気柵の安全な設置や管理を指導することとしております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

次に質問2のに移りますけども、電気柵の施設、法的要求事項はどのようになっているのか回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

電気柵は電気事業法で設置方法が定めており、その設置に際し満たさなければならない主な基準を申し上げます。

まず1つ目に危険である旨の表示をすること。2つ目に出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。3つ目に30ボルト以上の電源から電気を供給するときは漏電遮断器を設置すること。ならびに専用の電源スイッチを設置することとなっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

侵入防止柵の一種である電気柵を施設する場合の安全確保は極めて、これは重要になってきております。電気事業法、今言ったとおり39年、法律第170号に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令、これは平成9年、通商産業省省令第52号、第74条の規定ではこの施設に当たっては感電または火災の恐れのないように施設することとなっておりますけども、農業者自らが施設する場合を含め感電防止のための適切な措置を講じることが必要でありますとそういうふうになっております。

そして家庭用コンセントを直接電気柵に通電することは、これは法令違反でございますけどもこれは大変危険なことでございます。そして鳥獣による農作物等の被害の防止にかかる電気柵施設における安全確保につきましては今、回答のとおりでございますけども、電気柵の管理ということでもっていきますと、電気柵の設置を行った場合は電気柵の周囲の草刈りなどを行い漏電を防ぐとともに、電線の切断がないかどうかこまめな点検が必要でございます。

それで質問3に移りたいと思いますけども、これまでの回答をまとめていただいて、今後の鳥獣侵入防止柵の整備計画はについて、これは賀茂郡西伊豆町で発生した電気柵による事故の水平展開を教訓としての考えを含むということにつきまして回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

今後の鳥獣侵入防止柵の整備計画につきましては中山間地域総合整備事業、身延北部地区において9,500メートル、ならびに身延南部地区において2万8,100メートルの施設整備が計画されております。行政が主体となって整備する鳥獣侵入防止柵につきましては施設整備地区と協定を結ぶ中で、その設置管理に対して安全を重視することに努めてまいります。

さらに町内で農業を営んでおられる皆さまには、本町の有害鳥獣防除用施設設置補助金において補助対象額の8割を補助する制度でありますので、有効に活用していただきたいと考えて

おります。

また西伊豆町で発生した電気柵による事故以降に国、県の関係機関から電気柵の設置状況確認や安全な設置管理に関する周知徹底がされたことに伴い、本町におきましても7月下旬に町内約220カ所の現地調査を実施するとともに防災無線、ホームページ、広報9月号において注意喚起したところであります。

今後は、電気柵の設置についての届け出の義務や認可制度などの行政手続きも視野に入れた取り組みが想定されますので国・県等の動向を見極め迅速な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

そうということがこれから事故を起こさない方法につながっていきますけども、この今の回答をいただいて、他プラントで起きた事故の水平展開ですね、そういった事故とか故障については対策検討の結果を踏まえ各プラントの定期点検の際に該当機器の点検を行い、同様のトラブルの発生防止に努めていただきたい。点検内容は類似のトラブルが発生するかどうかの確認検査と機能試験による健全性の確認でありまして、一方、類似のトラブルが発生する恐れがある場合は対策と、これはなっているとそういうことでございますけども、これは日次、週次、月次点検、年次点検、また点検項目の設定など今回の質問に対して適切に今、お答えをいただいたんですけども、さらにそれを進めていただいて、自主的に点検をやっていただくような指導もしていただければと、そういうふうに考えておるところでございます。

また事故の水平展開も今なされておりますけども、今後へ生かす努力も伺いました。課全体が同じ認識を持って、ことに当たることはとてもこれは大事なことでございます。今後ともこういう事故があった場合、他人事とは思わずとことん突き止めていく姿勢を維持し見直しを随時行ってほしいと考えております。

また大事なことは微電流であってもショックということで、こういうことで死に至る場合もございます。特にショックで転んで頭を打って打ちどころが悪い場合は死に至るとか、それは大きな事故になると思える潜在的な危険要因、またそういう有害性を見つけ出してこれを取り除くような提言活動もぜひやっていただきたいと、そういうように思います。よろしくお願ひ申し上げまして質問1を終わりにさせていただきます。

続きまして質問2、国道52号整備について、新たなルートについて聞いていきます。

道路整備には都市の骨格となる環状放射道路の整備、景観に配慮したまちなみ形成を支援する道路の整備、渋滞ポイントの解消を図る道路の整備、快適な歩行空間を創出する道路の整備、中心市街地活性化を支援する道路の整備、交通結節点や物流拠点周辺の道路の整備などが挙げられております。

このたび下山地区の富士川敷地には広い国有地があることから中部横断道から発生する土、岩の一部を利用して盛り土を行い、全面に連続堤防を整備し盛土の上面は一般道を整備する計画としております。そして現在、工事に一部着手しておりますけども、盛り土や連続堤防の工事は中部横断道の工事進捗に合わせ、平成29年度に完成との説明を過日の全協で受けたところでございます。

このことはこれまで私も工業団地に勤務しておりまして、大変ありがたいことはよく分かります。地域の交通に対する安全・安心と工業業務としての機能が集積した工業団地の活性化を支援する道路の整備の実施となり、地域や工業団地としても大変ありがたいことであると考えています。そしてさらに交通結節点の整備をすることによって快適性、利便性の向上が図られるほか通過車両からの風景もいっぺんし、新たな誘客に対しての効果があるのではないかと思うところでございます。

そこで今回、さらに車の通行の利便性を考え国道300号と宮原西詰から富士川・早川右岸の堤防整備をお願いし、新早川橋までの新ルートの整備をすることを望むものでございます。富士川右岸を通ることによって西には身延山、そして目を落とすとクラフトパーク、身延山ゴルフ場、そしてさらに目を下げると工業団地のミニパーク、春にはクラフトパークの桜、工業団地ミニパークの桜並木、秋はこれを機にクラフトパークに赤色が少ないために県に街路沿いの植栽をお願いして、春秋年中楽しめる風景が目の前に表われることとなります。そして南は急傾斜地を縫うように流れる三大急流の富士川の流れを目の当たりにすることになります。「下部温泉郷へよくおいでくださいました」の看板と身延インター、そしてバイパスには排雪所やチェーン着脱所の設置が考えられておるようでございますけども、これが駐車場にできればこれからの風景が楽しめることになると思いますけども、そこで質問いたします。

国道300号、富山橋西詰から下流富士川右岸への連続堤防および盛り土による道路整備、国道52号バイパス工事が予定された。そこでさらに上沢交差点付近の混雑解消のために新早川橋までの新ルート、富山橋西詰から富士川・早川右岸上流堤防の整備による設置の考えはありますでしょうか、回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

国道300号の富山橋西詰から下流富士川右岸への連続堤防および盛り土による道路整備等につきましては、本年6月5日の全員協議会の席で下山地区整備として議員の皆さんに説明をさせていただきました。

なお、施工につきましてはそのとおりに施工をしていただけることになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の新早川橋までの右岸の河川敷の整備による新ルートの設置につきましては、建設が決まった富山橋西詰から当子沢橋約1,900メートルが国道52号のバイパス的役割を果たす上で必要なルートと考えます。富山橋西詰から新早川橋の間につきましても町では今後、国へ要請をしてみたいと思っております。

以上であります。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

大変前向きなご回答をいただきました。どうかひとつ前向きに進めていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは質問3に移らせていただきます。高齢者福祉について聞いていきます。

大介護時代に向けての準備はと題して質問いたしますので、よろしくご回答をお願いいたします。

まず2025年問題について、団塊の世代が2025年ごろまでに後期高齢者、75歳以上に達することによって介護・医療費等社会保険費の急増が懸念される問題とされております。2025年の超高齢化社会の社会像は、これまでの高齢化の問題は高齢化の進展の早さの問題でございましたけども平成27年、2015年以降は高齢化率の高さ、高齢者数の多さが問題となります。そして低い出生率と諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、年金等厳しい社会保障費負担の社会到来が予想されております。

平成27年、団塊世代、1947年から1949年生まれ、約800万人が高齢者となり低出生率が拍車をかけ生産年齢人口がさらに減少されると予想されております。2025年問題、介護や福祉分野の需要はますます増え、医療費などの社会保障費が急膨張する中、医療・介護のサービス体制の抜本的な見直しが必要とされております。

認知症高齢者数につきましては2010年では約280万人、2020年には410万人、2025年には470万人を超えると推計されております。そして若年性認知症18歳から64歳の有症率、人口10万人当たり男性57.8人、女性36.7人。中でも気をつけたいのは若年性アルツハイマー病とされております。

それでは、これから質問していきますのでよろしく回答をお願いいたします。

質問1. 2025年問題をどのように考えているか、回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

3の回答につきましては、担当課長にすべて回答をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

日本は2007年に高齢化率が21%を超え、すでに超高齢社会に突入しています。そして人口構成で最大のボリューム層であるいわゆる団塊の世代が75歳以上に到達するのが2025年です。厚生労働省が示す2025年の日本の高齢化率は30%を超え、野島議員のご質問の中にもございましたとおり、これまで他国と比べ日本の高齢化の問題はその進展の早さの問題とされてきたところが、これからは高齢化率の高さの問題となってまいりまして、このことは少子高齢化や人口減少を背景として年金、医療、介護等の社会保障制度、その他これまでの日本の社会の仕組みに影響を与えるものと思われまます。

例えば介護について考えますと、後期高齢者の年代はそれ以前の年代と比べて介護リスクが高まってまいりますので、介護需要の伸びに伴いそのための費用も増嵩し介護保険制度自体の存在が危ぶまれる事態にもなりかねません。そこで国では2025年に備え、今般の介護保険制度の見直しにより医療や介護、その他の高齢者の多様な生活支援ニーズに対し地域全体で応えていけるよう、地域包括ケアシステムの構築に具体的に取り組むよう市町村に求めてまいりました。

身延町の高齢化率はすでに42%を超え、国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月に出した将来人口推計値に基づく本町の2025年の高齢化率は49%を超えることとなります。

高齢者がいつまでも地域で安心して暮らしている環境、地域包括ケアシステムを整えることは本町にとってはまさに喫緊の課題であると認識をしております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでこれから質問2に入りますけども、この迫る大介護時代にどう立ち向かっていくのか。介護責任を誰が担うのか、誰もがその問いに向き合わなければならない時代を迎えた日本でございます。人生100年社会、誰もが介護に関わる時代がやってくる。まさに大介護時代の到来でありましてケアも総力戦になると言われております。介護不安ばかりがクローズアップされがちですけども、このことに対して地域の動きも見えてきております。そんな希望も考慮しながら介護のある暮らしをどう支えるのかの答えを出していかなければなりません。

人生50年から80年時代、そして現在は人生100年社会へ高齢者が地域から孤立しないための取り組みに着目しなければならない時代となってまいりました。そして目的の実現のためには、まずは地域から孤立している方を把握することが必要でございまして、それには行政の住民実態把握を進めることが必要でございまして、さらに現行の見守り活動をどのように生かして地域全体としての見守りの仕組みを構築していくかが課題と考えます。

ここで質問いたしますけども、質問2の 地域からの孤立・孤立ゼロへについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

本町の在宅のひとり暮らし高齢者数は本年4月時点の住民基本台帳に基づきますと1,494人、全高齢者人口に対する割合は26.4%という状況で、この比率は毎年上昇傾向にあります。

町では緊急時に対処するためのふれあいペンダント事業、閉じこもり防止のための生きがいデイサービス事業、安否確認も含めた配食サービス事業等の福祉サービスを用意し一人暮らし高齢者の生活を支える施策を推進していますが、これで十分とは言えません。

やはり生活の中での他者との交流は孤立を防ぐことはもとより、人の生活の質の向上を考えたとき欠かせない要素であろうと思います。人間関係の希薄化、地域コミュニティの衰退等により近隣同士の交流という普通の営みを難しくさせている面も今後、さらに顕著となってくるかもしれません。これまでも民生委員や地域の皆さまによる日常的な見守り等も行われているところですが、高齢者を地域から孤立させないという観点でどのような対応策があるのか、地域の皆さまと共に考えるそのような機会を必要に応じて設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

1,494人、26.4%、大変高い数値でございますけども、日本は今、長寿社会、将来はもっと長寿社会、子どもの数はもっと少なくなる。高齢者が増えれば介護の世話になる人が

増えていきます。まず親を介護する側に立ち、次に自分が介護される側に立つ。そういう人がこれから増えていくと。親に介護が必要になった場合、自分に介護が必要となった場合、どのような介護を望むのか。これはやはり私たちも自分に置き換えて考えてみないといけません。

そして介護を支援する団体代表、40代、50代ですから、これは次の再就職はほとんどできません。これは本当に日本経済の根幹を揺るがしかねない、誰もが当事者になる大介護時代でございます。当然、親の介護をすれば仕事を辞めなければなりません。介護離職はだんだん社会問題化しつつありますけども、子どもが年老いた親の面倒をみるのは当然でございますけども、面倒をみる方法はよくよく考えなければいけない時代でございます。介護をしながら働いている人は全国で290万人。そして介護離職をする人は年間10万人にもなると言われております。その多くは40から50代の働き盛りの人たちでございます。住み心地よきまちづくり、この問題をどのように捉え解決していくのか、その答えを出していかなければなりません。そこで質問いたします。

質問2の 介護離職者ゼロについて考え、あるいは取り組み等について回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

少子高齢化、過疎化、核家族化、人々の価値観の多様化等、さまざまな要因から家庭への介護力が弱まる中、介護を社会全体で支えようとの理念から介護保険制度は始まりましたが、家族の介護のためにやむなく職を辞さなければならないという方がいらっしゃるのも事実です。公的なサービス、あるいは住民の声かけ、見守り、ちょっとした心づかいなど地域にある利用可能な資源をうまく組み合わせ、ご家族が介護をすべて抱え込まなくてもいい状況をつくっていく、このことが介護離職を減らす手立てとなると思います。そのような介護を支える資源をさらに充実させるよう、地域包括ケアシステムの構築を進める中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

まず親に介護が必要になった場合の家族としての希望と、自分に介護が必要になった場合の本人としての希望はと問われますと大変これは複雑な気持ちになります。これから少子高齢化でますます労働力不足が社会化問題になってきますけども、介護離職ゼロ化や介護休業ゼロ化を目指す必要があります。企業にとって必要な人材の介護離職や介護休業をゼロ化することは企業活動の維持にもなっていきます。自分が年老いたとき子どもの近くで生きていたいと思う。でも年老いた自分の面倒を働き盛りの子どもに見させるのは、子どもの仕事も生活も人生も奪うことになりはしないかという、そういう考えになりますと大変複雑でございます。

そこで質問いたしますけども、質問の2の に移ります。

地域で見守る認知症対策につきまして回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

認知症の症状が表われたときご本人やご家族は大変困惑し、あるいは他者との人間関係において誤解や摩擦が生まれる場合も出てまいりまして、日常生活に支障が生じてまいります。本町では多くの住民の皆さまに認知症に対する理解を深めていただき、このことにより認知症になった方やそのご家族がこれまでどおりの生活を維持できるような地域社会、このような社会を住民の手によってつくっていただくことを目指し、認知症サポーター養成講習を行っております。平成26年度末時点でこの講習を受講していただいた方は754人、人口の5.5%です。さらにこの比率を向上させるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

認知症でも大丈夫、患者と家族を地域で見守る取り組み、事例4つ。今、注目される地域の認知症の対策の紹介があります。

1つは安心して徘徊できるまちづくりを目指す福岡県の大牟田市。認知症への理解を深め地域で認知症の人とその家族を見守る事業に力を入れている。そして安心して徘徊できるまちを目標に認知症の方が行方不明になってしまったことを想定した模擬訓練が定期的に行われております。また小中学校では認知症をテーマに描かれた絵本を読み聞かせ、認知症の人の気持ちに寄り添う心を育む教育が実施されております。

次にこれは山形県の寒河江市ということでございますけども「どさ、いくなやっす」ちょっと発音が分かりませんが、ひと声アタックに挑む山形県の寒河江市。これは「どこへ行くんですか」という意味なようでございます。ここでは認知症の方が安全に自宅へ帰れるよう地域を挙げて声かけ運動を呼びかけております。驚かせず急がせず、自尊心を傷つけない認知症の方への声のかけ方のポイントを学ぶ声かけ体験は、100人以上の地域住民が参加したようでございます。

ほかにも多くの事例がございます。愛知県東海市の認知症買い物セーフティネット。家族の負担を軽減する武蔵野市の認知症高齢者見守り支援。東京都武蔵野市では認知症の方を地域で見守る事業の1つとして認知症高齢者見守り支援が行われております。これは独自の研修を受講したホームヘルパーが家族に代わって散歩に付き添い認知症の方を見守る、話し相手になるということでございます。家族以外の地域の人との触れ合いは、認知症の方やその家族にとって大変にリフレッシュの機会になると思われま。目指すのは認知症での暮らしやすい社会ということでございます。私たちの住む町はどんな取り組みをしているのか、これから考えていかなければなりません。

次に移ります。介護人材の確保と育成策について聞いていきます。

介護人材は高齢化率に比例して大変順調に増加してきましたけども、2000年を境に離職率が高まる傾向を見せ、高齢者人口がピークに達する2025年に向けて大きな不安を残しております。そしてこの対策として介護報酬における介護職員処遇改善加算の創設による介護人材の処遇改善や介護職員初任者研修の創設や認定介護福祉士の仕組みの検討によるキャリアパスの研修を挙げています。そういった現状を打開しようと研修参加が必要でございますけども、現実には現場は研修と違うということでございます。

そこで質問2の 介護人材の確保と育成策について聞きますので、よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

専門性を持った職業人としての介護人材とともに要介護者の身近なところでちょっとした生活支援を担ってもらえるような人材も今後必要になってくると思っております。

そのために先ほどの答弁の中で触れた認知症サポーター養成講習も含めまして、地域住民向けの介護体験や介護についての基礎的な知識を学ぶための研修の機会なども充実できるように今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

日本はますます高齢化が進んでいくと予想されております。高齢者の人口が増えていくにつれて医療費などが増大して日本の予算の大半が医療費に使われてしまう、非常に厳しい状況になっております。多かれ少なかれ年を取ると体の調子が悪くなってきます。それは仕方がないことでございますけども、ですから少しでも病気になる人を減らすことができるようになれば、それだけでも医療費を減らすことができるわけでございます。

病気になることを防ぐためには、もしくは病気になっても早期に回復することができるようにするためには、やはり体力がなければいけません。そこで生涯スポーツが重要となってきております。最近高齢の方々が楽しそうにゲートボール、グラウンドゴルフをしている姿をよく見ます。これも生涯スポーツの1つであると考えられます。たとえ軽い運動でもやるとやらないとでは健康に対する影響は大変違ってきます。ゲートボールをすることであちこちが鍛えられ運動しているので心肺機能も鍛えられます。楽しんでいるうちに体が鍛えられ体力が付く。生涯スポーツという考えは、これからますます社会に広げていく必要がございます。体力がなければすぐに病気になりますし、病気からの回復も遅れてしまいます。したがって、高齢者の方の体力づくり、体力増強がこれからはとても必要になってきます。そこで質問いたしますけれども質問2の 健康な高齢者への恩恵策について聞きます。回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

健康な高齢者の恩恵策ということでの質問でございますが、恩恵といえますか、そういう健康をつくるためのそういう取り組みを奨励するという意味合いで考えてみますと、例えば現在、みのぶまつりの席上で歯の健康という視点から80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を町長が表彰させていただいております。そのような表彰というような策もあろうかとは思いますが、例えば介護の場面を考えますと高齢者につきましては、介護サービスを受ける立場だけではなくて健康で元気な高齢者の方には介護を支える立場に積極的に関わっていただきたいという考えもございます。そのことによりまして高齢者ご自身の社会的な役割であるとか出番が確保されまして生活に張りや生きがいも生じ人生をさらに豊かなものにしていただける、そ

のような一助とすることもできるのではないかというふうに考えます。そのような面から高齢者の出番をつくるというようなことの視点で、今後の介護のことについても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

おっしゃるとおりでございますけども、生涯スポーツという考えを社会に広めていくことで高齢の方たちがますますスポーツに積極的に参加できるようになることが予想できます。これによって高齢の方たちが心身ともに健康になれることが予想できます。体を動かし仲間と一緒に汗を流し話しコミュニケーションをとる。それはすなわち心の潤滑油になりまして体力の維持にもつながることでございます。そして恩恵策、今言われたとおりのこともございます。これは自らの健康は自らつくることへの努力に対して、その様を取り上げ紹介していかなければならないと思います。そして楽しく健康になりたいということでございます。

大先輩が健康を維持して元気で毎日を過ごす。これほどありがたいことはございません。そしてこのことが、これは大事でございます。これからを担う若い人たちへの大きなプレゼントになると、そういうふうに考えます。これは地域活性化の根源であり地域創生の源であると私は考えまして、以上で質問3を終わらせていただきます。

次に4の身延中学校スクールバス運行について聞きます。

過日8月4日から6日の3日間、身延中学校スクールバス運行計画のための試走に参加いたしました。古関から身延中学校へのスクールバス運行が中学校統合により計画されていますが、この運行は県道9号線を走ることとなりますが、その際は大河内地区、八木沢から帯金・塩之沢・丸滝地区を通過することとなります。現在、自主通学でありますけども、せっかくこのルートを走るのであれば、この地域の生徒の乗車を考えていただきたいということでございます。

理由は県道9号線、朝夕の通勤車両が非常に多いこと。信号がないためにスピードを出している車が大変多いことでございます。また県道を自転車で走るとは大変危険であり、農道を使用する場合にあっても帯金地内からは県道を2カ所、横切ることになり信号もありませんので大変危険でございます。現状は自転車での通学、時には保護者が通勤時に何人かを乗せて登校していることもございますけども、ぜひここを通過するのであればスクールバスでの対応を何とぞお考えいただきたいと。

これまでは私もそうでしたけども親、父母等が子育てに家中でかかっており、祖父母にとっては家の役割を果たすというやりがいもございましたけども、統合によって新しい中学校をつくっていくのでございますので、通学距離が増えない校区の生徒に対しても安全な通学という点でそれぞれの地理的な要因も踏まえた上で今後検討をしていただきたいと思っております。

ここで質問いたします。

質問1．古関・常葉方面から身延中学校（往復コース）において八木沢・帯金・塩ノ沢・丸滝地区の子ども送迎について回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

この件につきましては、学校教育課長に答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校統合準備委員会では中学校統合に伴う久那土中、下部中、中富中学校の学区および下山地区の生徒の通学についてスクールバスの運行を計画し、下山地区を除く現身延中学校区の生徒については従来どおりの遠距離通学補助の交付を前提として協議を進めております。

スクールバスの運行は5台のバスで5系統の運行を基本とすることが統合準備委員会で承認されていますが教育課程等検討部会、学校において現在、協議・調整している教育課程等、特に部活動の件などが決まらなると運行時刻、運行便数などを定めた詳細な運行計画は決定できないものであり、今後運行計画が定まっても随時見直し、変更をしていかなければならないものであります。

ご質問の八木沢・帯金・塩之沢・丸滝地区の子どもたちの送迎についてであります。八木沢・帯金・塩之沢地区の生徒には遠距離通学補助を交付し、丸滝・角打地区の生徒については現状徒歩通学の範囲となっています。古関・常葉方面からの登下校運行ルート上にある地区ではあります。この地区の生徒の通学支援につきましては身延中学校開校後、就学区全体の見直しとして通学方法、通学支援の検討を行いたいと考えております。

なお、スクールバスの運行管理運営に関し教育委員会、中学校、保護者、スクールバス運行受託者、これらを構成メンバーとする仮称ではありますが、スクールバス安全運行会議を設置し、この会議において協議・検討をしていく計画であります。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

この問題は核家族化とか少子化、高度情報化など子どもを取り巻く社会環境は大きく変貌しているということがございます。子育てへの不安が社会問題となっているのが現状でございます。そして安心して子育てができる環境や子育て家庭へのよりきめ細やかな支援など少子化、人口減少対策の一環として地域ぐるみの子育て支援の一層の充実を図る必要がございます。そして地域で安心して子どもを産み育てられるように地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図る。未来にわたり安心して暮らせる町。子育て家庭への支援対策の充実を図るという目的で学校統合に伴うスクールバスの運行により生徒の安全・安心な通学環境の確保等、親が安心して働ける環境づくりを目指してほしいということで質問をいたしましたので、その点もお含みいただいて、ぜひ今後検討していただけるということでございますので、そういうことも踏まえてこれから検討をしていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

あと6分ですね。ちょっと時間がないうです。取り急ぎいきます。

まず質問5でございますけども、少子高齢化の進展や景気の低迷など社会経済情勢が大きく変化していく中で、地方分権時代にふさわしい町民自治に基づくまちづくりを推進していくためには町民議会、町が財政運営上のルールを共通して認識すること。弾力的かつ持続可能な財政基盤を整備すること。計画的施策を実施することなどが求められております。そして現在、本町では町長ほか職員をあげて計画的な財政運営の推進に取り組んでいますが、さらに健全な

段階へ推進していくための財政運営上の指針といたしまして、町民自治に基づくまちづくりを推進するための財政基盤の強化、分かりやすい財政情報の公表による情報の共有化、活力あるまちづくりの推進による税収基盤の強化、財政運営におけるマネジメントリサイクル、継続的な事務事業の見直しの強化、使用料・補助金等の定期的な見直し、計画的な財政運営の推進、財政指標を用いた財政運営目標の設定がなされているわけでございますけれども、まず政策の柱として健全財政の維持のために借入金繰上の償還、将来の財政計画の公開、効率化の促進、具体的には行政職員の計画的な定員管理の維持、増収増益の促進、これは具体的には企業誘致などが挙げられると思いますけれども、このことについて質問いたします。

質問5の 健全財政の維持とはについて回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

5の から の回答につきましては、担当課長にいたさせますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは、私のほうからご回答をさせていただきたいと思います。

本町の財政状況につきましては、平成26年度決算に基づく身延町健全化判断比率および資金不足比率の報告で説明をさせていただきましたとおり、財政の健全化を示します実質赤字比率、以下4項目とも早期健全化基準を下回っております。また地方債現在高はピーク時の平成20年度末には187億円だったものが平成26年度末には125億円となり62億円の減額、マイナス33%となっております。基金残高、基金現在高は最も少なかった平成20年度末、37億円だったものが平成26年度末には59億円となり22億円の増額。プラス59%となっております。普通交付税の縮減、若者の減少と高齢化比率の上昇など財政運営には厳しい要素もありますが、今後とも基金残高の確保、地方債残高の抑制などに努めることで現在の良好な財政運営が維持できると考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

時間があと3分でございますので取り急ぎやりますけれども、行財政改革の目的は単なる経費削減、人員等の削減による単年度の財政収支の改善でなく本町の再生と飛躍のために町職員、町民が一丸となって現在の、そして後世の町民に大きな負担を強いることのないように、そして町民サービスの大きな低下を来たすことのないように努めることであると思いますけれども、ここで質問いたしますけれども財政改革で何をやろうとしているのか。そしてもう一つ、時間があれば質問3、歳入減への対応について回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

国は地方財政の仕組みを変えていく必要があるといたしまして、地方自治体が自ら行政の無駄をなくし創意工夫するインセンティブを強化すること、地方交付税をはじめ頑張る地方の取り組みを促す仕組みに重点シフトし、民間の大胆な活用による効率化といった地方財政制度の改革を進めるとしています。これを受けまして身延町行政改革大綱では財政基盤の強化を図るため4つの項目を掲げております。まず公有財産の管理運営につきましては、必要性を検討しコストの削減を図ること。補助金等の整理・合理化につきましては終期の設定や廃止、統合等による整理・合理化を進めること。自主財源の確保につきましては、雇用の創出と若者の定住を進めるとともに収納率の向上に努めること。最後に地方交付税の縮減に対し、民間の経営感覚を取り入れた計画的な財政運営を図ることです。これらの項目に組織全体で取り組むことにより若者や高齢者が安心して生活していくことができる町を目指しております。

続きまして3の質問でございますけれども本町収入の約4割を占めます普通交付税が今年度から平成31年度の5年間で段階的に縮減をされまして平成32年度には一本算定となり、約7億円の縮減が見込まれております。町税等の徴収強化や使用料等の見直しを行うとともにより有利な補助事業等の導入に努めることが必要だと思います。

歳入の減少に合わせまして当然、歳出を削減して対応していかなければなりません。引き続き事務事業の見直し、起債残高の削減等に努め最小の経費で最大の効果を挙げるよう全職員が努力していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今、ご回答が質問3で質問いたしました大介護時代に向けての準備ということにもつながりますので、これは町職員、また町民全員でそういう方向で頑張ってもらいたいと思っておりますのでぜひまた一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

ちょうど時間ですので、以上で終わりたいと思っております。

○議長（河井淳君）

野島君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

それから本日、暑い中を傍聴にお越しいただいた皆さま方には、申し訳ございません、空調機の不具合によりましてご迷惑をおかけしておりますがご了承願います。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずクールビズでの軽装での質問になることをご勘弁いただきたいと思います。

現在、本町では中部横断自動車道開通や国道300号の改良工事、また先ほど同僚議員が質問されておりました下山バイパス等、多くの事業が進められております。これは本町の将来に大きな影響を及ぼす計画であり、地方創生ともリンクし本町の20年後30年後のあるべき姿を形成する基礎となり得る事業であると私は認識しております。

すなわち本町の今後の進め方によっては、中部横断自動車道の開通が町の繁栄にも逆に衰退にもつながる可能性を含んでいる大きな課題であると私は考えています。今回完成後の中部横断自動車道が町の活性化に有効活用できることを願い質問させていただきます。

まず1番の中部横断自動車道開通後の変化と対策について伺います。

国道300号関連です。現在、中部横断自動車道と富士五湖地域とのアクセス道路として重要な役割を果たすと予想されます国道300号の改良工事が進められていますが、この工事の完成予定、こちらのほうをお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

国道300号、中之倉バイパスは議員おっしゃるとおり観光道路として利用され、また緊急輸送路にも指定をされている峡南地域と富士北麓を結ぶ重要な路線でもございます。中之倉地内はヘアピンカーブが続き大型車の通行が厳しい状況にあり、今後、中部横断自動車道にも接続されることから早期整備が求められていることは事実でございます。県では平成21年度に調査を始めていただいて平成22年度に事業化をしていただきました。全体延長は約5千メートル、幅員は7メートル、総事業費は約80億円を試算しているとのことでございます。全体を3期工区に分けて整備する見通しで現在、下中之倉地内の1期工区、約1,800メートルの工事が行われています。完成の時期につきましては、中部横断自動車道の開通までに円滑に通行できるよう取り組んでいただいております。2期、3期の工事の完成時期については現時点では未定とのことでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

中部横断自動車道の開通に合わせてということで早期をお願いをしているわけですがけれども、そうすると今、町長からお伺いしましたように1期工事の中屋敷まで、これは本当に今、きついカーブの連続で、この区間の完成によって今、バス会社であそこは危険だからということでバスをできれば通らないようにしろという、そういう規制がかかっています。それも外れまして、今度はアクセス道路として交通量が大幅に増加するんではと思いますが、町はどの程度の交通量の増加を見込んでいますでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては県道でございますので、町独自で見込むというようなこともできませんので、県のほうにもどのように見込んでいるかというような部分についてお伺いを申し上げましたところ、今のところはちょっと完成をしてみなければ全然分かりませんと、こういうお答えをいただいているところでもございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

当然、国道ですから県の絡みがありますけども、そのへんは先ほども町長もおっしゃっていましたが、富士五湖地域とのアクセス道路、また観光、防災、いろんな面で大きな利用ができる道路ですから当然、国、県とも相談しながら早めの対策を講じるためにも、どの程度の増加が見込まれるのか検討していただきたいと思います。

それでは次の質問ですが2期、3期工事、今まだ計画が載っていないという町長の答弁がありましたけれども、その2期、3期工事、今後これは、僕が聞いている話では本栖トンネル、中之倉トンネルですか、本栖湖の一番上のトンネルまで工事を進めるということ聞いておりますけども、その2期、3期がまだ決まっていない状況であれば今後2期、3期に向けてその工事の内容、工区に向けて要望等をする余地はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度お願いいたします。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、第1工区の工事をしています。第2工区、第3工区とこれからいくわけですね。その第2工区、第3工区に対して計画がまだ出ていないのであれば、これから町としての要望等も可能かどうか、その余地があるかどうかそのへんをお伺いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどの答弁にお答えをいたしましたとおり全体延長は約5千メートル、幅員は7メートル、総事業費は約80億円を試算していると、こういうことでございますので全体計画はでき上がっていると、こういうように理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

全体計画はでき上がっていますけれども、それに例えば町としてこういう要望をする余地が

あるかどうか。これから、例えばこういう要望をお願いしたいんだと、そういう余地があるかどうか。基本的に僕はまだ計画も、全体計画は出ているわけですけども、ルート等については確実に決まったところはないわけですね。ですからそのへんの中で要望を出す余地があるかどうか、その点をお伺いしているんですがいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは個々、具体的問題ですからはっきりそれは、要求を出すことができるとは言いませんけれども、総体的に考えますと町がよくなる、こういうことであるならば私どもも積極的に計画変更、あるいは計画に対する要望をしまいたい、こういうふうに考えているところでもございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の町長の答弁、本当に力強く、町がよくなるのであれば町も積極的にそういう方向へ向きたいと、そういう答弁でしたのでありがとうございます。

次の2番の中部横断自動車道の開通の時期について、質問を変えます。

現在、中部横断自動車道の工事が着々と進められ、一般道を通ってしましても橋梁やトンネル等が姿を表してきました。昨日の町長の説明では平成29年度完成とのことでしたが、なんか私たちが見る限り本当にあと2年で大丈夫なのかなというそんな気もするんですが、29年度予定となっていますけども、これはそれでいけるんでしょうか。それからもし、いけるとすれば29年度のいつごろを目指しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

実は昨日も会議がございましたけれども、まさに六郷インターから北側につきまして中日本高速道路分の施工区間については28年度中、それから六郷インターから下の清水ジャンクションまでの間については29年度には必ず開通をすると、こういう工事事務所の所長さんの力強い答弁もいただいております。ここで申し上げたいと思います。

ただ29年度中ですから、少なくとも29年度中ということはご案内のとおり30年の3月31日までだということにご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

できるだけ、町長も期成同盟会の会長もなさっていらっしゃるわけですから、ぜひ早期の開通を目指してご努力いただきたいと思います。

それでは次の中部横断自動車道開通後の52号の交通量の関係で質問させていただきます。

現在、国道52号の交通量が結構増えていまして渋滞も多かったですけれども、この渋滞等も含めてですね、このへんの交通量のデータは今、町では、もしくは国・県ではお持ちになっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この質問につきましては、今年の第1回定例会の柿島議員の一般質問の回答と重なることをご了解いただきたいと思ひます。

平成26年12月に国土交通省関東地方整備局が作成した中部横断自動車道事業再評価書によりますと仮称の富沢インターから仮称、六郷インター間の開通により国道52号、これは波木井の地点で考えておりますけれども、現在1日当たりの交通量約1万2,200台でございますけれども、これが9,300台になり、2,900台の減になるというようなことを予想しておるところでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。減少の数まで今言っていたきまして、そういうふうには予想されているということですね。ありがとうございます。2千台ぐらいの交通量が減るということなんですが、僕はそれには、それで本当に収まるのかどうか。もっと減るような気がするんですが、特にその中部横断自動車道、町内は無料区間のため南部インター、六郷インターの間で多くの利用が予想されます。また大型車両がきっと上下線含めてですね、南部インターから乗り降りする形ができると思ひます。それが実際に、例えばこちら側、身延側が六郷インターで乗るのか、もしくは仮称の中富インターで乗るのか、そのへんによっても全然、交通の形態が変わってくるのではないかと思ひます。

そこでちょっと1つ、お伺ひしたいんですが仮称、中富インター、これはスマートインターなんですか。それともフルインターになるんでしょうか。その点をお伺ひします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

仮称の中富インターにつきましてはフルインターでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとフルインターになるということは、ある意味で仮称、中富インターと南部インター、この間がおそらく皆さん、大型も含めてですね、52号から近いということもあってそれを利用する。そうすると先ほどのデータで言ひました2千台が、もうちょっと多くなるのではないかというような予想もできるのではないかというふうには思ひます。

なぜこんなことを言うかといひますと中部横断自動車道開通後、アクセス道路となる300号やインターの取り付け関連の道路の交通量が増加した場合に、本町の3カ所のインターの今後の交通量に併せて周辺道路整備、これも確実にやっていかなければいけない。それは国、県がやることなのかもしれませんが、やはり当該の町としてはその点のデータ、もしくは予測、それから本町の実態に合わせた、そういうことをやはり国・県にご進言申し上げるなりなんなりをしなければいけない。そういうことが必要だと思うんですが、その点につ

いては町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるように道路の整備の問題、インターに対する整備の問題、その他については私どもも私どもなりにお願いをしておりますし、県でも国でもそれなりに考えていただいておりますので、遺憾のないように考えていきたいなと思います。

それから先ほど私が答弁の中で、発音が悪くて申し訳なかったですけども、波木井の少なくなる台数を松浦議員は2千台と聞いたと思いますが、2,900台でございますのでそういうようなご理解をお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

すみません。波木井での計測で2,900台の減と予想しているということで了解しました。

それではその交通量の変化にとって一番大きな問題なのかなと私は思うんですが、商店街等々の影響が今後大きくなるのではないか、そのことを非常に心配しています。町でどの程度の、先ほど言いました2,900台少なくなる。その中に、2,900台少なくなるにしても全部が町の中で買い物しているわけではないかもしれないけれども、逆に言うと交通量が減って買い物がしやすくなるのではないかという、そういう意見もあるかもしれません。しかしながら全体的に、例えば富士川町の宿中がバイパスができたことによってシャッター通りになったように本町の商店街でも大きな影響を受ける可能性があるのではないか。そういうことを見た場合に何か対策を講じなければならないのではないかと私は思うんですが、町としてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご質問の から、そのあともございますけども につきましては担当課長に答弁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

中部横断自動車道につきましては、富沢インターから六郷インターまでの区間の通行料が無料区間となるなど国道52号のバイパス道として利用され、国道52号の利用者の減少、また近隣商業地域へのアクセスも良くなり、買い物等において町内住民の方が町外施設を利用する機会は増加するものと予想されます。身延町内の集客施設の状況を見ますと旧町単位で区域が区分され、それぞれの地域においてみのぶゆばの里、富士川クラフトパーク、道の駅しもべ、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里などのそれぞれ特色のある体験型施設があり、また飯富・西嶋地区には民間の大型商業施設もあり、一部においては地方創生における消費喚起対策としての身延町プレミアム商品券発行を契機に最近、新たに商工会に加盟するなど

さらに地域の利便性向上にも貢献されているところです。

近年はエコツーリズムなど観光形態の変化により体験型の観光などが注目されており、今後これらの各施設を核として商工会への支援等を通じて、また関係機関等とのさらなる連携を取りながら集客、商業振興を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私の質問の内容とちょっと違うような気がするんですが、やはり今言ったように商工会等と連携しながら、この何らかの対策を講じていただきたい。それだけは強く申し上げますし、今の答弁にあったように観光面で今度、僕のほうで質問させていただきますが、現在、山梨を訪れる約3千万人の観光客、この75%が県外からで自然と温泉、名所、旧跡を楽しむ旅行目的が他の目的よりも群を抜いて高い比率を占めています。そしてこの目的の満足度、山梨県においては70%以上が満足して帰っていただいている。そういう状況です。

今まで以上に魅力ある観光地をアピールする必要があるんじゃないか。それが横断道を見据えた町の今後の方策ではないかと思います。それについて今、答弁でなんかお答えいただいたような気がするんでそのまま続けさせていただきますけれども、山梨を訪れる県外からの観光客の旅行計画は約40%がインターネットを活用しています。本町でもたしかに観光課のほうでポスター、パンフレットを作成していますが、この効果は約5%以下なんです。一番多い37%が友人知人の口コミをもって訪れています。これはインターネット関連で若い観光客が大きな影響を及ぼすわけですが、気に入ったもの、それからきれいなもの、かわいいものを今の若い方々はすぐスマホで写真を撮ります。それをツイッターでアップしまして、瞬時に世界中の多くの方がコメント付きでその画像を見ることになっています。身延を訪れた観光客が身延の観光資源に感動し、そういうツイッター等を通じて友人知人に勧めてくれる。そういう観光地を目指すには何が必要か。先ほど答弁いただいたことも大事なんですが、この機会に検証すべきではないかと私は思いますし、このあたりに今、私が話をしたあたりに今後の観光客誘致のポイントがあるように思いますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

少子高齢化、人口減少の厳しい状況ではありますが、本町ではこれまでに地域の持続的な発展に向けインフラの整備や各地域において観光の拠点となる地域の伝統的な産業、歴史、文化を紹介する施設の整備、イベント等の補助を行い事業の支援を行ってきた経過があります。近年の観光はエコツーリズムや着地型観光、インバウンド旅行者の増加など旅行者のニーズも変化しており、本町においてもあけぼの大豆の収穫体験や山梨百名山などのトレッキング、本栖湖いこいの森キャンプ場、富士川ラフティングなど大自然の中でのアウトドア体験、さらには下部寒仕込み味噌作り体験などにも多くのリピーターが訪れています。今後も関係機関等の連携の強化や地域の方々の力も合わせていただく中で「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」のとおり、そこに住む人が町内の施設等を利用し地域を知り誇りを持ち、その良さを

発信していく町民総ガイド運動の推進により生活しやすい地域の実現、そして多くの方に本町を訪れていただけるよう今後も町内の体験動画等のインターネットを使った効果的な情報発信、地域資源の開拓等に努めていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

一番最後のところだけ聞けばよかったんです。僕。今までいろいろやっていることは、本当、僕らも理解していますから、それに向けてインターネットを使って、それを今まで以上にインターネットを使ってやらないと、本当にほかの観光地に抜かれる、お客さまが行かれるんじゃないか、そのことを心配しているので、今この時期にはそういう、先ほど例を出したような形の中でネットを使う、またそのツイッターを使うなりなんなりのそういう形を進めていただきたいと思います。

身延町を訪れる観光客、先ほど言いましたけれども、70%以上が満足をして山梨県の中では帰っているんですが、その中で身延町を訪れた方、公共交通の不便さが高い指数で示されています。そのためか身延を訪れる観光客の80%以上が車で訪れています。しかしここに、身延に来るとやはり道路整備の遅れも不満足だということで、そういうふうな統計が出ています。これでは今言ったようにいろんな事業をやって、あけぼの大豆でいろいろやってお客さまを呼ぶにしてもリピーターとしての期待が薄いんじゃないか、そういうことになりかねないんじゃないかという私は思いを持っているんですが、そういう懸念の対策を急ぐべきだと思います。そのへんは観光課だけではなくて町全体でそういうことを進めていただきたいと思います。

次の質問、6番に移ります。

観光客誘致に向けた他地域との連携についてですが、昨年、身延町を訪れた観光客は前年比2万人減の112万6千人で峡南地域の中ではダントツの1位でした。しかし山梨を訪れた約3千万人の観光客の約半数が富士五湖と東部に集中しています。残念ながら峡南地域は山梨全体から見ると7%となっています。身延がどんなに頑張っても7%だったんです。わが身延には久遠寺、下部温泉、本栖湖等々、有力な観光地があるわけです。今後、他の地域とやはり町だけで、単独でやるのではなくて他の地域と連携した中で観光客誘致、これを進めたほうがいいんじゃないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

中部横断自動車道の開通により中央道や新東名からのアクセスが容易になり、離れたところにある空港などのインフラの利用も容易になります。外国人観光客の増加も予想され、そのニーズは多様化が予想されます。峡南地域においては、これまで富士川地域身延線沿線観光振興協議会において峡南広域行政組合、JR東海 静岡支社、身延駅、峡南農務事務所、峡南林務環境事務所、峡南5町が連携し観光キャンペーン、地域のパンフレットの作成、スタンプラリーの開催、各種イベント等でのPR活動などを行ってきました。同時にアンケート調査を行い、利用者の感想、意見等の情報交換も行ってきました。

今後も特色ある施設、名所などと連携することにより集客力のアップを図っていきたいと考

えます。さらに県が事務局となり中部横断道沿線地域活性化構想も進められ、また富士五湖方面におきましては今後、国道300号の改修工事も進み交通の便が改善されます。これを生かし関係機関とも連携し、富士・箱根・伊豆交流圏市町村ネットワーク会議など他地域と連携する中で特色ある地域資源を生かし観光推進につなげたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今いろいろありましたけれども既存の計画をまた再度いろいろやっていこう、少しずつアップしてやっていこうということなのですが、私はもっと大きな、ドカンとしたものをしていただきたい。現在の国道300号の改修計画で中部横断自動車道を利用する観光客は確実に増加するというふうに思います。しかし既存の計画による自然増、それは観光課のほうでもいろいろ努力するでしょうけども、プラスアルファの増加ではやはりなかなか競争が厳しい現状においては難しいところがあると思うんです。その中でやっている、今の自然増で満足していますと本町は中部横断自動車道を利用した単なる通過町になってしまう可能性も、先ほど言いましたけども大きくなるのではないかと思っています。先ほどそこで町長にお願いしたいのは、先ほど質問した国道300号の第2期工事以降に、町の将来を見据え話題を集めるような、私は、昔もこんな話があったんですが、2段、もしくは八の字型のループ橋を取り入れる方法はないか。これは静岡の伊豆でも天城と西伊豆でループ橋が話題を呼び観光客が増えたという事例もありますけども、年間1,387万人の観光客が訪れる富士五湖地域。その中の約630万人が富士河口湖町と鳴沢村を訪れています。この多くの観光客を精進、本栖、西湖と絡めてループ橋、それからループトンネルの国道300号を通り歴史と温泉の町身延へ誘うという、そういう中部横断自動車道を経由した新たな観光ルート、これで河口湖周辺の例えば観光客の10%、これが身延に流れてくれるようになると現在の約2倍の観光客が訪れる町になるのではないかと。まさに富士五湖地域と横断道を結ぶアクセス道路としての活用、また観光立町を目指す本町の生き残り策として考えます。町を挙げて挑戦する価値は十分あると思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたように町のためになる、私はそう確信していますが町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどお答えしたとおりでございまして、町が良くなることであるならば当然、私が先頭に立ってこれを進めてまいりたい、こういうようにも思いますけれども、ただループ橋というのは、私はまだ設計したことがありませんからよく分かりませんが、少なくとも荷重の関係でまっすぐだと思えます。そうしますと地形的に本当にまっすぐでやってループ橋をやるとするのは、本当に高いループ橋ができるかどうかというような部分も含めて、本当にそれは有効かどうかということは県の、あるいは国のお力をお借りしてそしてそれが私どものほうに、くどいですがけれども、それが私どもの町に対して絶対有利であるというのであれば、私は先頭に立って進めたいと思います。ただ、今現在、ループトンネル、これを造っていただいている、一番下の具合の悪いところですが、ループトンネルというのは土の中ですから、ここから

行って向こうへ抜けることができますので、ループトンネルは非常に有効だな、こういうことで私も大変喜んでいますが、あとのループ橋につきましては、また若干、勉強させていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

この話は30年以上前に、その話が出たんです。その当時の技術ではちょっと難しいということで、それがおじゃんになった経過がございます。しかしながら今の技術からいうと中之倉峠以上に傾斜が急で、なおかつ高さの高低差がある。そういうところでも実際に造ってやっている。ただ、問題は経費の面だと思えます。そこをやはり本町の将来を、将来展望を考えた場合にやはりそれを町で挑戦していただく、そのぐらいの気概を持って町長にはお願いしたいと思えます。

それでは最後に観光の町身延確立に向けた総合的な将来展望、そのことを町長に今の私の要望も含めて、町長にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど来いろいろ話しておりますけれども、私どもの町はご案内のとおり16年の9月に3町が合併して新しい身延町が誕生したことはご案内のとおりでございます。旧3町はそれまでにおいても地域の歴史・文化、さらには環境に根ざした特色ある観光施設の設置、地域の整備を行い地元の観光協会をはじめ商工会、広域行政組合、県、観光事業者等と連携をして地域の活性化、観光の推進を進めてまいったことも事実でございます。合併後におきましても、さらに関係者の連携を強化するとともに、道路の整備や下水道の整備なども含め観光のまちづくりを進めてまいりました。少子高齢化、人口減少等厳しい環境ではありますが、近年におきましては富士山の世界文化遺産の登録、中部横断自動車道も近々開通をする。さらには国道300号も県によって改修を行っていただいている。これより本栖湖が東の玄関口となって富士五湖に来たお客さんを今はすべて精進湖線を通して、残念ながら石和温泉のほうへ行ってたものを国道300号を通して下部のほうへ来ていただけるよう、これは全力を挙げて考えていきたいということでございます。

本町におきましては下部温泉、身延山、中富和紙の里をはじめとする歴史や文化、自然に根付く素晴らしい財産がございます。大切にしながら持続可能な観光を目指し、地域発展に生かしていかなければなりません。

今後におきましても観光のまちづくりを進め「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」のとおり地域住民が生活しやすく、そして地域に住む人が地域に誇りを持てる観光の町身延の確立に向けて全力を注いでいきたい、こういうように考えているところでございます。

以上であります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。ぜひ、この町の将来のために町長の持てる力を発揮していただき

たいと思いますし、そのことについては議会も全面的にバックアップすると私は信じています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の2番の区域外就学希望についての質問をさせていただきます。

これは3つしかありませんけれども、区域外就学に対する教育委員会の基本的な考え方をまずお伺ひしたいと思いますが、先ほど来の答弁の中で私が質問していることとちょっと違うような答弁をいただいています。時間の関係もありますので、私が質問させていただいた中のそのことについて端的にお答えいただきたいと思います。

区域外就学に対する教育委員会の基本的な、まず教育委員会の考え方についてお伺ひしたいと思います。

6月定例議会で同僚議員が質問いたしました。町の指定変更に関する取扱要綱と学校教育法施行令第9条に基づいて対処する事案であり、個別に提出された案件について市川三郷町教育委員会と協議を受ける身延町教育委員会が判断すると答弁されていました。そのとおりですね。

そこでお伺ひしますが、区域外就学を希望する保護者が区域外就学許可願を市川三郷町教育委員会に申請し、市川三郷町教育委員会から区域外就学にかかる協議についての依頼が出された場合、基本的には6月の答弁でも話をしていましたように正規の手続きを踏んだ案件で、市川三郷町の指定校変更許可基準と本町の学校の指定変更に関する取扱要綱にある正規の理由をもって個別に判断し許可の方向で進めるといふうな、そういうふうな答弁だったと思います。それがよろしいでしょうか。確認です。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ただいまのご質問も含めまして、課長のほうから答弁をさせますのでよろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

ご質問の内容はそのとおりです。

それから一般質問で議員さんからの通告が区域外就学に対する教育委員会の基本的な考えはということで質問されました。この質問について、こちらで読み取った内容を答弁書に作ってあります。それでお答えをまずしたいと思いますので、そのあとこれからの部分で、追加でお聞きになる部分のご質問をいただきたいと思います。

まず区域外就学に対する教育委員会の基本的な考えですが、就学義務とは日本国民である保護者に対し子に小学校6年間、中学校3年間の教育を受けさせる義務を課したものです。この就学義務を履行させるための事務を就学事務といい、就学事務は地方公共団体の自治事務とされ小中学校への就学に関する事務を教育委員会が行っています。

教育委員会は翌年度より小中学校に就学すべき者の保護者に対し翌学年のはじめから2カ月前までに小中学校の指定、入学期日を通知しなければなりません。また保護者は就学すべき学校の指定に従って、その子を就学させる義務を負いますが保護者の意向や児童生徒の状況に合致しない場合等において教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申し立てにより町内のほかの学校に転校することができます。さらに身延町以外の市町村の小中学校へ就学させるこ

とも両市町村の協議を経て、受け入れ校を設置する市町村の教育委員会が承認した場合に可能となります。これが区域外就学であり、区域外就学について規定している法令は学校教育法の施行令第9条であります。言うまでもありませんが、教育委員会は法令等に準拠し適正な就学事務の執行を基本としております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、学校教育課長からそのように話がありました。それは当然、私も分かっているから9条2項うんぬんという話をしているわけです。今の話を聞けば、正規の手続きで正規と認められる理由があって、それで両町の教育委員会が協議をして許可をする。これが区域外就学に対する教育委員会の基本的な考えということではないんですよね。どうですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

そのとおりです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは2番の区域外就学許可を個別に判断するとした判断基準、このことについてお伺いします。

まず6月定例会で、区域外就学許可を個別に判断するための要綱の規定と教育委員会のこれからの進め方の答弁がありました。その内容を確認する上で、視点を変えて質問させていただきます。ただ判断基準は何かということですから余計な答弁は必要ありません。

市川三郷町の教育委員会の区域外就学許可基準も身延町立小中学校における就学すべき学校の指定変更に関する取扱要綱、これは先ほど話が出ましたが内容はほぼ同じように私には思えるんですが、基本的には同じというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

基本的なものは同じですが、各市町村で当然自分のところで持つ規定・規則等でありますので細かく謳っている部分、その他必要と思われる部分ということで括っている部分等があります。その部分は少々違うと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ただ基本的には同じという理解でいいですね。そうすると今まで、先ほどの話にもありましたけども、9条の関係でありましたけども、今まで基本的には両町の教育委員会での事前の協議、それから情報の交換、それを踏まえて合意して許可しているという、そういうふうに捉えていいかと思いますが、そうですね。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

その部分ですが、もう一度・・・。

○7番議員（松浦隆君）

ではいいです。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

いいや、ここが肝心なので9条の第2項に承諾を与えようとする場合にはあらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものと。だから区域外就学を申し出たところの教育委員会が許可基準に合うかどうか、それをもとに、許可しようとするときでありますので同等ではありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ですからそういう申請が、市川三郷に出された場合に、市川三郷から身延町の教育委員会に協議の申し入れがあるわけではないですか。それをまた身延町がその中身を精査して、教育長のお言葉を借りれば斟酌して、それで許可するかどうかを決めるというそういうことですよ。それが9条2項ですよ。だからそれは分かっているんですからいいんですよ。分かっている質問するんです。

両町の教育委員会で、そういう合意に向けた意見の判断が分かれるという部分もこれはあるうかと思いますが、今までそういう判断が分かれた場合、そういうことがあったかどうか。また、そういう判断が分かれたときはどういうふうな対応をしていたか、その点だけちょっとお伺いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

私が調べた範囲では受け入れを承諾しようとする市町村の許可基準に合っていれば、協議された場合は同意しないという事例はありません。受けていただく教育委員会が判断、それが主になっています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると協議を申し込まれた場合は、ほとんどというかそういう例がなかった、拒否された例はなかったということです。そうすると、それはこれからも基本的には同じというふうに考えていいのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それについて個別に判断をすると、今まではそういう事例はなかったということになります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

2月27日付けで久那土小学校、西島小学校、久那土保育園の各保護者会から市川三郷町、身延町の両教育委員会へ六郷中学校への区域外就学の許可についての要望が提出されました。それについての身延町の教育委員会の回答が5月13日付けで出されました。先ほど来、課長がおっしゃっているように学校教育法施行令の第9条2項、その中で市川三郷町教育委員会の協議の依頼の案件に区域外就学希望の理由や期間を斟酌し、個別に協議し判断すると回答されています。これは正規の手続きで正規と認められる理由があれば両教育委員会で協議し、個別事案として許可するというふうに先ほど来お答えになっていましたので、そういうふうに捉えさせていただきますが、正規の手続き、正規と認められる理由がなければ許可できないとする教育委員会の今の話の中ですね、考えで子どもたちの教育を担う立場からいっても、当然、教育委員会の立場からいくと当然だと思います。私、理解します。ということは逆に考えると正規の手続き、正規と認める理由があるにもかかわらず許可をしないことがあってはならない。そういうふうに理解もできるんだと思いますが、そうですよね。どうぞ、お答えください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

正規の手続きで正規の基準に照らし合わせて合致していれば同意する、その答えのとおりです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ということは、正規の理由があって正規の手続きを踏んだにもかかわらず許可しないということはあってはならないことだというふうに私も理解しました。

4月16日付けで市川三郷町教育委員会からも回答が出されました。内容は身延町教育委員会の回答とほぼ同じでした。ただ、1つだけ違うのは今後身延町教育委員会の同意があれば許可に向け鋭意努力しますとの文言がありました。それはご存じだと思いますが、これは学校統廃合に関連した区域外就学希望の理由をその他必要と認めるとした、その他の項を適用して協議し許可をすとの市川三郷町教育委員会の考えと思うんです、私は、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

そこについては市川三郷の教育委員会に確認しておりませんので、そういうような意思なのか意図なのか把握はしておりません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私が代わりに確認してきました。市川三郷の教育委員会はそのように考えています。あとで出てきますけれども、そうすると本町の学校の指定変更に関する取扱要綱にも、うちの町にも

その他ありますよね。どうですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

あります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると今までもその他の項を適用した案件で区域外就学の例はあった、私も知っていますし、ありました。市川三郷でその他の項を適用する用意があるのであれば、身延町教育委員会もその他の項を適用して正規の手続きで、正規と認められる理由をもって両町の教育委員会で協議をし許可をすることは、なんら私は問題がない。今までも例があったわけです。ただ教育委員会が引っ掛かっているのは、おそらく学校統廃合に関係した組織をもつての区域外就学ということではないかと思うんですが、その点も含めて私が思うに教育委員会、この学校統廃合に関連した区域外就学希望の事案に対して許可しないようなスタンスに映っているんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

統合の問題で組織団体、だから認めないんじゃないかということですが区域外就学の基準は先ほどから言っているとおり保護者が申し出てということが法令に謳ってあります。団体組織というのは、これに該当しない部分ですので法令順守で事務を執行しますということです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると私の認識も違いましたし、おそらく保護者の方々も認識が違ったと思うんですね。学校統廃合に絡んでいるから、区域外就学を認めないんじゃないかというふうにそういうふうには実は私も認識していました。それが違うということであって、なおかつ今、教育委員会の課長が法令に順守して、その理由がしっかりしたものがあればいいということでしたので、その点を今度は私も保護者の方々にもちゃんとお伝えしたいと思います。

それでは区域外就学を希望する保護者が両教育委員会に組織で要望した、今回その数だけ、私は教育委員会に分かっていただきたいのはその数だけ、スクールバスでの通学が苦痛で不安を感じて訴える保護者と子どもがいることを私は認識していただきたいなと思うんです。その人数は決して少ない数ではございません。安全を考慮してのスクールバス通学に取り組んでいる課長はじめ教育長、教育委員会の皆様のご苦労と、それから努力、これも私は理解しますし大変ありがたいことだと感謝申し上げます。そして教育のプロとしての考え、それを今までの議会の中でもいろいろお話をいただきました。そのことも理解しますし、しかしながらそばにいる保護者が子どもたちの思いを一番、私は感じていると思うんですよ。いくら教育のプロであっても、その保護者の思いは教育委員会にはなかなか伝わらない。そういう部分があるうかと思うんです。今の状況を私は子どもたちもしっかりと、この区域外就学のことで見

ていると思うんです。これが真の教育かどうかといったら私はちょっと違うような気がする。

その点を強く訴えて1つ質問させていただきますが先ほど来、教育委員会がいろいろ法令順守の中でやっているということで話がありました。市川三郷町がその他の項を使ってやってもいいよということも大変おこがましいですけれども私が聞いてきました。OKでした。それと同時に文科省、それから関係機関に伺いました。そうしましたところ学校統合に関係したこのような事例は全国で何カ所もあるそうです。両町の教育委員会が、先ほど課長がおっしゃったように法令順守ですね、両町の教育委員会が協議をして合意した場合はその他の項を適用して許可をすることはなんら問題はない。そういう見解でした。市川三郷町の教育委員会でもこのことは把握した上で、うちの町はそういうふうを考えていますよということですから、このことを生かしていくべきではないかというふうに思うんですが、時間がないので、それと同時に地方創生で長期人口ビジョンを掲げ各自治体で人口の減少を食い止めようとしています。通学の負担と不安を理由に他町に転出しようとしている方々が多くいらっしゃいます。その分だけさらなる人口の減少を招くのではないかというふうに私は心配していますが、今回の区域外就学に関しては新中学校建設までの一時的な措置での人口の流出、そういうふうに保護者も望んでいますから、そうすると一時的な措置での人口の流出を食い止めるための策としては私は有効だと思っています。それには身延町教育委員会の決断が最後に残ったのではないかと。すなわち市川三郷町教育委員会と同じように正規の手続きで申請された案件については、その他の項の解釈を市川三郷町と同じように拡大していただいて、正規な理由として対応していただきたいと思ひますし、その点も含めて互いに譲歩し合える答弁を求めます。

○議長（河井淳君）

松浦君、質問の内容をもう一度お願いします。私もちょっと今、質問内容がよく分からないので。

○7番議員（松浦隆君）

時間がないんですけども、だから今まで言ったようにいろいろな話があります。人口対策もそうです。それから保護者の方々が組織をもって、そうやって区域外就学を申し込んでいるのは基本的には新しい中学校ができるまでという、そういう形の中で期間が限定されているわけです。それを踏まえて市川三郷も大きな寛大な気持ちでやってくれているわけですから、本町もそういう決断をするべきではないでしょうか。そのことについて伺います。ただ、それは先ほども言いましたように正規の手続きで申請された案件について、その他の項の解釈を大きく広く取ってやったらいかがでしょうか。そういうことの決断を私はすべきだと思いますし、また互いに譲歩し合える回答をいただけるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

通告の3番の市川三郷町教育委員会との協議はということで、それで議員さんが今、確認していただいた市川三郷町に聞いたら区域外就学、その他の項に当てはめて身延の生徒を受け入れる方向で考えているということで私どもに教えていただきましたが、それを絡めてちょっと答弁をさせていただきたいと思ひます。

私ども市川三郷町との協議につきましては久那土保育所、久那土小学校、西島小学校の保護者会が六郷中学校への区域外就学の許可要望を両町教育委員会へ提出したことに関し市川三郷

町教育委員会と2回、協議をもちました。これは4月9日と5月13日ですが、このご質問の協議というよりは両町の近況、要望書に対する回答の内容の説明と報告、それから事務手続きに関わる確認、これらを行うために会議を持ちました。いずれの会議におきましても私どもが市川三郷町の教育委員会を訪問し教育長、課長、リーダー、担当、これらの者が会して行われました。これはあくまでも区域外就学の事務の執行、これについての協議です。議員さんがおっしゃられた市川三郷町の持っている区域外就学の許可基準のその他に当てはめるとか、そういう部分、どこに該当するのかというようなことについては当然協議もしていませんし、今のところ把握もしていないような状況であります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

2回にわたって身延町教育委員会が市川三郷の教育委員会で話をされたというのは存じ上げています。2回目のときはうちのほうでこういうふうな、保護者に回答を提出しますよという、そこも初めてそこで出された。前の日なんです、そういうこともお伺いしました。そういうことも含めて、私が協議と言っているのはある意味では打ち合わせ、それから話し合いだと思うんです。私は基本的に市川三郷が協議をする、正規の手続きを受けて協議を出されたときに、それを市川三郷はその他の項を拡大して、それで協議の申請を身延町教育委員会にしますよということなんです。その中でやはり身延町も、先ほど来おっしゃっているように法令に沿って、法規に則ってやるのであれば、先ほどずっと答弁していただいて私、理解しますと言ったのではないですか。そういうことをちゃんとしてその手続きを踏んで、その理由がちゃんとしたのであれば、市川三郷町の教育委員会がその他の項でやったのであれば、私は身延町の教育委員会も同じようにやっていただきたいし、そのための打ち合わせなりなんなりをこれからぜひ市川三郷と、文科省に確認していただいても結構です。そういうことをしていただいて、そういう大きな広い心でやっていただきたい。このように考えているということです。

市川三郷教育委員会、この問題を真剣に捉えてくれています。受け入れ側が許可に向けて考えてくれている。そういう状況なんです。お願い側がそれを否定するという、そういう矛盾したことを、もしそういうことがあったとしたら当然、これは誰が考えてもおかしいというふうに思われると思います。区域外就学を希望する保護者の方々から議会に対して今回、協力を求める請願も出されています。この請願は藁にもすがるような思いで出されたとは感じていますが、教育委員会にも町民である保護者の立場を理解していただく。そして斟酌していただく。それは法令に沿って正しい手続きで、正規な理由をもって市川三郷に出されたもの、それから市川三郷からこちらに協議の依頼があったもの、そのものに関しては斟酌して希望に沿う形の解決策を見出していただくことを強く希望して私の質問を終わらせていただきます。

先ほどもう1つ質問が、3番があったんですがお答えいただきましたのでこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（河井淳君）

松浦隆君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問をいたします。

はじめに町長ご就任以来7年間における業績を検証する意味でご自身の評価、感想を含めてお聞きしたいと思います。

先日、朝日新聞から電話がありましてこの質問の内容をネットかなんかで見たのか、町長の三選のためにやるんですかという質問がありましたけども、私はちょっとそういう意向でやるわけではないということをお伝えしておきましたので、その点についてははじめにお断りをおきます。

平成20年9月に新身延町の2代目の町長として就任され2期7年目を終わろうとしております。町長は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」というキャッチフレーズを用いて政策を進めてまいりました。6月議会での野島議員の質問には終始、政策室長が答弁しておりましたけども、総合戦略と中部横断で解決できるかのような答弁であったと思います。

町長の2期7年間の業績ということで、できるだけ町長ご自身でご答弁願いたいと思うんですけども、まず「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」という政策実現のために具体的にはどのような施策を行ってきたとお考えなのか。またその施策の成果はどのようなものであったのかについてお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それではお答えいたします。

私はこれまで「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を政治信条として町民の皆さまのさまざまな思いを的確に把握しながら、安心・安全で暮らせる身延町づくりを進めてまいりました。どのようなことをと言いますが、私どもが町でやっている行政そのすべてが町民の皆さんが住んでいくには良い方向に、あるいはよそから来ていただける皆さんが少なくとも身延町というところへ行ったらいい町だなと言われるようにしたい。そういうことでございますので、これを、1つだけがそのためにというのではなくて、すべての行政をそのために行っていく、こういう考え方ですのでぜひこの点もご了解をいただきたいと思います。

そうは言ってもせっかくの質問ですからお答えをさせていただきますが、私は主な事業といたしましては中部横断自動車道の地域活性化インターチェンジの実現と関連道路の整備を推進してまいりました。中部横断自動車道を利用するには、町内に1カ所のインターチェンジでは南北に長い本町では活用が図れません。山梨県では地域活性化インターチェンジとして仮称、身延山インターチェンジと仮称、中富インターチェンジの工事に着手していただきました。町内には3カ所のインターチェンジができ、さらにはいつも言っておりますけども隣町の六郷インターチェンジと南部インターチェンジも利用できますので合計5カ所のインターチェンジを利用することができます。本町から甲府市や静岡市などへの通勤の利便性が向上し本町がベッドタウン化する鎮守の森構想が進展することを期待しているところでもございます。

関連道路の整備につきましては、世界遺産富士山のある富士北麓地域と峡南地域を結ぶ国道300号の街道につきましては、急勾配やヘアピンカーブの解消を主に着手していただいております。改良後は今まで敬遠していた観光バスや一般観光客の利用を期待しているところでござ

ざいます。

本町は千円札の富士山の撮影場所の本栖湖、身延山久遠寺、下部温泉郷、西嶋和紙という資源があります。これらの資源を活用して観光の町として地域住民が地域の魅力を感じ学び発見し誇りを持ち、それを発信していく町民総ガイド運動を推進しております。身延町に来ていただいた方に再び訪れていただけるよう、今後も町民総ガイド運動を推進してまいります。子育て支援としまして15歳以下の医療費の無料化と本年10月からの18歳以下までの医療費の無料化の拡充、保育料の軽減措置、病児・病後児保育事業を実施しております。

なお、町立保育所において週1回、異文化に触れることで日本の言葉や文化を大切にすることを育てることを目的に英語教室を開催しております。子どもたちは講師とゲームをしたり、歌を歌ったり楽しく英語で学んでいて、数カ月経つと講師の英語の問いかけに子どもたちは英語で答えるほどに上達しております。これからもこのような子育てに対する積極的な支援を講じて多くの子どもたちの明るい声が聞こえる町になるよう推進をしまいる所存であります。

先般、南巨摩地区のママさんバレーボール大会が本町を会場として実施され、開会式あるいは試合も見せていただきました。郡下の4町から15チーム、約200名のママさんが参加をしておりましたが、本町からは4チームが参加をし、その中には喜寿77歳を迎えるママさんが出場もし、最高齢のママさん選手は79歳の出場でございました。この年齢になっても生涯現役で生涯スポーツを楽しみ、健康づくりをしていただいている姿に感銘を受けたところでもございます。これからも町民の皆さんが生涯を通じて心身の健康づくりに努めていただけるよういちいち運動を推進し支援していきたいと考えております。

またコミュニティビジネスの活性化につきましては富士川を利用したラフティング事業、手打沢地区の住民有志が農事組合法人 手打沢組合を設立し遊休地を使ったタケノコ、菜種、酒米の栽培や廃校となったプールを活用してホンモロコの養殖、廃校の校舎を利用した静川区の活動拠点 静川村や伝統行事を都会の人々と復活させた豊岡夏まつりや身延山七面山を駆け巡る修行走など町内各地域で数多くの事業が開花してまいりました。今後も町民が自ら町内に眠っている資源を活用するため、知恵を出し合い取り組むコミュニティビジネスを応援するとともに新たに起業しようとする町民の皆さんにも協力を行いたいと考えているところでもございます。

本町の財政運営につきましては、平成27年度から地方交付税の合併算定替えが順次縮減し平成32年度までに約7億円の交付税の減少が見込まれ一本算定に移行していきます。常々申し上げております、できる限り子や孫に借金を残さないとの考えをもとに事業を精査し、起債発行を制限するとともに繰上償還を行い起債残高の削減に努めてまいりました。今後につきましても限られた人数、予算の中で最小の経費で最大の効果をあげるよう既存の施策、事務事業の改善を図り効果の少ない施策は廃止することも視野に入れながら町の宝である子どもたちのために成長を支援するなど将来を見据えた重要施策へ重点的に予算配分を行い、財政健全化を維持し町民の福祉の向上と地域社会の発展に努めてまいりたいと考えております。

なお、私といたしましては精いっぱい努力をさせていただきましたが、その評価につきましては私がする問題ではない、町民の皆さんにさせていただくものだと考えますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

大変、長々とありがとうございました。これは当然そういう話になるだろうと思いましたが、私がなぜこの「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」について聞いたかと言いますと、あまり私自身としては住んでよし訪ねてもよしというふうな印象がないからです。先ほど来、同僚議員からも質問がありまして、たしかに財政的には子や孫に借金を残さないというそういうことと、それから一本算定の話がありましたけども交付金が減るということの中で、町長、本当に何をしたのかな、何をしたかったのかなという思いがあったからわざわざこんなことをお聞きしたわけです。

この「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」の次に鎮守の森政策、鎮守の森構想というのが出てきまして、非常にキャッチフレーズをつくるのが上手だなという感じがしてはありますけども、この7年間に、だから今、私が言ったようなことで本当は何かほかのことがしたかったのではないか。つまり金を節約できるだけ節約して、借金を返すだけ返してということだけでなく、何かほかに町長としてこんなことがやりたかったというふうなことがあればぜひお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は先ほど申し上げましたとおり金を残して、あとは何がしたいかというのではございません。先ほどからも言っているとおり、私どもが行っているすべての行政は町民の皆さんのためにやっているわけでありまして、それが芦澤さん先ほどおっしゃるように町民の皆さんは少しも良いように感じていないということのようでございますので、これは誠に申し訳なくお詫びを申し上げたいと思いますけれど、私は少なくとも町民の皆さんが少しは良い町になったな、こういうふうに思っただけのために一生懸命努力をさせていただいたつもりでございまして、何をしたいかというような大きなものを今のところはつくっておりませんけれども、将来の子どもたちになんとかお金をかけたなと、この気持ちだけは事実でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私、この場面で3つの質問を考えていたんですけども、ちょっと町長の答弁が長すぎましたので次に移りたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

次に中部横断自動車道の開通に向けて何点かお聞きしたいと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中でもこの問題、取り上げられておりましたけれども平成29年度中、町長の言葉をお借りしますと平成30年の3月31日までが平成29年度ということで、ちょっと遅くなる可能性もあるのかなというふうな感じがいたします。

いずれにしても平成29年度中には中部横断自動車道が供用開始となるということで、富士川町ではすでに増穂インターの近くに道の駅ふじかわを開設しております。南部町でも富沢インターの付近に道の駅を開設する予定であるということを知っています。本町には先ほどの話のようにすべて仮称でありますけども身延山、身延、中富という3つのインターチェンジができる予定でございますけども、この3つのインターを利用して国道沿いに道の駅を建設すると

か、あるいは地域活性化に向けた何らかの施設を建設するというような計画はありでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

通告はどこでしょうか。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

1番のまもなく中部横断自動車道が開通するが町としてやり残していることはないかという質問をしたかったので、もうちょっと、では質問をさせていただきます。

私たち議員は何回かの県外研修で道の駅の成功例をいくつか見てまいりました。時あたかも総合戦略の策定ということで、町の活性化に向けて何らかの施策を実施することが求められています。中部横断自動車道開通に向けて何らかのプランをお持ちなのか。それともはや開通に向けてやり残したことは何もないというお考えなのか。この点についてお聞きしたいと思ひまして今の質問をさせていただきました。町としてやり残していることはないのかということです。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

のちほど中部横断自動車道に向けての準備万端かというような部分については、特に担当課長のほうから話をさせますけれども、やり残したことはないかというような部分については私の施策でございますのでお答えをさせていただきたいと思ひますがよろしゅうございますか。

○6番議員（芦澤健拓君）

はい。

○町長（望月仁司君）

やりきれなかった施策、やらなければならない施策の質問ですけれども関連道路の整備、主要地方道、市川三郷・身延線、西八代縦貫道の三沢・市之瀬間の整備と中部横断自動車道の仮称中富インターチェンジと国道300号を結ぶアクセス道路の整備でございます。主要地方道市川三郷・身延線は峡南地域と県と甲府市を結ぶ沿線地域の交流や人々の暮らしを支える生活道路であるとともに国道52号の代替路線としての機能も有しており、通勤通学や業務にとって重要な道路であります。また国道300号、急勾配とヘアピンカーブのため大型バスの通行に支障があり、観光客の利用が低調な路線となっておりますが、県において支障のあるヘアピンカーブの解消にすでに着手をいただいておりますので、今後は仮称中富インターチェンジと国道300号を結ぶアクセス道路を整備していただければ常葉、市之瀬や古閑地区からも容易に中部横断自動車道が利用でき通勤の選択肢が広がりますので、本町に居住していただき勤務地に通勤するという鎮守の森構想が増えてくることを期待しております。

今後も先ほど申し上げましたとおり三沢・市之瀬間の整備と仮称中富インターチェンジと国道300号を結ぶアクセス道路については私の力不足でやり残しておりますので、これからも県に対して早期に着手をいただけるよう要請をまいりたいと思ひております。

それからその他の、先ほどの質問につきましては答弁は担当室長にさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

中部横断自動車道周辺の関係ということでございます。

先ほど言われましたとおり中部横断自動車道につきましては、平成29年度中の完成予定ということで工事が進められておりまして、町内には3カ所のインターチェンジができます。インターチェンジ近辺への道の駅などの設置ということでございますけども、ご存じのとおり3カ所のインターチェンジとも山の中、そして橋梁の上という設置条件が厳しい中でのインターチェンジの設置をしていただいております。よって、周辺への道の駅等の設置は地形的に難しいのではという判断をしております。

また町内にはクラフトパーク内には道の駅みのぶ、少し離れておりますが国道300号沿いには道の駅しもべ、また国道52号、相又地内にはゆばの里とよおかが開設をされております。町内で収穫された農産物や工芸品など販売をされております。

それ以外に町内には湯之奥金山博物館、和紙の里、伊沼のJA直売所、下山のさくら、竹炭企業組合、大島直売所など官民の施設がすでに稼働をしております。これらの施設の有効活用を図り中部横断自動車道を利用して身延町内へ立ち寄っていただくためには、統一した誘導案内標識など設置が必要であると考えております。またこれ以外には、駐車場等の改良や施設の改修等につきましても、必要に応じて対応を図っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほどの町長の答弁にびっくりしたんですけども、私もそのことをこのあとで聞こうかなと思っておりましたもので、ちょっと先取りをしていただきまして、7月22日に中富総合会館で中部横断自動車道建設促進連絡協議会というものが行われまして、その席上で先ほど町長の話にもありました下田原・市之瀬間の道路の話が出ました。中富地区の議員からそういう発言が出まして、協議会の会長である町長がこの件を積極的に進めていきたいというふうな発言がありました。三沢・市之瀬トンネルについても触れていただきましたけども、私ども旧下部の人間は特にこの三沢・市之瀬トンネルの実現を希望しておりましたので非常にありがたいことだなということは申し上げておきたいと思っております。

下田原・市之瀬トンネルというものがどういうふうなことになるのかということの前建設課長にお聞きしたところ、この話は全然道路計画にも載っていないし、おそらく時間がかかるだろうというふうなことを聞きました。同じように三沢・市之瀬バイパスも相当な時間、約30年近い時間がかかって経過しておるわけでございますけども、私が申し上げるより前にこの下田原・市之瀬トンネル、三沢・市之瀬トンネルをやり残しているというふうにお考えであるというふうにお聞きしましたので、ぜひとも今後はこの三沢・市之瀬トンネルを強く県のほうに要望していただいて、最近ではトンネルを掘る工事も相当、時間も経費も短縮されているはずでございますので、ぜひこの件を進めていただきたいというふうに要望しておきます。

次にインターチェンジの名称について質問したいと思います。

かつて下部地区選出の同僚議員からこのインターチェンジ、特に仮称、身延インターチェンジの名称を下部、または下部温泉という名称に変えることはできないかという質問があり、町長はその関係筋に申し入れていただくというふうな趣旨の発言をされていたというふうに記憶しております。折しも今月2日にインターチェンジの名称について国交省、ネクスコ中日本、沿線の町の建設課長との初会議があったという報道がありました。昨日の町長の行政報告の中でもこの点について触れられておりました。会議の中で旧町名を入れたインターチェンジが定着しているという町側からの意見があったということで、大変わが意を強くしたという次第でございますけれども、この仮称、身延インターチェンジは波高島地内にありまして下部温泉には10分以内で到着することができます。次回の10月の会議には新しい水上建設課長が出席することになるとは思いますけれども、ぜひともこの下部温泉インターチェンジ、または下部インターチェンジという名称を強く主張していただきたくお願いしたいと思います。

下部温泉では数年前に大火で焼失した旅館が2軒ありまして、その焼け跡の処理が滞っておりますけれども、最近この焼け跡を購入していただいた方がありまして、地元有志の皆さんはここの焼け跡を大型バスが方向転換できるような、いわゆるバック場として使えるようにできればということで努力されているということを知っております。これが実現できれば大型車両が温泉街に入れることも可能になりまして、下部温泉の活性化につながるの間違いのないと思います。

したがって、これを後押しするためにも中部横断自動車道に下部温泉インターチェンジ、または下部インターチェンジを実現していただければ下部温泉郷に大型観光バスでも訪れることができるようになり、昔どおりの下部温泉の賑わいが取り戻せるのではないかと思います。特段のご配慮をお願いしたいと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まず火災の跡地についての地域の皆さんのご努力に対し、心から敬意を申し上げたいと思います。

さてインターチェンジの名前について、下部か下部温泉になんとかできないか、こういうこととまでございまして、前にも同様のお話もいただいたこともございます。

そこらへんも含めながら1つ答弁をさせていただきたいと思います。

行政報告でも述べましたとおり9月2日の日にインターチェンジの名称の沿線地域の検討会が開催されました。名称の決定までの手続きの進め方、名称決定の留意事項、今後のスケジュール等の説明があったと報告をされております。インターチェンジの名称等の素案づくりが開始をされた、こういうようにも私は考えております。

国土交通省の説明では今まで伺っていた内容と若干、変わった点がございまして。それは各町に所在するインターチェンジ、私どもの町ですと上から言いますと仮称、中富インターチェンジ、それから身延インターチェンジ、身延山インターチェンジの3カ所のインターチェンジ、要するに私どもの町に所在するインターチェンジの名称は所在する町ごとに素案をつくるようにとの説明が9月2日にありました。これは大きな今までとの違いでございます。そういうように私は報告を受けておりますので、ここにも当時のがありますけれども、そんなことでござ

います。

したがって、インターチェンジの名称につきましては3カ所のインターチェンジについては身延町が何々インター、何々インター、何々インターとして素案をまとめてそれを国のほうへお願いすると、こういうことになりましたので、まずこれは大きな問題ですから皆さんに報告をさせていただきたい。

今後のスケジュールにつきましては、実は平成28年度に六郷インターから北側がもうオープンになるわけですから時間がございません。したがって、誠に大変なことですけれども10月の上旬までに素案をつくってください。9月2日の会議の中で話がございまして10月の下旬に行われる予定の第2回インターチェンジ名称の沿線地域検討会に提出をして、その席で素案が決定できればそうしたいと、こういう国からの考えでございます。

素案に対する町民の意見につきましては、町民の多くの皆さんが納得するインター名でなければいけませんし、遠くから来る人に紛らわしいようなことでも困ります。したがって、しかも10月の上旬までに何とかするというようなことで時間がございませんので、私としては町民の代表である町議会議員の皆さん、さらには各種団体等で構成されている総合戦略策定委員会委員の各位の皆さん等々の意見を早急に聞きながら、インターチェンジの名称素案をつくってまいりたいと考えておりますので、議員の皆さん方にもよろしくご協力をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ぜひその線で進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

7月25日に行われました町長と高校生との懇談会で、町長が中部横断自動車道が開通したら身延町は変わると思うかという高校生の問いかけに対して、開通してもこのままでは変わらない。人が他の町へ流れていくとか、大きな都市同士が連結して身延町は素通りされるとか心配する意見が出されました。いわゆるストロー現象と呼ばれる現象を心配してのことであると思います。そのほか道ができただけでは変わらない。観光客が身延町に下りるような取り組みをしていかなければならないという意見も出されました。中部横断自動車道活用に向けて町が積極的な取り組みをしてもらいたいという要望が出されたわけです。

他の都市などに出て行ってしまう若者たちをこの町に引き止める、そういう対策を講じる必要があると思いますけれども、その具体的な計画はあるでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご質問の2のと の答弁は担当室長にいたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

中部横断自動車道は、先ほど言いましたとおり平成29年度中には新東名高速道路と中央自

自動車道の間が開通になります。山梨にとりまして特定重要港湾であります清水港と直結がされます。整備前後の時間短縮というのをちょっと見ますと甲府・清水港間は3時間7分から1時間29分となり1時間38分短縮され、物流が効率化するとされております。このため大型交通が中部横断自動車道に転換すれば中部横断自動車道および国道52号とも円滑な交通が確保され、より快適でスムーズな走行が可能となり、交通事故の削減にも寄与するというふうに考えられております。特に富沢インターチェンジから六郷インターチェンジまでは、新直轄区間で無料でありますので、国道52号から中部横断自動車道への交通の転換が進み機能分担が図られると考えられるため、町内の国道52号は円滑な流れになると予想されます。

今までは国道52号を利用するか、主要地方道を利用するかの2択しか選択ができませんでしたが、これから中部横断自動車道を利用するかが加わりまして3択になり、選択の幅が増えます。よって町民にとりましては利用ルートを選択肢が出ますので渋滞の解消が図られ、快適でスムーズな目的地への走行が可能になると考えられます。

中部横断自動車道の開通によりますストロー現象ということでございますが、住民の皆さまにつきましては、中部横断自動車道を利用することによりまして甲府市や静岡市などの遠方の通勤等が可能になります。併せて職業の選択肢も広がることとなりますので、町内に居住をしていただき他市町村へ通勤する方の増加を期待しております。また新規の定住者にも増加をしていただき、町内一帯が鎮守の森になってほしいと願っております。

なお、目的地への到達のために利用する物流関係や観光バスなどにつきましては当然、通過車両となり、国道52号から転換しますのでその分はストロー現象となる可能性があります。流動人口を増加させるという考えでは、今まで遠距離であったために本町への観光は避けていた遠距離地域の観光客や外国人観光客を誘致することによりまして、町内に訪れていただき町内に滞在してゆったり観光していただけるよう誘導していくことが必要だと感じております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

半分くらいは6月の野島議員に対する答弁と同じだったように思いますけれども、これは本当に具体的に何をしなければならぬかということ私たちにやっぱりもっとストレートに教えてもらいたい、話してもらいたいと思います。たしかに鎮守の森構想ですとか、そういうイメージでは分かるんですけども、では具体的に例えばどこへ住んでもらうのかとか、どこへ勤めてもらうのかというふうなことについては、もうちょっと噛み砕いて説明することが必要であるというふうに思います。

4番目の質問に移ります。

今の答弁の中にもありましたけども、通勤・通学の利便性が図れるということになると思うんですけども、六郷インターから富沢インターだけが直轄区間、新直轄で無料ですけれどもそこから先は有料になるわけで、果たして有料でもこの中部横断を使って通勤をする、通学をすることになるのか。あるいはこういう人が増えるのかということを見ると、やはり何らかの補助と言いますか、そういうふうなことが必要なんではないかなと。そういうことで高速料金を一定程度補助するような計画はあるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

ただいま総合戦略を策定しております。その中で町民アンケートを実施しております。中間報告ということで、中部横断自動車道を通勤・通学で利用しますかという問いに対しまして利用するは44.8%、利用しないは55.2%でございました。そのうち有料区間の負担が大きいため利用しないという回答をしていただいた方では、高速料金が通勤手当として支給されれば利用しますよというのが6割の方が利用するというような形で回答をしていただいております。

先ほども言いましたとおり鎮守の森構想を進めていく上でも定住促進を図る上でも、また中部横断自動車道を利用して通勤する方への支援策につきましては、やはり何らかの形で必要ではないかと考えていまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ぜひ積極的な検討をお願いいたします。

次に3番目のまち・ひと・しごと創生法の進捗状況と今後の課題ということでお伺いいたします。

私と松浦議員は2人ともこのまち・ひと・しごと創生法の総合戦略会議の委員として出席させていただいておりますけれども、先日の議員全員協議会でどんなふうな進捗状況なのかということをお聞きして、これこれこうだということをお知らせしたところ、それではよく分からない。進捗状況をもう少し詳しく説明してもらいたいということでしたので、ここで副町長にぜひその点を説明していただきまして、今後の課題あるいは特別交付金の獲得に向けた、特別交付金と言っているのかどうか分かりませんが、交付金の獲得に向けた、事業に向けた構想があるのかどうか、その点について副町長からのご答弁をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

本町における取り組みの進捗状況ですが、総合戦略を作成していく上で広く町民の皆さん等から意見を聴取し、戦略に反映をしていくという観点から町民の皆さまをはじめ事業所、各種団体、町外在住通勤者を対象としたアンケートを実施いたしました。去る8月11日に第2回総合戦略策定委員会を開催し、委員の皆さまに中間報告ということで町民を対象としたアンケートと人口ビジョンについての状況報告をさせていただきました。

町民アンケートにつきましては7月22日現在での報告で、調査対象3千人に対しまして566人の回答で回収率18.9%の数値での報告でした。回答期限前の回収率が低い状況ですので一概には判断できませんが、具体的な意見や提言等も積極的に記入がなされており、ご回答をいただいた皆さまには心より感謝を申し上げます。

なお、この中間報告では60歳代の回答が26.7%と最も高く、次いで50歳代が24.2%、70歳以上が20.1%と続いていきましたが委員の皆さまから最終結果が提出される際にはこれからの町を担っていただく若者世代の意見が分かるように年代別の分析も必要ではないかとの意見が出され、現在、最終集計の中で対応しているところであります。

今後につきましてはアンケートならびに町長と高校生、小中学生との集いや町民の皆さまから逐次いただいたご意見・ご提案等を反映しながら具体的な施策の検討に入っていくこととなりますが何分短い期間での策定となりますので策定委員、ならびに議員各位のご協力を得ながら効率的に作業が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということですので、議員の皆さんもぜひしっかり受け止めていただきたいと思います。

新型交付金の、これは特別交付金と書いてありますけども新型交付金のための事業を各自治体がやらなければならないということで、戦略会議ではそういうことをどういうふうにするかということを決めなければいけないということだと思います。

昨年末に、国は地方に30万人分の若者の雇用を創出するという目標を掲げた人口減少対策5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを決定いたしました。山梨県では今年就任した後藤知事が、内容がちょっと変更されたようでございますけども人口100万人を目指すという目標を掲げております。また国は各自治体に地方版総合戦略の策定を求めておりまして、この戦略の行方によりまして新型交付金を交付するということになっております。今年度内にその事業、あるいはその案を決定しなければいけないということになっておりまして、新聞報道などによりますと県内でも10市町の市と町がすでに総合戦略を10月までには提出するというふうな運びになっているようです。

高校生と町長との懇談会、そのあとで町長から出された文書の中では12月までには策定したいというふうに書かれていたと思います。非常に時間的に切迫している中で行われることなんですけども、この新型交付金獲得のための事業が今年度内に決定することが求められておりますけれども副町長の目算をお聞きします。

○議長（河井淳君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

新型交付金の事業についてということですけども、若干新型交付金につきまして説明をさせていただきますと26年度の補正予算の交付金の総額は全国で1,700億円。これはほぼ100%に近い交付金でございました。来年予定されております、現在の報道でもなされておりますけども、新型交付金につきましては国負担分で1,080億円。地方負担分も同額が要求されておりました、トータル事業費ベースで2,160億円ということで各種団体からは新型交付金は、なんか国の力の入れようが低いんじゃないかというような意見も出されております。しかしながらこの新型交付金を使わなければ事業もできません。国においてこの新型交付金の詳細が年末までに制度設計がされるということでありまして、今後も国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

なお、総合戦略につきましては、従来申し上げてありますとおり当初の計画どおり年内に策定が完了するよう現在、鋭意作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

本当に時間に追われているというふうな感じの作業でございますので、今後の進展を私も期待しているところでございます。

総合戦略会議におきましては先ほども申し上げましたように、今まだ十分な議論が行われたという形ではありません。そんな中で果たしてその戦略が期限内に立ち上げることはできるのかという非常に素朴な疑問を抱いているわけでございますけども、総合戦略会議の委員からの提案だけでは不十分ということで先ほど副町長からは、すでに町民からのアンケートなどを求めているということで話がありましたので、3番目の町民からの提言を受け付ける窓口と現在までの提言はということについては取り下げさせていただきます。

この質問の最後に先月行われました、8月11日に行われました第2回会議の最後に役場若手職員によるプロジェクトチームというものが紹介されました。大脳皮質の働きが非常に硬直化しておりまして口もうまくまわらないようですけども、われわれ高齢者には大変限界があります。したがってこの若手の役場職員、あるいは高校生、それから委員の中でも若手の委員の皆さんには斬新なアイデアを出していただけるように、大いに期待しているところでございます。この若手の役場職員のプロジェクトチームがどのようなペースで、どのようなテーマで話し合いをしているのか、現在までの成果等につき公表できる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

当質問につきましては、担当であります政策室長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町総合戦略策定プロジェクトチームという名称であります。役場職員の30歳代の職員19名で構成をされております。プロジェクトチームは人口ビジョンおよび総合戦略の策定に関する基本的事項、総合戦略に盛り込む目標および施策につきまして調査、分析、検討および提案するものとなっております。そして自主的に会議等を開催していただいております。特に下部温泉郷の活性化策ということに的を絞って調査・研究を始めてくださっております。

先日、下部温泉郷の温泉街を徒歩で探査を行っていただき現状を認識、そして活性化策を検討しているところでございます。

なお、今後につきましては先進地の視察等を行って下部温泉郷に足りないもの、良いものを発見し町のほうへ提案をしていただくというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

旧下部の出身の私たちは大変ありがたいことで、今後もぜひこの下部温泉の活性化については取り組んでいただいて、できるだけ良い案が出るように期待しております。

最後に身延中学校への通学バスの試験運行が8月4日から6日までの3日間に行われましたけども、私たちも議員として数名が参加させていただきました。今回の試験運行は第1日目が古関を出発して甲斐常葉、下部温泉、波高島駅を経由して身延中学校に到着する。第2日目が久那土中を出発し久那土駅、役場本庁舎を経由して身延中学校。第3日目が西島神社を出発し手打沢、甲南スポーツ広場、身延中学校に到着というルートでございました。それぞれが一応、登校時を想定したという試験運行でございましたけども、この試験運行には教育長、学校教育課長、それからリーダーのほか私たち議員数名と保護者数名が同行いたしました。運転は身延小学校のスクールバスを实际運転していらっしゃる笠井さんという方が担当しておりました。

それぞれの帰りの道すがらは、下校時のルートを試験運行するという事で教育委員会のほうでは言うておりましたけども、あとで述べるように下校時の試験運行ルートは私は参考にはならないというふうに思いました。町民からの請願書が今回出されておりますけども、その中でも夏休み中ということで交通量等の違いがあると思いますので、9月以降に改めて試験運行を行う必要があるのではないかなというふうに思います。

途中それぞれの停車場所ではストップウォッチを持ったリーダーが30秒の停車時間で停車・発車を行いました。乗り降りには停車場所によって時間がかかるはずで、とても30秒では済まないと思いますけども、この時間設定にも疑問があります。教育長はじめ学校教育課の皆さんは特に問題点はないというふうに評価されているように感じられましたけども、その点について改めてお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、ご質問の通学バスの試験運行等のご質問につきましては、課長に答弁をさせますのでよろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

これまで統合中学校への通学時間、その中でも特に久那土、下部、中富中学校区の生徒の登下校のスクールバスの所要時間についてであります。教育委員会では後期統合計画の説明の中では多くの生徒は遠距離通学となりますが、今ある中学校からおおむね30分程度で統合校へ通うことができ、スクールバスなどの通学支援を図るものと説明してきました。また中学校の統合準備委員会で示したスクールバス運行計画案では実際に発着場所を定め乗用車で途中停車することなく走行した時間としてお示しし説明してきたところであります。

このような経過の中で今回のスクールバスの試験運行につきましては、来年身延中学校へ通学する生徒を路線ごとにどこで何人乗るか、乗車場所を何カ所とするか、乗車場所での停車時間を30秒とし出発時刻を仮に定めて、特に登校時のスクールバスの所要時間でありましたが、この登校時の所要時間を計測・記録し運行状況を確認するという事を目的といたしました。スクールバス運行の所要時間につきましては設定条件、季節、時刻、それから渋滞など道路の

状況等により当然変わってきます。それから教育課程等の検討部会で協議している内容によりスクールバスの便数、一部ルート変更、これらも当然予想され最終的な運行時刻表や運行計画表の作成につきましてはまだまだ時間がかかります。今回のスクールバスの試験運行については今言ったような目的、これらについては達成できたと、そのように評価しております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

当然、通う生徒の人数ですとか場所の選定とかということで、時間については私は多少前後することがあっても時間がかかってどうこうということは、この際あまり問題にはならないんではないかなというふうに思いますけれども、問題はこの通学バスの安全あるいは災害時、災害に至らなくても例えば大雨とか大水とかということが出たときに、そのときの対応とかそういうことが非常に保護者の皆さんは心配になっている部分だと思います。ですからその点をできるだけ、その不安を取り除くような方向の話し合いをぜひこれからももっていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、帰りのバスではそれぞれのルートを確認したということになっておりますけども、下校時の運行については改めて当然、部活の問題があったりとかですね、便数の増加、増発とかということもあると思いますので、この点は改めて予定時刻における試験運行を行っていただきたいというふうに考えております。

改めてその登校時、下校時の試験運行を行うのかどうか、その点についてお考えをお聞きします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

当然、下校時刻に合わせたスクールバスの試験運行も行いますが、それ以外にも必要なデータを得るため、先ほど部活動等の状況とかということで便数もそうですが、路線も一部変更なんかも考えられると思います。それらが詰まってきましたら当然、試験的に運行をしたいと考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですね、ぜひその点をお願いしたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように保護者に対する不安感を取り除くための、そういう説明会のようなものを今後も考えていらっしゃるのかどうか。あるいはあくまでも統合準備委員会の中でしか話し合いをしないのか、その点について改めてお聞きします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

統合中学校の2年生、3年生、それから新入生、時期はちょっと分けてですが11月の下旬から12月にかけて学校の説明会を計画しております。そのときには通学バスの運行ルートも含め時刻等も基本的なものは示して説明をしていきたいと考えています。それ以後、部活動に

どの生徒がなんの部活に入るのか、早朝練習をやるのかどうか、それらも確認をしながら当然変更はあり得るということでの説明になるわけですが、基本的なものはそこで示したいと思っています。また当然、それに対しての要望は今も保護者代表という形で意見を集約していただいて要望を受けているわけですが、それ以後、出てくる部分についても当然、対応はしていかなければならないなど、そんなふうに考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

最後の質問は、これは先ほど野島議員のほうでしていただきましたので割愛させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時15分とします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

先に通告した質問要旨と同僚議員の質問がいくつか重なっておりますが省略する部分、ならびに重なる部分があるかと思っておりますがご承知ください。

まず地域創生についてであります。

本年度当初においては中部横断自動車道の開通を2年後に見据えての総合戦略であり、本町にとってはビックチャンス到来、新たなまちづくりのスタートに大きな期待をし、さらに日本一の総合戦略を推進するため、私は3月議会において県から人材の派遣を要請したところであります。幸いスタッフとして県より市町村課長をお迎えし、磐石な体制が整い事業の推進に取り組まれたかと思っております。

なお、私は総合戦略策定委員になっておりませんので、これから基本的なことについて、また重なる部分もあるかと思っておりますがご承知ください。

現時点ではどのような施策でまちづくりをするのか、総合戦略の柱がまったく見えてこない状況であります。町民の多くが大変危惧しております。そこで地域創生元年としての取り組み状況について、まず総合戦略の今後の推進手段、方法、スケジュール等、さらに総合戦略におけるまちづくりの方針について伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

深澤議員の質問につきましては1の地域創生、すべての答弁は担当室長にいたさせますので
よろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

総合戦略と人口ビジョンというような形で、8月11日に第2回の身延町総合戦略の策定委員会を行いまして、中間報告としまして人口ビジョンの策定状況、そして町民アンケートについて説明をさせていただきました。

今後につきましては、総合戦略策定委員会におきまして人口ビジョンの目標人口を定めていただきます。そして総合戦略策定につきましては、アンケート等をはじめ町民の皆さまからのご提言や高校生、小中学生の意見を反映してまいる予定でございます。

策定委員会につきましては今後2回開催をいたします。そして具体的施策をまとめたあとにパブリックコメントを実施いたしまして、平成28年度予算に反映できますよう12月までに策定するという予定になっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

推進手段としてコンサルに委託をするのか、また方法としては戦略を決定するのがどこでどういう形で決定するのか、まちづくりの方向性等々ですね、例えば北杜市では若者応援、住まいづくり、雇用創出、交通、観光、生活環境づくり、5つのプロジェクトに取り組むという報道が新聞紙上でなされておりました。これらは今から検討を進めるという理解でよろしいですか、お願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町におきましてもやはり山梨県が5つのテーマという形で絞っておりますので、それに沿う形になろうかと思えます。そして若者、高校生の意見、そして町民の意見というものを反映していきたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

戦略を決定する機関、どういう形で。お願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

決定する機関につきましては総合戦略策定委員会の席で決定をしていただき、最終的には議会の皆さんにご報告をさせていただくというような形になると思います。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私は現状では具体的な方針がまったく固まっていないように受け止めます。何か宙に浮いている状態で本当の意味でのまちづくりができるのか、もう時間がないというふうな状況の中で不安であります。身延町の生き残りをかけた最重要課題でもあり、町民主体の総合戦略をスピード感をもってさらに本気で取り組まれることを強く願うものでございます。

次の質問に移ります。

次の質問でございますが、早期に地方総合戦略を策定した自治体に地方創生先行型交付金を上乗せ支給するとしておりますが、これについても先ほど同僚議員の質問があったかと思いますが、あえて質問させていただきます。

本町ではこの上乗せ交付金の支給を前提としての計画づくりを進めるのか。また国では早期の作成としておりますが、自治体として早期とはいつを目途にしているのかを伺いたと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

上乗せ交付金ということですが、これにつきましては地域住民生活等緊急支援のための交付金、今、地方創生先行型ということでやっておりますが、これの上乗せ交付分という名称の交付金であります。内容につきましてはタイプ1、タイプ2とありましてソフト事業に対する交付金となっております。

タイプ1につきましては、該当事業につきましては国の総合戦略における政策5原則の観点から他の公共団体において参考となる先駆的事業であることと示されております。

タイプ2につきましては、本年10月30日までに総合戦略を策定し外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指標、いわゆるKPIが設定され、その検証が行われるということが条件となっている交付金でございます。

本町におきまして内部で検討を重ねた結果、目先の上乗せ交付金に捉われずにしっかりした戦略を策定したいという考えからタイプ1、タイプ2ともに活用を見送ったところでございます。鋭意、総合戦略を策定している途中でありますので、現在行っている総合戦略につきまして傾注いたしまして、計画どおり本年度中に策定が完了するよう作業を進めているというところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ただいまの答弁で、より効果的な戦略をつくるという観点から今回の上乗せ制度には乗らないということですが、それからさらに庁内の検討会議で決定したということですが、これ

らの乗るか乗らないかという部分は総合戦略策定委員会での説明、協議はされていないんでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

総合戦略策定委員会には出しておりません。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

総合戦略検討委員会の目的を確認させてください。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今回の総合戦略策定委員さんにつきましては総合戦略の策定と、そして人口ビジョンの策定という形で関わっていただいております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ありがとうございました。ただいま答弁をいただきました。どの段階で決定されたのか疑問も抱くところでありますが、過日の新聞報道では早川町ならびに富士川町で上乗せ制度の活用を進めているとしております。なお、今日の山日新聞に山梨市も9月中に策定をすると。韮崎市も策定を進めていると、こんな報道がございました。地方創生先行型交付金、上乗せ制度をせっかく国で準備したにもかかわらずこの制度を適用しない、本町の財政事情等を考慮したとき、あまりにも残念であります。どうかそれ以上の効果的な日本一の総合戦略を策定し町民の期待に応えていただきたいことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

16年度の新型交付金創設でございますが、これも同じく同僚議員が質問をいたしておりますが、あえて質問をいたします。

おそらく国の示した施策、新型交付金ですね、示した政策は多様なニーズが用意されているかと思いますが、それら国の施策に積極的に取り組む自治体に新型交付金を交付し、国が目指す施策を推進するとしておりますけども、この新型交付金の国の施策の概要をお示しいただきたいと思います。

なお、この財政支援については本町は適用しないと先ほど答弁がありましたので、国の目指す施策の推進をしているということで、国の施策の概要をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

深澤議員の質問の中にもありましたとおり、副町長が答弁させていただきましたが国では新型交付金につきましては、詳細につきましては年末までに制度設計を詰めていくということになっております。この新型交付金を活用して実施する事業につきましては国が半分、町が半分という予算立てになります。今後、示されます国の交付基準等を精査する中でより効果的な施

策を導入し積極的に活用してまいりたいと考えています。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

国が進める施策と本町が置かれている様子、さまざまな条件が合わないためと理解をいたしますけれども、財政的支援を重要な課題として位置づけて、さらなる検討をお願いしたいところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

次に町民の自由提案を求める質問についてでございます。

これにつきましても同僚議員からの質問がなされましたので、省略したいと思いますけれども1点だけお願いをさせていただきます。

アンケート調査をしておりますけれども、アンケートが届かない町民は多数いるわけであり、多くの町民の皆さまの提言を吸収するために、その手段を講じていただきたいことをお願い申し上げる次第でございます。

次の質問に移ります。

次の質問も同じく重なる部分がございますけれども、去る7月25日に町長と語る高校生の集いが開催された様子が山日新聞に報道されておりました。その内容は町が策定を進めている総合戦略に若者の意見を反映させると企画されたとしております。本町の次代の担い手である高校生の意見を汲み取る機会として大変有意義な企画であったことをまず申し上げます。

そして若者の意見として働き口の確保、町の観光資源を生かしたまちづくり、人口を増やすため大学を町に誘致する等、町の将来を見据えての素晴らしい提言であります。これらの若者の意見を総合戦略の中身としてどのような手段により、どう反映していくお考えなのか伺います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

町長と語る高校生の集いにつきましては対象は身延山高校、峡南高校、市川高校、増穂商業高校、甲陵高校の6校から26名、参加をしていただきました。質問形式で意見、考えや希望等を述べていただきました。率直な考えや感じていることを素直に述べていただいたと感じております。

総合戦略の策定委員さん、そしてプロジェクトチームの職員にもそれらの意見等を取りまとめて配布をしておりますので、総合戦略策定委員の皆さまやプロジェクトチームの職員から意見をお聞きする中、今後総合戦略の策定に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

すみません、身延高校も入っています。6校です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ただいまの説明によりますと、総合戦略策定委員会の皆さんもその会議に出席をしているというふうに理解してよろしいですね。したがって、その策定委員会の皆さんにもこの若者

の意見をしっかり会議に反映していただいて総合戦略に、中身に反映していただければとこんなふうをお願いをするところであります。

次の質問に移らせていただきます。

身延町産業立地事業費助成金交付要綱についてであります。

この交付金交付要綱の目的は企業の立地を促進、雇用機会の拡大、地域産業の振興と町民生活の安定を図るとしてあります。助成の対象条件としては何項目か掲げてありますが、その中で投下固定資産額が5億円以上であること。また操業開始後1年以内に常時雇用勤労者を10人以上増加させ、うち町内から雇用を新たに5人以上であることとしてあります。この交付要綱に該当し、助成金を交付した企業はあるのか。あるとしたら交付年度と交付金額および雇用の状況、特に町内からの雇用の推移について分かる範囲でお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この質問につきまして、2のすべてにつきましては担当室長にいたさせますのでよろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町産業立地事業費助成金交付要綱につきましては、山梨県産業集積促進助成金交付要綱というのがありまして、それに基づき定めたもので県の交付と合わせて交付をするものでございます。

助成金の実績ということでございますが、合併後の対象企業は1社でございました。岐阜プラスチック工業株式会社へ平成21年度に交付をさせていただきました。県と合わせての交付総額でございますが2億4,700万円でございます。そのうち本町では4,100万円を交付させていただいております。

雇用状況ということでございますが現在、雇用者は33名。そのうち町内からの雇用は10名いるということでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ありがとうございました。助成金交付企業が1件ということで、助成の対象条件が非常に厳しいためと思われませんが、これは県条例とリンクした規定であるためと理解をいたすところでございます。

次に当該助成金交付要綱は平成28年3月31日、来年の3月限りで効力を失うとしておりますが町民生活の安定を図る上でその後の対策について何か考えているのかお聞かせください。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

県の要綱につきましては最初、平成16年4月1日から施行されております。県ではその都

度、要綱を改正し期間を延長してきております。今後におきまして県に伺ったところ担当者の考えとしまして、現時点では要綱を延長する方向でいる旨の回答をいただいております。本町におきましては、県に準じて要綱を改正し期間を延長してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

これが効力を失ったあとに、なお引き続いてこれに見合った交付要綱を制定するというお考えのようですが、現時点のこの経済情勢といえますか、そういう部分を考慮するとこの投下固定資産額が5億円以上、非常に高額な固定資産の投下額になっておりますので、そのへんを考慮して多くの企業がこの制度を利用されるような検討を加えていただければと、こんな思いがいたします。

次に移ります。

次に身延町企業の奨励に関する条例についてであります。

本条例は平成16年9月に制定され、その目的は新たな企業を起し、または増設するものに対し便宜を供与し産業の振興に寄与するとしております。そのうちの奨励措置が4項目、定めております。1つ目が土地の取得交渉と造成に関する援助。2つ目が事業に関する各種苦情処理に対する協力。3つ目が公共施設の関連事項に関する利便性の供与。4つ目がUターン奨励を含む労働力の調整等であります。このように土地交渉があり土地造成があり、さらに苦情処理や公共施設等の利便性、労働力の調整等々、非常に多岐にわたり便宜を供与することから実際には対応する町の担当窓口は当然一本化されていると思いますが、何課が対応するのでしょうか、お聞かせください。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問3ですけれども、すべての答弁は担当課長にいたさせたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

ただいまの質問ですが、観光課が対応になります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

このすべて4項目、定めているわけですが、すべて観光課ということで理解してよろしいですか。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

観光課の対応になります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

なお、この奨励措置を受ける指定条件でございますが1つ目が投下固定資産総額が1億円以上。2つ目が常時雇用する従業員100人以上であること。そして3つ目として町長が必要と認めるものと規定されております。この町長が必要と認めるものはどのような企業が想定されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

町が誘致した企業などで条例における申請および指定の基準には満たないが今後、発展が見込まれ地域経済等に対し顕著な有益性があると認められる場合などと考えます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ありがとうございます。発展、有益性等を考慮して町長が認める企業と、することができるというふうに理解をいたします。

この制度の指定を受けた企業があるのかどうか。あるとしたらどんな奨励措置を供与したのか併せてお願いをいたします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

この条例につきましては、合併前の旧身延町時代の昭和48年において制定された条例で合併時、新身延町において新たに施行されたもので、合併以前につきましては今回確認できませんでした。合併後につきましては、指定した企業はございません。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

残念ながら、合併以後は条例制定から約10年以上経過するも指定を受けた企業が1件もないということから条例の見直しも懸念されるところであります。本条例の奨励措置4項目は非常に厳しいものがあるわけですが、この奨励措置4項目については適切な条文かと思いますが企業の指定条件、ここが非常に厳しいと。投下固定資産総額が1億円以上、常時雇用が100人以上等の定めからこれらの条件緩和が必要不可欠かと思います。特に労働力の減少、また社会経済状況の変化等を考慮して、的確性のある条例改正を早期に検討されるようお願いをすところでございます。

次の質問に移ります。

中小小規模企業育成のための奨励措置についてであります。

先ほど来、質問をいたしました助成金交付要綱では投下固定資産総額が5億円以上、企業であること。それから奨励に関する条例においては1億円以上、雇用者100人以上である等を

規定。それ以下の企業では町の助成も奨励措置も受けられない状況から企業を起こすことも、移転進出されることもなかなか期待できないのが現実かと思います。中小規模企業である末端の企業の育成に力を注ぐことにより、仕事の発注元である親会社への波及による企業の進出を図り町民生活の安定に寄与するべきであると考えます。

山梨県においても中小規模企業の振興条例の制定に向け検討委員会を立ち上げ10月下旬には骨子をまとめ来年2月県議会に条例案を提出するとしております。県内企業の9割を小規模企業が占めている現状から本町においても同様かと思います。したがって企業育成、強化するため応援規定等、早急に検討する必要があるかと思ひます。特に若者の提言を形にするためにも新たな規定を制定する必要性についてお考えを伺ひます。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

現在の身延町企業の奨励に関する条例におきましては、申請および指定の基準というものは先ほど深澤議員が申されたとおりですが、商工会による町の補助事業を通しての援助も行っていますので現在の時点では必要性はないと考えます。今後、状況の変化等がある場合は関係課等とも連携し検討したいと考えます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

新たな規定をつくるお考えはないという答弁でございますけども、まちづくりに取り込まれる雇用の拡大、町民の安定した生活を確保するためにぜひともこれについては前向きに検討していただきたいことをお願いするわけでございます。

なお、町内の一小規模事業の育成、実業についてであります。実はご承知のとおり旧静川小学校の一部を賃貸されております今話題のドカヘリ研究所を立ち上げ、月に1回、全国各地から10人から15人の参加を募り、約1週間に及ぶフライト講習による安全第一の技術の習得およびドカヘリの行動に関する講習を現に実施していることから、安全フライトに関する法律整備に伴い当研究所がフライト免許の講習期間の指定に向けて可能性を模索されていることから実態を把握され、必要な後押しを交流人口の増加につながるための調査・検討をされますようお願いし、最後の質問に移ります。

最後に電気柵事故防止についてであります。先刻、同僚議員から詳細な質問がありましたので省略しますが1点だけお願いをいたします。

本町におきましては、至るところに電気柵が設置されている状況から町民の皆さまに電気柵についての正確な知識をよく理解していただくための方策を講じていただきたい。このことが事故防止の基本であると思ひますので、この1点を切にお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

次は通告5番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○2番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに中学校の制服等について伺います。

平成26年12月の定例会におきまして小中学校の統合が議決されました。その過程で平成26年5月8日付け、中富中学校保護者会から学校統合に関わる保護者におけるアンケート集約および保護者会の内容と、それに関する回答のお願いというものがありまして、その中で通学に関する質問および意見、部活動に関する質問および意見、制服等に関する質問および意見、その他に関する質問および意見がありました。

その中の制服等に関する質問に対して平成26年5月14日付け、回答としまして学校統合に関わる保護者会の照会についての中で制服および体操着（以下、制服等という）の買い替え時の補助について、これも他の保護者に回答してありますので再掲しますとあり、その内容は前期計画の際に策定した補助金交付要綱があり、中学校統合により制服等の買い替えが必要な場合は実費を全額補助しますという内容です。

統合準備委員会でいろいろ協議する中で、校名については先の6月定例会におきまして身延町立身延中学校という名称が議決されました。制服等については、アンケートを実施して生徒たちの意見を聞いて決定すると聞いていましたが、学校の制服等についてのアンケートの経緯と結果はどうだったのか、説明願います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

制服等に関するアンケート調査は中学生および小中学生の保護者を対象に2回行いました。1回目のアンケート調査では制服の基本コンセプト、男子はつめ入りタイプかブレザータイプか、女子はセーラータイプかブレザータイプかなどの基本的なコンセプトについての質問ともう1つは新たな制服を全学年そろえるか、新入生だけにするかについて聞いたものです。

この結果は男女ともブレザータイプとする回答が多くあり、また制服は全学年がそろえるか新入生からにするかについての質問では新入生だけがそろえるとの回答が上回りました。これらのアンケート結果をもとに制服等検討部会で協議した結果、制服の基本コンセプトはブレザータイプとすること。それから全学年が一斉に制服等をそろえることに決定しましたが、その理由は制服等を実際に着用する生徒たちは全員が同じ制服を着用する数のほうが多かったこと。それから新入生だけがそろえると男子の制服が3種類、女子の制服が5種類とあまりにも多くのタイプの制服が混在すること。通学や学校行事、課外活動等に着用する制服であり、統合した中学校の生徒が統一感や一体感を感じ、気持ちを1つにして学校生活を送るためにも全生徒が同じ制服を着用することが望ましいということでありました。

2回目のアンケート調査は夏冬の制服各3点および夏冬の体育着各3点の実物を4中学校、役場本庁舎ロビー、それから身延総合文化会館、下部支所の7カ所に展示し形や色、材質などを実際に見たり触ったりしながら、どのタイプがよいか投票をしていただきました。この2回のアンケート調査を経る中で制服等検討部会において統合中学校の夏冬の制服、体育着を決定し全生徒が新しい制服等を着用するとする報告を8月25日開催の第7回統合準備委員会で報

告し承認されました。

このことにより今後は先生と制服メーカーとでエンブレム、スカート丈、ボタンほか校則等に照らし合わせた細部の調整を行ってまいります。それに併せて教育委員会では最終的に制服等の1着当たりの販売価格等について制服メーカーと協議し、価格の交渉等をしてまいりたいと考えております。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

アンケートにつきましては、中学生および小中学生の保護者を対象に行ったということでいろいろアンケートの結果を踏まえてそのように決定されたという答弁をいただきました。

先ほど前期計画の際に作成した補助金交付要綱で、中学校統合により制服等の買い替えが必要な場合は実費を全額補助しますとありましたが、おそらく今の身延町にとりまして最後の統合となるとと思いますが、今まで同じ形の補助になるのでしょうか。これは新入生は自費で購入するという意味なんですか、ご答弁ください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

制服等の購入費補助につきましては、身延町立小中学校統合に係る指定制服等購入費補助金交付要綱、この要綱で小中学校の統合に伴い児童生徒の保護者が小中学校の指定する制服、体操服、その他必要な衣類の購入費について補助金を交付することを規定しています。指定制服等の種類ごとに1着を限度として、その購入費について保護者に対し補助するもので統合により指定制服等が異なることに起因して新たに購入するときで統合期日の2カ月前から同期日の前日までの間に購入するものに対して補助金を交付いたします。来年度2年生、3年生になる生徒の保護者が補助の対象となり、新入生は対象ではありません。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁ですと補助金交付要綱に従いまして、そのとおり従前と同じ補助をしますという意味ですね。これは新1年生の保護者は自己負担してくださいというふうに理解しましたが、では中学校の制服等は1人当たりどのくらいの金額なのか説明を願います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

制服は男子がブレザー、スラックス、ネクタイ、夏冬のシャツ等一式。女子はブレザー、スカート、リボン、夏冬のブラウス等一式で制服単価は4万6千円。それから体育着は男女同一のもので夏冬合わせて2万円を見込んでおります。制服、体育着、合計しますと1人当たり6万6千円となりますが、この額は今回補正予算に計上した額であり、先ほどのご質問でお答えしたとおり価格については今後、制服メーカーと少しでも安価になるよう交渉してまいりたいと思います。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいま1人当たり6万6千円くらいかかる予定という答弁なんですが、保護者にとってはかなりの負担になります。では新たに入学予定の生徒は何人になるのか。仮に町が全員分を負担するといくらになるのか、答弁ください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

現在7つの小学校の6年生の児童数は70人で、1人当たりの制服等の単価を乗じますと462万円になります。それに今の4中学校の1年生60人、2年生74人を加えますと統合中学校の生徒数は204人になる見込みです。新入生も含んで全員に制服等の購入費を補助するとすれば、今現在の1人当たりの価格を乗じますと1,346万4千円になります。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいま答弁された全員分の生徒の金額が1,346万4千円という金額が多いか少ないかは私自身判断が難しいところですが、学校統合で経費の削減になると思いますが、新たに必要とされる経費と削減されるものはどのようなものでどのくらいの金額になるのか。またその削減分をどのように使おうとしているのか答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

学校統合により削減される教育費の中の学校管理費、教育振興費のうち久那土中、下部中、中富中の3校分の経費を26年度決算額で計算してみますと2,700万円ほどになります。これに臨時職員の人件費等も加えますと約3,100万円になり、この額が統合に伴い削減される分と推計できます。これに対し統合する中学校の経費のうち、増えるものにつきましては生徒数が現在の身延中の倍近くになり、また先生の数も増えることによる学校管理費等もろもろの計上の経費、また多額の費用が見込まれると思われませんが、スクールバスの運行費用などについては現在、試算する資料が整っておりませんのでお示しすることができません。ご質問の中学校の統合に伴って削減される経費の額については、今言ったような理由ではっきり申せませんが、削減額の多寡にかかわらず教育委員会では教育振興にかかる費用については、今以上に公的負担の充実に向けた予算の確保に努めてまいりたいとそんなふう考えております。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁からも学校統合により経費の削減がなされるわけですが、教育委員会は統合の目的は子どもたちの教育環境をよりよくして、統合してよかったと言えるようにするために経費の削減のためではないと説明してきました。

今回の定例会の検討資料の中で、平成26年度身延町一般会計および特別会計の歳入歳出決

算審査意見書で、各事業や補助金等については目的や必要性を明確にし、限られた財源を有効に活用するために見直しや分析を十分に行う必要がある。さらに町民の福祉や子育て支援の向上に積極的に取り組み、町民が安心して住めるまちづくりの推進に努めていただきたいと思います。まさにそのとおりだと思います。

そこでその削減分は、子どもたちの教育環境の向上のために使うべきではないかと思うのですが、地方交付税も特例期間が過ぎ財政的に年々逼迫することは十分承知しておりますが、身延町の将来を担う子どもたちのために町として子育て支援は最重要課題だと考えます。現在の子育て支援として調べたところ児童手当、子育て支援医療費の助成、ひとり親家庭医療費助成制度、児童扶養手当、病児・病後児保育、学童保育、保育所、保護者の負担軽減、定住促進に関する条例に基づく祝金の支給、育英奨学金の支給、福祉教育学校等就学奨励金の支給、町営バスおよび乗り合いタクシーの優遇措置、地域子育て支援センター事業、チャイルドシートの貸与事業等がありました。このほかにもあると思いますが、これらの事業はほとんど他の市町村でも実施しているものではないかと思えます。

数は少ないんですが人口の増加している市町村もあります。議員視察研修として昨年、長野県南箕輪村、本年群馬県吉岡町の子育て支援について研修してまいりました。子育て支援の内容については、わが身延町とほとんど内容的には変わりません。むしろ18歳以下医療費窓口無料が10月から始まりますが、そういう面では本町のほうが勝っていると思います。

ご承知のように、本町のように地理的に不便で広い面積の中に少ない人口のところ、ちょっとデータをお示しますと、本町と視察先の2町を比べてみますと身延町が面積304.8平方キロメートル。人口が1万2,605人。人口密度が41.7人です。長野県の南箕輪村につきましては面積が40.9平方キロメートル。身延町の7.5分の1くらいの広さです。人口が1万4,967人。人口密度は366人。身延町の約8.8倍です。群馬県吉岡町につきましては面積が20.46平方キロメートル。身延町に比べて約15分の1です。人口密度は1,020人と身延町に比べて24.5倍となっております。この両県は山梨県で言うと昭和町に似ているなと思います。山間地が多く集落が点在し交通事情も悪い、地理的に不便で広い面積の本町ではより徹底した子育て支援をどんどん進めていかなければ、ますます衰退してまいります。

以前、望月町長はこのままでは身延町はますます衰退してしまう。全力で頑張ると発言してまいりました。望月町長は提唱する安心・安全な暮らしやすいまちづくりをすると発言してまいりました。町民の福祉や子育て支援の向上に積極的に取り組むための政策の一環としまして統合後の中学校の制服等は全生徒に町の負担で支給してほしいのですが、どのように考えているのか答弁ください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

制服等の購入費補助につきましては、先の質問でお答えしたとおり新入生の保護者は対象ではありません。過去の小中学校の統合、下山中と身延中、豊岡小学校と身延小、静川小学校と西島小に際しましても指定制服等購入費補助金交付要綱に基づき交付しましたので同様でありました。これは統合に起因して増える保護者負担額を抑えるためのものであり、新入生の保護者につきましては、制服等の購入費は学校統合に起因する負担増ではないからであります。

しかし現在1人の子どもにかかる教育費の増大は社会問題であり、義務教育課程における児童生徒の保護者についても入学時の学用品等購入費、教材費、給食費、修学旅行等の学校行事保護者負担分等の費用など高額になり重荷になっているのが現状です。これらの保護者負担を少しでも軽減するため、町では公的負担や補助金等の見直しを検討しています。新入生の制服等の購入費に対する補助についても、この中に加えて一緒に検討してまいりたいと考えております。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁でこれらの保護者負担を少しでも軽減するために、町では公費負担や補助金等の見直しを検討しています。新入生の制服等の購入費に対する補助についても、この中に加えて検討したいと答弁されました。前向きな答弁をいただきました。その検討した結果が町民にとってよい方向になるように願ひまして、中学校の制服等についての質問を終わります。

続きまして防犯カメラ設置について質問します。

一昔前まではあまりなかったいろんな事件や事故が毎日のようにテレビや新聞で報道されるようになってきました。特に凶悪、卑劣な誘拐、殺人などは今日もまたかというように連日報道され心が痛み、またいつ自分に、この地域で起こるのだろうという不安な生活を送っている町民も多いのではないのでしょうか。

ごく最近では中1男女殺害遺棄事件として大きく報道されました。8月13日、大阪府高槻市の物流会社の駐車場で後手に粘着テープで縛られ、顔にテープを巻かれた状態の女性の遺体が見つかり、大阪府寝屋川市の中学1年の女子生徒が殺害・遺棄され、行動を共にしていたとみられる同級生の男子生徒も遺体で見つかったという事件がありました。

そして大阪府警は21日、寝屋川市の容疑者を死体遺棄容疑で逮捕しました。容疑者が特定できたのは、少女の遺体遺棄現場の防犯カメラや現場周辺の防犯カメラに映っていた映像から遺体発見直前に不審な動きをするグレーの軽ワゴン車が映っており、映像解析で走行ルートを割り出し、国道沿線の防犯カメラの映像を操作。ナンバーなどから所有者が割り、それが容疑者だったのです。

このように防犯カメラは犯罪における手口の多様化や凶悪化などに対し、これらの犯罪から大切な命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備です。

そこで質問します。

本町で防犯カメラを設置してある場所はあるのでしょうか、説明願ひます。もし、あるとしましたらその場所と数は、管理は誰がしているのか、答弁を願ひます。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは町で防犯カメラを設置している箇所と設置数についてお答えいたします。

甲斐黄金村、湯之奥金山博物館の屋外に2基、屋内に7基。中富現代工芸美術館の屋内に8基。町立図書館の屋内に6基。下山小学校の屋外に4基。以上4施設合わせて27基を設置しております。

なお、管理はいずれも施設管理者が行っております。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

先ほど述べましたように防犯カメラは犯人の検挙率の向上を主な目的としております。結果として、そこに防犯カメラがある、存在するというだけで犯人に対し威圧感を与えるという防犯設備です。最近では子どもを狙った犯罪が多発していることから通学路に防犯カメラを設置するという例も珍しくありません。

国内においても警視庁が繁華街を中心とした防犯対策の一環として、街灯防犯カメラシステムを導入しています。都内でも有数の繁華街として知られる新宿区歌舞伎町では2002年2月27日に50台の防犯カメラを利用したシステムの運用を開始しました。そして犯罪の抑制に効果を上げています。

防犯カメラは監視員が24時間態勢で見張っていない限り、直接的な犯罪抑止効果は望めませんが、その反面ほかの防犯設備にはない犯人の特定という大きな役割を担っています。ただし設置にあたっては防犯カメラが無秩序に設置されたり、画像利用を適切に管理しないと市民の権利、利益を損ねる恐れがあるので条例や要綱により防犯カメラの対象区域、設置目的、運用規定等の届け出、画像の目的外使用第三者への提供の禁止、画像の安全管理対策等を義務づける必要もあると考えます。

そこで各地区でも防犯カメラを設置したいという要望もあるかと思いますが、各区で防犯カメラの設置をするときに補助制度等を策定し、何らかの補助をする考えはあるのか答弁を願います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。

防犯カメラの設置についてであります。全国的には商店街や自治会への補助を行っている自治体はございます。また山梨県内の市町村を見ますと甲府市が商店街への防犯カメラ等、設置事業の補助制度を実施しておりますが、他の市町村では補助制度はないようです。

本町においては周辺地域の動向を見ながら今後、補助制度の必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

犯罪が起こらないことが一番いいことですが、最近の状況を見る限りいつどこで起こるのが分かりません。特に子どもたちの安全は最優先に考えるべきです。そういう観点から子どもに関する学校関係を優先して設置すべきと思いますが答弁を願います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

学校関係に防犯カメラを設置すべきとのことですが、現在11校ある小中学校で防犯

カメラを設置している学校は、先ほど総務課長がお答えしたとおり下山小学校1校のみです。4カ所に4台のカメラが設置してあります。

下山小学校については、平成18年度建設の新しい施設で学校の領域性を確保し不審者等の侵入を防ぐため、境界をフェンス等の囲障がなされているため監視カメラの設置も非常に有効な防犯対策の1つであると考えます。

学校施設の防犯対策等、安全管理のあり方についてはここまで整備すれば安全といった基準があるわけではなく、施設・設備面の整備で物理的に学校を閉鎖し防犯カメラ等の防犯監視システムや通報システムの導入等の対策のみで児童生徒の安全を守りきることに限界があると思います。また学校施設は災害時の避難場所に指定されるところも多く、地域との連携が阻害されたりすることも好ましくありません。学校における児童生徒の安全性を確保するためにはソフト面や施設、設備面での防犯対策等は一義的に学校設置者の町と各学校の教職員が責任を持って実施していかなければなりません。本町の学校に通う児童生徒の安全が確保できるよう各学校に適した効果的な防犯対策を講じていかなければならないと考えております。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

保護者は子どもの安全を一番心配しています。ただいま学校における児童生徒の安全を確保するためにソフト面や施設、設備面での防犯対策等は学校設置者の町と各学校の教職員が責任を持って実施していかなければならない。ぜひ安全面に最大限の考慮をしていただきたいと思えます。

身延町ホームページの町長のあいさつにこれからも安心・安全な暮らしや定住を促進していくために「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」づくりを進めると述べております。ぜひこの防犯カメラの件につきましても早期実施をお願いして、防犯カメラ設置の質問を終わります。

次の質問に移ります。

先ほどの深澤議員の質問と重複するところもありますが企業誘致制度について質問します。

山梨県信用保証協会の山梨県の景気動向はどうかについての記事によりますと最近の日本の景気動向については安倍政権の緊急経済対策アベノミクス効果を背景に平成25年のはじめより円安株高が進行し、自動車を中心とした輸出関連企業等の業績改善が進み、また住宅や個人消費も改善するなど企業や個人の内外需要が共に支える中で景気が緩やかに回復していると言われています。

山梨県内においても前述の景気動向を背景に個人消費が緩やかに回復し、設備投資の慎重姿勢も同様に回復傾向にあることから全体としては緩やかに回復をしていると言われている。しかし業種間のばらつきもあり、消費増税や円安傾向などを考えると先行きに不透明感があり県内経済への影響が懸念されるとあり、中小企業を取り巻く環境としては県内の経済情勢については平成25年の夏ごろに景気の底から持ち直しに転じ、その後も緩やかな回復基調を辿っている。平成25年3月に中小企業金融円滑化法が適用期限により終了となり、中小企業の経営者から不安感が広がったが企業倒産も平成で最小の倒産件数となっている。個人消費については穏やかに回復しているほか、機械産業を含む他の産業についても持ち直してきている。住宅投資については消費税増税前の駆け込み需要等もあることにより、全体としては緩やかに回復

しているとあります。

本町を見ますと地理的に、先ほど申し上げましたが不便なことに加えて少子高齢化、人口減少など年々、状況が悪化していることは皆さんご承知のとおりです。身延町商工会の会員数も合併当時の平成16年の合併当時862を数えていました。本年、平成27年4月時点では625件と実に237件減少しています。新たに町内に進出したり起業する企業や団体、個人はあるにはあるんですが数少なく逆に廃業、撤退する数のほうが上回り237件という減少数になっているのが現状です。企業側からすればできるだけ条件のよいところに進出したいというのはもっともな話だと思います。

そこで質問します。本町の企業誘致制度はどのようなになっているのか、説明願います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町では合併以前、3町それぞれ企業誘致を積極的に行いまして、町民の雇用の場の確保を行ってまいったところでございます。ご存じのとおり国内の企業は人件費の安い中国やタイなどアジア地域に進出をしており、本町のような過疎地域におきましては企業の新規の進出は厳しい状況に置かれております。

ご質問の本町の企業誘致制度を申し上げますと、先ほども触れましたが身延町産業立地事業費助成金交付要綱に基づく制度、そして身延町農村地域工業導入促進のための固定資産税の免除に関する条例、身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例、身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、身延町小規模企業社小口資金融資促進条例、身延町企業の奨励に関する条例、以上のような要綱が設置されております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

本町企業誘致制度は新たに本町に進出をしたいという企業に対して、きめ細やかな対応がなされていないというふうに感じます。先ほども深澤議員が申しましたように、金額規模等が大きいのが原因かと思えます。また平成29年度には中部横断自動車道が開通するという明るい状況があるわけですが、中小零細企業が容易に進出したり、町民が新たに起業できるような施策を講じる必要があるのではないかと思います。問い合わせがあってから制度を検討するのではなく制度があるからどうぞぜひ身延町に来てくださいという、将来を見据えた体制づくりが必要と考えますが答弁願います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

企業誘致制度につきましては、すでに条例等により規定をされております。条件を満たす企業におきましてはぜひ活用を図っていただきたいと思います。しかし現状の制度に合致しない小規模な企業や新たに起業化を図るものに対しましては、新たな制度の検討が必要であると感じております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

企業誘致制度に対しましては条件を満たす企業においては、ぜひ答弁にあったように活用を図っていただきたいと思います。そして現状の制度に合致しない小規模な企業や新たな企業、起業化を図るものに対しては、現状の制度の見直しをしていただくとともに新しい制度や制度などの検討をぜひしていただきたいと感じております。ほとんどの自治体において厳しい状況に置かれているわけですが、よその町がこうだからとかそういう他町村と横並びの政策でなく身延町なりに状況を踏まえて、町民にさらなる努力をお願いして私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は4点について質問をいたします。

まず1点目です。身延中学校スクールバス運行計画について1点目、質問いたします。

この質問については今まで同僚議員もしていますので、違う視点からしていきたいと思っています。8月4日、5日、6日ということで私も試走に参加をいたしました。その中で停車時間が30秒ということで、一番遠いと、距離があると言われている古関から身延中学校ということで30秒で計算した中で40分23秒ということでした。これまで私もそうですけども教育厚生委員会の中でも、きちっと試走をして時間をきちんと出すべきだということですって言ったんですけども、なかなかこれができなくて今回夏休みということで試走をしたんですけど、やっぱり夏休みって思ったよりスムーズにあって、子どもの送り迎えはないし、ほかの会社も休みだったしということで道路も空いている中でやったので本当に効果があるのかなという疑問があったんですけども、下校の試走は今からするという同僚議員の答弁の中にありましたけども、やっぱり下校もそうですけども登校についても普通の日に、やっぱり月曜日とか火曜日とかそういうふうにきちっと統計を取る必要があると思いますので、今後そういうこと、それから停車時間30秒、私これは無理があると思うんですね。1人や2人ではなくて10何人乗るところもあって、それを一律30秒でやったという、本当の意味の試走をきちっと私はしなければいけないなというふうに思っているんですね。

比較的渋滞もなくスムーズにあって40分23秒。30秒でね、停車時間が。そういうこと

だったんですけども、やっぱり普通の日になると少しは渋滞もあるでしょうし、そういう中で3分として計算しても57分30秒というそういう試算も出ているんですね。だからやっぱり10人乗るところはとて30秒では無理というところで、もうちょっと細かいデータが私は必要で運行計画をきちっと出すべきだというふうに思いますので、試走の今後の予定ということでどういうふうに計画をされているのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ただいまの質問につきましてもですね、スクールバスの運行計画ということでございます。課長が答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスの運行計画ということで試験運行をということですが、先ほどの芦澤議員さんのご質問にお答えしたとおり、これから細かな運行計画、または運行時刻表をつくる上で条件等を定めて試験運行をしていかなければならないと思います。ただ、それを必要となる時期に運行したいなと、そんなふうに考えております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

必要となる時期ってどういうことですかね。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

停車時間30秒が多いか少ないかという部分も指摘されましたが、今回スクールバスを運行するにつけて、そこに停まる最低時間を30秒ということで決めました。これは先ほど議員さんの質問にもありましたとおり1人乗るところもありますし、一番多く乗る箇所が10人、今のところは想定をしております。10人が乗るのに一律30秒で足りるか、足りないかというのは別の議論で、前回、走るときには停車時間を最低30秒、実際には裏から車が来ていたりして30秒で動き出せなかったところはあったと承知していると思いますが、このあと運行するときにはここは10人だからどのくらいの乗降時間が必要になるのか、また芦澤議員の質問にお答えしたとおり部活動の便とか、それによって停車の場所も変わってきますし、もしかしたらルートも変わる可能性も出てきます。それらが決まって試験的に運行しなければ時刻表等が定められない、そういうときが来たら試験運行をするということでありませう。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは分かるんですけども、親たちが一番心配しているのはどのくらい時間がかかるかということと安全に本当に運行してもらえるのか、大きく言ってその2点だと思うんですね。そういう意味ではやっぱりどのくらい時間がかかるのかということは、本当に大きな問題で子ども

たちの生活のパターンのことにも関わってくるし、子どもにも関わってくることで、ぜひ早急に検討をする中で、いくつかのパターンで何回もいろんな条件の中でしていただいて、それを総合してきちとしたデータを出す。これをなるべく早くしていただきたい。なるべく早くということについてはどうですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

条件を定められるのが整った段階でなければ、仮定として運行するであれば今の状況と変わらないと思います。それと同時に一番肝心なのは安全な運行、また緊急時・災害時の対応、そういう部分をどうしようかという部分も詰めていかなければならないと思います。そういうことで条件を、こういう条件で走らせるというのが決まった段階では随時やっていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう意味で来年の4月に間に合うんですかね、そんなことをして、もう新しい中学校になって具体的には走らなければいけないということですよ。今もう9月になっているということで、いろんなこと決めなければいけないことはいっぱいあって、その決めなければいけないことがちゃんとしたら試走をまたやりますよということで、私は間に合うのかというふうに思うんですね。

同じようなんですけども、2点目の保護者の要望についてということで、保護者からいろんな要望をお聞きした中でこの8月6日ですね、この時点でいろんな要望が1項目から107項目まで出ていますよね。ちょっと同じようなところもあるにしてもやっぱり保護者の皆さん、安全対策が一番、本当に安全に行けるのか。長い時間、子どもたちがバスに乗っているけど、なるべく負担を少なくしてもらいたいという親の気持ちだと思うんですね。この中にもありましたけども、町が統合という形を取ったのであれば、町が責任を持って子どもを安全に送迎するようにしてほしいと。そういう大きな責任が町にはある。これは重々、責任は実感していらっしゃると思うんですけど、やっぱりこれを決める段階で同意も得ていない。でも4月からもうやらなければいけないという中で、親や子どもたちの中にも悶々としたものがあると思うんです。遠くて嫌だと思いつつも行かざるを得ない。本当に安全で行ってくれるんだろうか。そういう子どもたちの思いや親たちの思いをしっかりと受け止めて、どういうふうにしたら本当に安全に行けるのか、落ちはないのかということをやっぱりきちとやっていかないと、だからこんなにいくつも不安な思いとか不満やいっぱい出ていると思うんですね。

それについて、これには一つひとつ実施するとか検討するとか調整するとかという答えが出ているんですけども、やっぱりこれ1回出したからいいという問題ではなくて、やっぱりこういうふうになっていますよとか、実施するというにしてみてもなんか不安の部分っていっぱい親たちからすればあると思うんですね。そういう意味ではこれ、1回ではなくて何回かこういう話し合いをもって、今後いけるのかどうなのか。このときに小学校の保護者も傍聴をできてとてもよかったということを知っているんですけども、やっぱりスクールバス、今は中学校だけでも、それが起点としての小学校も出てくると思うんですね。だから小学校も統合準備

委員会、小学校の保護者も入れてください、そこだと思っんですよ。いろんな人の知恵を集める中でやっぱりそういう検討をしていかなければいけない。小学校の人たちも傍聴ができてとてもよかったと、自分たちの思いもなんか発言することができたということでもよかったという話を聞いているんですけど、小中合わせてやっぱり話し合い、意見交換ですね、いろんな不満とか不安とかそういうものを解消するための話し合い、これはやっぱり今後も私はしていかなければいけないと思っんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

当然、今後もしていかなければならないものだと思います。前の議員さんの質問の中でもお答えしたんですが、仮称ということでスクールバスの運行会議を保護者、それから学校、教育委員会、運業者等を含めて会議をしていきます。その中で、一番優先されるのは安全対策の問題ですし乗降場所とか細かい部分も協議していく予定でいます。

今回この要望事項について意見交換をしたのは、来年の4月運行に向け、運行時刻表とか運行計画表を定めるについて、まず整理をしなければならない部分があるのか。予算を伴うものがあるのかについて小学校、それから中学校の保護者から要望書を準備委員会に提出をしていただいた。その提出していただいた項目が先ほど議員さん107項目と言ったんですが、その意見交換の当日に1件挙がってきましたので108項目があります。スクールバスの運行だけではなくてその他のような要望なんかも入っていますが、こういう要望については今後も当然、運行していく中でも出てくるとは思っんですので対応したいと思っしております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんそれはやっていただけるんでしょうけど、そのほかで保護者の声として私も実際、試行をしたときに、古関から身延中学校へ行ったときに、その場合28席で運転手さんを入れて29で、28席で普通の席が23、補助席が5つになりますよね。その補助席を使っていくということが本当に親が安心、子どもが快適にというスクールバスの状況になるんでしょうか。このところが私、親たちも心配しているのは当然で、補助席を使うということを最初から想定していること自体、私はちょっと無責任ではないかなというふうに思っんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

乗車ができるように補助席が定められていると思っんです。安全対策としては当然、シートベルト等は今の古い車両の補助席には付いていないんですが、今回、購入を考えているバスには当然シートベルト等も装着されております。安全面については満たされているというふうに考えております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では普通の席と同じようにシートベルトの安全が担保されると、そういう見解ということですね。親たちのそういう不安な思いというのは、では関係ないと。そのところを。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

補助席と固定席と安全面でどうかという部分で問われると私はお答えできません。いずれにしてもスクールバスとして生徒を安全に送迎するために何人乗りが必要かということから協議を始めまして検討しています。どどこ路線では生徒が何人いて運転手1名を加えると29人乗りで対応が可能だということで5系統、5路線を今検討しております。そんなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

数ではないんですよ。子どもたち一人ひとりなんです。そのところを私、ただ単に頭数で28人だから補助席使えばちょうどいいみたいな、本当に子どもたち一人ひとりの不安とか心配とかそういうものを考えて対応しているんでしょうか。なんか本当に数のみで対応している、ちょっと誠意が感じられなくて、保護者にもやっぱりそういう、うちの子も、補助席ですつと行くのかということでもとても心配している保護者がいて、中学生になると体が大きくなって、そして中学生になると荷物が多いではないですか。試乗させてもらいましたけど、私たち大人が乗ってもそんなにゆったりじゃないところに荷物を持ちながら、体の大きな子どもたちがあのスクールバスに乗って、そして補助席にも座らなければいけない状況って私は安全だというふうには判断できないし、親御さんたちもそのところを心配しているんですね。それを言ったら安全ですと、ただそういうふうに答えたということで、本当に大丈夫なんだろうという声を聞いたんですね。そういう声がきちとやっぱり、28だから座れるからいいではなくて、そういう子どもたちをきちと安全で送迎するということが仕事なんですから、安全で行けるのかということをもう一度、私は考えていただきたいというふうに思うんですね。

もちろん始業式とか、それから試験のときとかはみんな乗らなければいけないですね。普通の日ではもしかしたらバラバラでそんなに乗らないこともあると思うんですよ。だけどやっぱりみんなと一緒にいくときって何回もあるし、そういうときにやっぱり補助席を使わなければいけないということはどうなのかな、それがもう数に入っているというところでちょっと不安というか、それは親の思いは私は分かるし、できたらそれはなんとかしてもらいたいというふうに思いますけども、その親の思いをどういうふうに受け止めていただけるか、ただ安全ですよではなくて。それをもう1回、答弁を。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

乗車人数のことを言っている路線が古関から身延中学校への便で、ここが人数的には28人、マックスになります。そのほかの便につきましては21人、23人、23人、16人です。たしかに満席になるということの不安は教育委員会でも考えています。当然、部活の便、早朝便

とか帰りも2便になり、バスが足りないことは考えています。それで2つの便に分かれれば、半分に分かれればちょうど14人ずつです。今後、決定する人数によってバスの運行会社、受託する業者の別のバスを出さなければならないことも当然考えられます。それらも含めて乗車人数は検討しながら安全面も考慮しなければならないんですが、今考えられる全員が一緒の便に乗った場合に28人で乗れる。補助席についてもシートベルトが使える。人数上は安全に中学校へ通える。そういう想定です。これを28人を23人で補助席を使わないようにということであれば、またそれも検討はしていかなければならないんですが、今、仮定している部分は間に合うと判断をしています。安全を第一に考えるというのは冒頭言ったとおりですので今後も当然、検討はしていきます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

数って今後、分からないではないですかね。増えることもあるだろうし減ることもあるだろうし。ただその考え方が、課長が言ったその28人。だからいいやという、その考え方が私はおかしい。子どもたち一人ひとりのことを考えた、その28人のことを考えたら、ただ28人だから入れる。そういう問題ではないと思うんですね。そのところを私は言っているんです。その数の問題ではなくて体の大きい子どもたちが荷物を持って補助席も利用して乗らなければいけない場合もあると。本当にそれが子どもたちにとって良いのかどうなのか親が心配していると。そのところをどう考えるかということなんですけど。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

議員さん考えているところ、それから保護者の考えているところ、それは教育委員会もまったく同じで考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこがちょっと数だけで考えているなと思ったから、それは言うておかなければいけないと思って言いました。

それと先ほどの同僚議員の一般質問にもありましたけど、大河内地区の子どもたちの問題ですね。これはこの中にももちろん出ていますよね。新しい中学校になって始めるのに統合してくる子どもたちは目の前をバスで行くと。自分たちは自転車の子もいるでしょうし、歩いていく子はあんまりいないのかな。親御さんが忙しい中、送り迎えをしている人たちもいると思うんです。それは大変だからということでこういう要望が出ていると思うんです。それに対して4月以降、検討するという同僚議員への答弁だったんですけど、せっかく新しく一から始めるのにそれは後回しだよって、それは私、ないんじゃないかなと思うんですね。こういう子たち、大変な思いをしている子たちだってやっぱり一緒に考えて、同じところを走るんだから乗せていくという、そういう気持ちがないかなと。私それが不思議なんですね。新しい中学校になって一から始めるんじゃないですか。あなたたちは駄目だよと目の前、通っているのに、

それは子どもたちの間でも、私は良い影響を与えないというふうに思いますよ。だからやっぱりここを少し増やすとかしながら、そういう大河内地区の子どもたちもちゃんと一緒に座れるようなことを検討していかなければいけないのではないかなというふうに思うんですけど、来年以降ということで答弁ありましたけども、それはそれで変わらないということですよ。新しい中学校になって「よーいどん」って始めるけども、その子たちはまたあとでという。なんかせっかく4つの中学校が1つになって新中学校になるわけですよ。いろんなことがあとであとでということがなんか多いような気がするんですね。やっぱり私は来年の4月1日、議決をされて決まってしまったと言えればそれまでなんですけど、果たしてそれで子どもたちが本当に安全でちゃんとした学校生活を送れるのかというふうに考えたら、きちっと条件を整えてみんなが通いやすい、そういうような条件を整える中で始まるということを考えたら延長ということも私は考えるべきではないかなというふうに思うんですけど、たぶんその考えはないでしょうけど、一応答弁をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今、議員さんの質問の中で条件を整えてということでご質問がありました。当然、条件が整えば今回、協議とか検討もできる部分なんですけど統合をする身延中学校へ通う、まず久那土、下部、中富の生徒の通学支援を検討しているわけです。この条件もまだ整っていません。今言われたように28人、定員ぎりぎりではないかというような部分もあります。それらと今回の大河内地区の生徒、大河内地区でも大島はまた違います。当然、豊岡地区の生徒も身延中学校へ通っています。その人たちと一緒に考えるという条件が整っていないと。ある程度、条件が整った段階で一緒に考えます。しませんではありません。今の段階ではまず久那土、下部、中富の生徒を身延中学校に通学させるためのスクールバスの支援を検討しているということであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから新しい中学校になるのに、とりあえず統合してくる子どもたちのことが手一杯で、今ある子どもたちまで含めた全部のことは考えられないということですよ。考えないわけではないけども、今後考えるということなんだけども、新しい中学校になるんだから同じ条件の中でやっぱりきちっとやってもらいたいと、この中にそうありましたよね。同じ、平等にやってもらいたいと。やっぱり、それはどこもそうなんだと思うんですね。だから私が言ったように、きちっと整った段階で「ゴー」ということになることが一番いいのではないかなと思いますけど、それについてはなかったですね。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

一緒に「ゴー」がいいんだというのはそのとおりだと思いますが、その一緒に「ゴー」を出せずに段階的に検討していかなければならない部分というのは必ずあると思います。スクールバスの運行についても、教育委員会では今はここを検討してこういう計画を立てて4月1日の

運行に間に合わせたいということでやっていますので、そのへんはお含みいただきたいと思
います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そもそもその4月1日の新しい学校に間に合わせたいというところで無理がきているのでは
ないかと私は言っているんですけど、これ以上言っても仕方がないので、それとこれって
たくさん本当にあって、これ一つひとつ、とてもここで言えるという問題ではないので、今後
もそれはしていただけるということで十分、保護者の皆さんの意見を聞いたり、それから先ほ
どの同僚議員の話にも子どもたちがやっぱり今、危険な状態ということでみんなでその子ども
たちを守っていかなければいけないというような中で、地域の方たちの見守りというか、そう
いう人たちの思いもやっぱりきちっと受け止めないといけないと思うので、請願にもあります
けど統合準備委員会に私たち議員すら参加できない。それから地域の人たちも参加できない。
そもそもやっぱり学校ってそうではなくて、学校、地域、それからみんなでやっていくものな
ので、そこから弾き出されるという自体がちょっとおかしいというふうに思いますので、そこ
をもう1回、有害鳥獣対策にしても地域の力を借りなければと言っているわけですから、そう
いう意味ではぜひまた検討をしていただきたいと思っています。

次2点目ですね、重度心身障害者医療費窓口無料制度の復活についてということで、2番目
の質問に移ります。

2008年より重度心身障害者の窓口無料制度が始まり、お金の心配をしないで安心して医
療機関にかかれていましたが、昨年の11月から県は重度心身障害者医療費を償還払いに戻し
てしまいました。これによって重度心身障害者やその家族に大きな負担がかかることになっ
てしまいました。障害があるため経済的に苦しい方も多い中、毎回窓口で支払う分を用意しな
ければなりません。会計で待つ時間も負担になります。貸付金制度もありますが手続きが大変で
す。負担が多いため受診を抑制すれば病状が悪化することもあります。何力所も受診をしな
ければならない人からは思うように受診ができなくなったと聞いています。県に対して窓口無料
制度の復活を求める活動、これは要請していると思うんですけど、今までどんな活動をして
いたのか。それに対して県はどうなのかということで、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

山梨県が重度心身障害者に対する医療費助成方法を見直すこととなった理由につきましては、
これまで一般質問や関連議案に対する質問への答弁の中で説明してまいりました。窓口無料化
は平成20年4月にスタートしたわけですがその後、助成費の増加に伴い国のペナルティを補
てんする経費も想定を上回って増加し、これが財政に与える影響を考慮せざるを得ない状況と
なったためでありました。そこでご質問の窓口無料方式の復活を求める活動に関してお答えを
いたします。

仮定のこととしてですが将来、山梨県および県内市町村において重度心身障害者医療費助成
事業の助成方法を再び窓口無料方式に戻すと、仮にそのような判断がなされるとするならば今
回の見直しの背景を考えますと、その判断の前提には国のペナルティの廃止という条件が必要

になると考えます。その観点から重度心身障害者に対する助成方法はご質問の中にもありましたとおり、すでに昨年の11月診療分から見直しがされ、それ以後の診療分につきましてはペナルティの対象とはならなくなったところですが、本町におきましては引き続き医療費助成制度における窓口無料化を実施した場合のペナルティを廃止するよう町村会を通じまして国、県へ要望をしているところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この国のペナルティ廃止という問題については、なんか国会でもいろいろ議論されて大きな議論になっているということもお聞きをしていますので、そもそもペナルティをかけるということ自体がどうなのかなということ、これがなければ県も考え直してくれると思うんですけども、その中でそういう活動をしているということ、理解はしますが、せめて障害児の問題をなんとかこれは早急に私は解決しなければいけない問題だというふうに思っているんですね。障害児については、子どもの医療費窓口無料の権利まで奪われてしまいました。低収入の中から医療費を工面する大変さ、体力のない身体障害児への感染の不安、動き回り大声を出す知的障害児を連れて会計を待つ精神的苦痛に保護者は晒されています。子どもの医療費窓口無料化を求める会が中心になり、健常児が継続して窓口無料である一方で障害があるがゆえに差別を受けることに憤りを感じていると。重度心身障害者の医療費を窓口無料に戻すことを要望しています。多くの署名を集めて県にも要請に行っているというふうに聞いています。

この障害児ですよ、せめて障害児のことを私は考えるべきだというふうに思っているんですけども、甲斐市、上野原市が障害児と健常児で対応が異なることがおかしいということで障害児の医療費の窓口無料復活を決めたというニュースがありまして、とても、みんなやっぱりおかしいと思っているんだなということで、ぜひこの町でもせめて障害児だけでもなんとかならないかなというふうに思っているんですけど、例えば対象者ですよ、どのくらいいて、どのくらいの予算でこれは実現できるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えをいたします。

対象児ということで本町で障害児が何人いるかということで、18歳という年齢で区切らせていただきますと本町におきましては7名が今現在、重度医療の対象となっております。

医療費のことですので、非常に見込みが立てづらいところはあるんですが、直近の1年間ということで、その対象となる障害をお持ちのお子さんに対して町が助成をした金額は直近の1年間で約90万円弱という実績であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この障害児の中で聞いた話では、僕たちの存在自体がペナルティなのですかと訴える子ども

たちもいたということをお聞きして本当に胸が痛くなる思いがしたんですけど、先ほどの同僚議員の答弁の中で町長は子どもたちにお金を使いたいと、そういうようなお答えをしました。発言通告にはないわけですが、この子どもたちにお金を使いたいということを私すごく心強く思ったんですけど、今、子どもの貧困ということが社会的な問題になっている中で障害を持つ子どもたちがさらに差別を受けている現実があるという中で、町長はこの問題についてどういうふうにお考えでしょうか。通告ないですけど、もしお答えできるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどお答えをしたとおりでございます、子どもたちにお金をかけたいということですが障害があるなしに関係はございません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

お金をかけたいという思いはすごく伝わったんですけど、障害を持っているがゆえに差別を受けている子どもたちからまず、私は、今90万円っておっしゃいましたけども、90万円あればこの子たち救えるんですね。そういう意味では町長、このことについてどう考えますかということでも聞いたんですけど。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまお答えをしたとおりでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

何しろ障害があるがゆえに差別を受けている子どもたち、一刻も早くなんとかしていかなければいけないというふうに思いますので、これは私も何回も質問しましたけども、ぜひきっといろんな市町村でこういう動きは広がっていくのではないかなというふうに思っていますので、この身延町においても、子どもたちを大切にする身延町においてもぜひ早めに復活をしていただきたいと要望いたします、3点目の質問に移りたいと思います。

安保法案に対する町長の見解をお尋ねいたします。

8月30日に違憲立法、戦争法案の廃案と安倍政権の退陣を迫る国会10万人、全国100万人大行動が行われ国会に12万人、全国1千カ所以上で数十万の人が一斉に行動に立ち上がりました。参議院で戦争法案の審議が始まって1カ月、審議が進めば進むほど安倍政権は行き詰まり、まともな答弁ができなくなっています。追い詰められる中ですでに参院安保特別委員会の審議は77回も中断をし、審議途中で散会という事態も起こっています。

第1に政府は戦争法案の根幹部分について整合的な答弁ができなくなっています。安倍首相は集団的自衛権行使の具体例として、パネルまで持ち出して日本人を輸送する米艦の防護なるものを言い募りました。しかし先日の質疑で中谷防衛大臣は日本人が乗ってなくても集団的

自衛権行使はあり得ると答弁しました。あれだけ繰り返したホルムズ海峡の機雷掃海についても当のイラン政府が封鎖などあり得ないと否定する中で言えなくなりました。なぜ集団的自衛権行使が必要なのかその具体例としたものがどれも嘘、でたらめだったということになります。

第2に戦争法案が自衛隊の軍事行動について歯止めを持たないことがさまざまな分野で明らかになってきたことです。例えば参院の審議で米軍への軍事支援の際に自衛隊がどんなものを運ぶことができるのかが衝撃的に明らかになりました。クラスター爆弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器、果ては核兵器、非人道兵器も大量破壊兵器も法律の上ではなんでも運べる。そこにはなんの歯止めもありません。憲法9条の下でこんなことが許されないのは明らかです。

第3に自衛隊幕僚幹部が戦争法案の成立を前提に、さまざまな項目について極秘に検討を行っていたという大問題が明らかになりました。内部文書を見ると軍と軍の間の調整所、南スーダンPKOへの駆けつけ警護等の業務拡大、南シナ海における警戒監視などへの関与、国会に一度も説明されたことがないことがずらりと並んでいます。それを5月26日、衆院で国会審議が始まったその日に350人も幹部自衛官を集めて詳細に説明していた。米軍の指揮下で自衛隊が暴走している。この暴走を問題ないという中谷防衛大臣、安倍首相です。こんな戦争法案は廃案しかないと多くの国民は考えています。8月30日には居ても立ってもいられなくなり、私も住民の皆さんと一緒に南アルプスでの集会に参加し廃案を訴えてきました。

7月17日の県内首長のこの安保保障関連法案について、どう考えるのかということで新聞紙上に載っていましたが、この記事も踏まえながら町長、今どういうふうにお考えなのかということでお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、昨年の9月定例会で詳しく申し上げたつもりでございます。その後、私の考えは変わっておりませんのでこの国のことにつきましては可とする、このことは昨年から今現在も変わっておりません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

可とするということですね。ではこのアンケートはこのまま、安倍首相自身が国民に十分な理解が得られていないと認めているにもかかわらず身延町長だけは国民の理解は深まったと、一人だけお答えになっている。これの立場は変わらないということで理解をしています。

高校生の中でこの新聞がもとになってツイートで爆発していたということで、うちの望月町長、一人だけこういうふうにお答えしたということで話題になり、おかしいという声が高校生の間で飛び交ったということをお保護者の方たちから聞いています。

私、東北6県の市町村長9条の会というところで、憲法9条を守り戦争法案に反対する緊急アピールということを出しました。その中でこれこそやっぱり市町村長の役割だなというふうに思ったところがありますので、ちょっとこれを読ませていただきます。

そもそも私たちは地方自治の確立こそ21世紀の国づくりの要であると信じ、市町村の命と暮らしを守ることを究極の使命とし、これを脅かすものに身命を賭して立ち向かってまいりました。

市町村の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争です。市町村民が戦火に巻き込まれ、戦争に駆り立てられることがないように集団的自衛権の行使容認を撤回させ、憲法9条を守り生かさなければなりませんということで、この首長たるもの、その自治体の町民の命と暮らしを守る決意というか、それには感銘を受けました。

ということで、これ以上聞いてもお答えにならないということで最後の質問にいきたいと思います。

4番目の質問です。介護保険制度の改定についてということで質問をいたします。

介護保険制度は2000年にスタートし15年が経過しました。みんなで支える老後の安心を合言葉に介護保険料を払う代わりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が受けられるはずでした。しかし15年経った今、要介護、高齢者を巡る状況は決して安心できるものとなっていません。

第1に家族の介護負担は依然として重いことです。午前中の同僚議員の質問にもありましたが家族の介護のために仕事を辞める、介護退職は毎年10万人以上にのぼり悲しい介護心中、介護殺人も毎週のように日本のどこかで起きています。

第2に行き場のない要介護者、介護難民が増え続けていることです。厚生労働省が昨年3月に公表した特別養護老人ホームの入所待機者は、当時の特養の定員数とほぼ同じの52万人以上となりました。家族が介護できないため、退院後はショートステイや老人保健施設を点々とするなど介護漂流という事態も起こっています。さらに行き場のない要介護高齢者を長期間にわたって宿泊させるお泊りデイサービス、低価格を売りものにする無届けの老人ホームなどに住まざるを得ない人も増えています。

一方で介護職場は慢性的な人材不足で募集しても介護職員が集まらない、施設を開設しても一部しかオープンできないなどの事態も生じています。この介護人材不足は将来にわたって、さらに深刻で10年後には37.7万人不足するという見通しまで出されています。2025年には戦後ベビーブーム世代が75歳以上の後期高齢者になり、一人暮らしや老夫婦だけの世帯が急増することから介護の需要は大きく増えます。現状の介護保険はまさに危機的状況であり抜本的な立て直しが必要です。

ところが現在、社会保障改革の名のもとに医療改革と一体で進められている介護保険改革はこれとはまったく逆の大改悪です。今回の改定には4つの問題があります。要支援1、2の人の訪問介護、ホームヘルプサービスとデイサービスを介護保険給付の対象から外して市町村事業へ移行すること。それからこの4月から特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に規定してしまうということ。それから今年8月から低所得の施設利用の居住費、食費の補助、補給給付の対象要件を厳しくしたということ。それから8月からこれまで一律1割の利用料負担を合計所得160万円以上の方は2割負担に引き上げられるという4つの改悪がありますけど、今、課長に準備状況はどうかというふうに聞いたときに今、準備をしていますということでお答えがあったんですけども、そういう今だからこそやっぱりきちっと方向性を持った準備を私はしていく必要があると思ったので、今回この質問をしたんですけども総合事業に一番の、要支援1、2の人のホームヘルプサービスとデイサービスが市町村の事業になるということ。いくつもあるのでいっぺんにはできないんですけども、この問題、私この町に大きく関わる問題だというふうに思って、この問題をどういうふうに捉えてどういうふうにしていこうとしているのかということで指摘をさせていただきたいと思うんですけど、これについてど

ういう、今、準備段階でどういうふうになっているのか、この1点だけでいいですのでお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは準備状況がどうで、それについて町としてどういう考え方で臨んでいるかということの答弁をさせていただきたいと思います。

議員さんの質問の中で触れられたこととちょっと重なるかもしれませんが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に備え国では医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域包括ケアシステムを構築することとしています。

その一環として介護保険制度が大きく見直されました。その見直しの1つにこれまで全国一律の基準で給付されていた要支援1、2の方に対する介護予防訪問介護と介護予防通所介護、このサービスを市町村独自の内容で実施する地域支援事業に位置づけるとともに、これまで専門性を持った事業者のみのサービス提供であったのを多様な主体による多様なサービスの提供を可能とするようにするという内容であります。この事業に関連しまして本年第1回定例会に介護保険条例の一部を改正する条例を議決していただきまして、その事業につきましては平成29年の4月からスタートさせるということで条例のほうに規定をいたしました。山梨県内では今年の4月からこの事業をスタートさせたのは北杜市、南アルプス市、中央市の3市という状況であります。

現在の本町の状況なんですが、本当に大きな見直しでありましたので、まずは国や県から提供される先進自治体の例や県内3市の情報等を収集しまして、これを参考に先月のお盆明けからはありますが週1回、関係職員をメンバーとした検討会を開催しまして本町としてどのような事業を構築していくかを協議しているところでありまして、まさに検討に着手した段階であります。

この新しい総合事業であります。新しい事業に移りましても現在の介護予防の訪問介護や通所介護サービスと同等のサービス、つまり専門性を持った介護サービス事業者が提供するサービスも取り入れることとなります。これに加えて必要に応じまして、さらに多様な主体による多様なサービスを取り入れていこうというものでありまして、これらのサービスの利用にあたりましては地域包括支援センター、ここが利用者の抱える問題を把握した上で適切なケアマネジメントのもとにその方にとってよりふさわしいサービスの利用を実現していくと、そういう考え方を基本としましてその事業を運営してまいりますので、総合事業に移行したことによってサービスの低下につながらないように心してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

安心しました。先ほど北杜市の話をしましたけど、北杜市はもう3年前から先行してやっているんですね。国が言っているような形で専門性を外してボランティアとかそういうところをお願いして、やっぱり専門家でないために限界があったり、悪くなってはじめてその介護保険

に移行したり、そういうような国ではモデルケースとってすごく賞賛しているけども、実際現場では大変なことが起こっている。国はやっぱり、その介護保険を少しでも安くしようということで、このことを市町村に丸投げしたということで、その意向に沿っているからこそ、なんか住民にとっては大変な状況が今、起きているということを聞きましたので、やっぱり今のさっき課長がおっしゃった今までの現行サービスを低下させないということが一番私、大事だと思うんですね。ぜひこれは今後も低下させないようにしていただきたい。

ただ、国で言う低下させないはいいいけど単価を今度下げられますよね。そうすると低下させないといっても単価が下げられてしまうと今までどおりできませんよという民間業者も出てくるんですね。もう廃業を決めたところもいっぱい出てきて、全国的では、だから単価の補償をどういうふうにしていくのかというのが今後、問題になってくると思うんですね。要支援のホームヘルプとデイサービスというのは、週に1回とか2回の本当にちょっとしたサービスなんですけど、一番やっぱり多く利用しているサービスだと思うんですね。このわずかな支えが多くの高齢者の在宅生活を支える。本当に命綱になっていると思うんですね。それをやっぱり安上がりを目的にボランティアとか、そういう無資格者に置き換えるということになれば、この命綱を失って生活をできなくなってしまうということが一番、特に高齢者が多い本町においては家庭での介護というのがなかなか難しいということで、ここのところをどういうふうにするのか、今の質を保ちつつ、その価格をきちっと補償していくのかということが問題になってくるんじゃないかなというふう思うんですね。その価格のことについては、どういうふう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

全国一律の保険給付の対象であったものを市町村の独自の取り組みであります地域支援事業の枠組みの中に移行させる。それに伴いまして、今ご指摘のとおり介護報酬、その単価も市町村の判断の中で決めていけるという仕組みになっております。一応、国のほうでは専門性を持った事業者に対する、報酬につきましては国のほうで基準を示してあります。ですので、それを参考にしながら各市町村で決めていくことになると思います。できるだけ保険者の立場としますと介護報酬が少なくなればありがたい。しかも利用する方はその1割ないしは2割ですので利用料も少なくなると。ただその考え方だけでいきますと、経営として成り立つのかということも当然ありますので、そこらへんもうまく兼ね合いを考えなければならぬというふうなことを考えておりますので、まだ今現在、本当に検討に着手した段階ですので、その費用についてどうするかまでは、まだ検討の段階に入っておりません。ただ、この峡南の5町の中では、できれば同じ考え方をしたいと。だから隣の町のほうが高い安いとかという話にならないように、5町の中では同じ考え方でいきたいというふうなことで今後検討をしていく場もつくっていくという予定であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その単価を市町村で決められるというのは、たしかにそうなんです。だけど国は上限を決め

ていますよね。そこが問題ではないかなというふうに思っているんですけど、そののところどういうふうにしていくのかというのと、それから今までどおりのサービスはきちっと補償しながら補完的にボランティアさんに来てもらったり、無資格者の人たちに来てもらったり、それはそれですごく良いことだと思うんですね。それは続けていっていただきたいと思いますが、単価の面で国が上限を決めているということに対してどうするのかというのがありますよね。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

上限と申しますか、基準となる金額を示してあります。それを超えない範囲でということですので、それを上限というのかですが、超えない範囲で市町村で判断してということになりますから、それよりも高い報酬ということはないと思います。だから保険者とすれば先ほど申したとおり安くなったほうが助かるわけなんですけど、だから下のほうへ設定をするという考え方は出てくるとは思いますが、あまりにも下げると今度やってくれる事業者がいまないので、その兼ね合いを考えながら、あるいは国の基準に合わせるという考え方もありますし、若干落とすかという考え方もあると思いますが、いずれにしても今後まだ検討をしていくこととなります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん低くすればいいんですけど、そうすると事業者がやっていけなくて撤退してしまうと。そうしたらやっぱり駄目だと思うので、そのところは考えながら町で責任を持って、その価格の補償をするとかそういうことも考えながら検討していただきたいと思います。

すみません、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（河井淳君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

次は通告の7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○3番議員（田中一泰君）

通告に従いまして質問させていただきます。

まず1番目、今回、小中学校の統合が決まりまして、今、準備が順次進んでいるわけですが、教育委員会ではどのような教育を目指し、どのような人となる教育を考えているのでしょうか。小中学校の統合について保護者や児童生徒は新しい学校でどのような教育環境になるのか不安に感じています。教育委員会としての目指す教育の基本的考え方と取り組みについて伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本的な考え、また取り組み等を述べさせていただきます。

人口減少、また少子高齢化は今や避けて通れない現実でございます。こういう時代こそまさに子どもたちは私たちみんなの宝ということでございまして、身延の、いや日本の将来は今の子どもたちの肩にかかっているということが言えると思います。そして彼らの社会を生き抜くたくましい力の育成が大事だと考えます。このためには教育を通じた人づくりに力を注ぐ必要があります。

私たちは子どもたちのために今できることを最大限取り組み、そして未来を託さなければなりません。教育委員会では次の3点を目標に教育施策に取り組みをいたします。

まず他者を思いやり社会の絆を大切に作る人づくりを目指す。2点目として自ら学び考え行動する創造性豊かな明日を担う人づくりを目指します。3点目として郷土を学び愛し地域文化を育む人づくりを目指します。この中で特に学校教育における主な取り組みについて述べさせていただきます。

1点目として小中学校後期統合計画に基づく学校の適正配置を進める中で学校施設、設備、備品の整備・充実を図ります。

2点目、安全面に配慮したスクールバスの運行、不審者対策、通学路の安全点検、そして教職員の指導力の向上、地域と連携する学校運営などに取り組みます。

3点目、学校においては確かな学力を身につけさせるため教育内容、方法の一層の充実を図り自ら課題を発見し解決する力、それからコミュニケーション能力などを育成します。命や自然を大切に作る心、社会性、規範意識などを育てるとともに地域の教材を活用した郷土学習、産業体験学習を充実します。英語指導助手による英語教育や外国語活動の充実、情報機器の整備と活用を図ります。生きる力の育成と命の大切さを教える取り組みとともに教育相談体制の整備、いじめや暴力行為に対する問題行動への取り組みを強化します。保育園、小中高との連携を強化いたします。

そして当面する施設、設備等の整備については次のように捉えております。

1点目として、中学校の新校舎建設に関しましては建設検討委員会の審議結果を得て対応をいたします。

2点目、統合により使用する校舎、体育館、校庭等の教育施設の修繕、改良などを行ってまいります。

3点目、学校給食施設の統合整備についても検討し改善策を講じます。

4点目、スクールバスについては当面、統合中学校への送迎がスムーズに運行できるよう計画を立てますが小学校統合に向けてさらに遠距離通学の生徒の扱いについても検討をします。

5点目、情報化社会の急速な発展に対応し、児童生徒がICT機器を積極的に活用し教育効果を上げられるようタブレット端末などのICT機器を導入・整備し学力の向上を目指します。

6点目、英語教育や外国語活動を充実・発展させるため、町単の英語指導助手の配置をさらに促進をします。

7点目、学習教材購入費、修学旅行費、給食費などの保護者負担の軽減についても検討をいたします。

8点目、統合に伴う中学生の制服、体育着の購入費用については新入生も含め全員に1着ず

つ補助することを検討いたします。
このような考えを持っております。
以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

今言われたようにいろいろな施策を考えて実行しようとしているということで、すごく安心をいたしました。ただ問題なのはこういう町がしていること、しようとしていることがなかなか町民の人たちに伝わっていない、そういうことを危惧します。ほかのいろんな施策についてもそうですけれども、だから周知するということが難しいことはよく分かるんですけども、できるだけその努力をして、そうすることによって町民の一人ひとりにそういう、身延はという方向に向かっていくんだ、教育はこういうことになっているんだということが分かってもらえるような努力もほしいと思います。

もう1点は先ほど出た英語の教育、そういうものの中で例えば最低でも英語でのコミュニケーションができるようにするとか英検のそういう資格を最低限3級までは取るような英語教育を目指すとかというような具体的な取り組みも出してもらえるとまわりの大人というか、町民もこんなことをしてくれているんだということが分かりやすいなと思いますけども、今の教育長のお答えでよく分かりましたので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

では2点目の質問です。

今、医療費とか介護の増加が問題となっていますが、医療費を抑えるための町としての対策を聞きたいんですけども、実際、病気になるとか介護状態になる。それに対する対策というのはかなり進んでいるんだなと思います。ですがその医療費とか抑えるためには病気にならない、介護にならないというような取り組みが非常に重要ではないかなと思います。私も2025年には75、そういう団塊の世代ですけども、その10年後に自分が介護にならないために、では何をやるかというときにこういうような生活、こういうような生活の考え方、食事、運動とかを例えば教えてくれる場がある。その生活習慣を変えてもらえるような情報を出してもらいたいというように思いますけれども、町での今の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

日本人の平均寿命は世界のトップクラスを維持しているところですが、その中身と申しますか、介護を受けずに自立した日常生活を送れる期間、いわゆる健康寿命の長さが重要となってまいります。本町では平成25年度に第2次健康増進計画を策定いたしました。この計画を着実に推進することによって、身延町民の健康寿命の延伸が実現されるよう努めてまいりたいと考えております。

そこでまず健康づくりに関わる取り組みについてですが、健康増進計画策定時に引用したデータですけれども、平成25年3月の本町の国民健康保険の診療内容から疾病中分類別の件数を見ますと第1位が糖尿病、第2位が高血圧性疾患、第3位がその他内分泌、栄養および代謝疾患となっております。そこでこの生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点も含めまして各種健診の受診率向上に力を入れるとともに、健診結果説

明会等を通じまして生活習慣の改善等を促すなどの個別の保健指導や、またガン検診の結果、要精検となった方に対する精密検査の受診勧奨などの取り組みを通じまして病気の早期発見・早期治療に結びつけるよう努めているところであります。

今、申し上げたものにつきましては成人期、高齢期を対象とした取り組みですが乳幼児期から良い生活習慣を身につけることも重要となっておりまして、そこで子どもに対する健診等の各種事業の場を通じまして栄養、食生活、休養、歯や口腔保健の重要性、それから喫煙や飲酒の弊害等につきまして啓発をするなど、子どもの親世代の健康意識を高める取り組みも推進をしております。

次に介護予防の取り組みについてでありますけれども、私ども若返り教室と呼んでおりますが筋力向上トレーニング、それから生きがいデイサービスを利用している方を対象としました転倒予防、栄養改善、口腔機能の向上などの各種教室、また集落へ出張して実施をいたしますシリーズ介護予防講座、また認知症予防としての脳力アップ教室などに取り組んでいるところであります。

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送るためには介護予防が重要であります、今申し上げたような役場主導の事業展開には限界を感じておりまして、今後の介護予防をさらに充実・発展させるためには住民主導の取り組みが必要であろうと考えております。そこで今後、町ではすでに触れさせていただきましたが、先進自治体で実施して介護予防に大変効果を上げているいきいき100歳体操を取り入れていきたいと考えています。この体操は地域住民自らが主体となって実践していただくことを想定しています。集落などの身近なところに会場を確保していただき、仲間を募って週1回この体操を継続していただくことで介護予防につなげるというものなんです、体操による効果とともにもう1つの効果として期待していることがありまして、それは町の中央ではなくて歩いて通える距離に定期的には人々が集う場が確保され、しかも顔なじみの関係であれば閉じこもりがちの人や要介護認定者も誘っていただけるかもしれません。役場がお膳立てをするものではありませんから、住民の主体的な取り組みの中に高齢者が生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番が生まれるということです。このいきいき100歳体操は、住民の自発性を待つ要素が大きいために息の長い取り組みが必要になると予想しておりますけれども、この体操が町内に広く普及できるように今後力を注いでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

長々といろいろな取り組みをしていただいているなということがよく分かりました。先ほども言いましたように問題なのは、なかなか参加してもらえないという実情があるわけですが、そういう意味で役場が出ていかないとならないかなという、ある程度の形ができるまではやっぱりそこを引っ張っていかないとならないかなというふうに思いますので、努力をお願いしたいと思います。

もう1点ですが、実際に病人の世話をしたり、介護の世話をしている人たちに対する支援体制ですが、一番大変なのはやっぱりそういう介護、病人の世話をしている人たちだと思うんですね。そこのところをフォローする。結局、悩みごととかが当然あるわけですが

もそういうものを聞いてあげる場面、そしてそれに対する対策とか考え方、それを知ることによって支えられていく、安心して介護を続けていけるということもありますけども、そういうものの取り組みについて町として今、行っていることがあるか、それともこれから行う予定があるのかそのへんをお聞きいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

現在在宅介護を実践されている介護者、あるいは今、もしくは近い将来、家族の介護が現実の課題となろうとしている方など、そういった方々に対する支援も大変重要であると認識をしています。本町では福祉保健課在宅支援担当に介護保険法に規定された地域包括支援センターの機能を持たせておりますが、このセンターが担うこととされた業務の1つに高齢者に関わる総合相談事業があります。高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し地域における適切な保健、医療、介護、福祉サービス、その他関係機関や各種制度の利用へつなげるというものであります。これは介護を受ける高齢者はもとよりですが、介護者への支援も含めまして高齢者に関わるさまざまな課題には、この地域包括支援センターを相談窓口として対応をさせていただいております。

また在宅で家族の介護をされている方に対しましては、心身のリフレッシュを図っていただくことを目的に介護者の交流会を開催しております。在宅介護の状況は人それぞれでありますがお互いの情報交流を通じまして当事者同士の共感も育まれ、介護者の精神的な癒しにもつながっていると評価しております。そのような事業もごさいます。

このほか福祉保健課では、認知症サポーター養成講習事業にも取り組んでいるところであります。この事業はより多くの町民の皆さまに認知症について理解を深めていただき、身近にいる認知症の方が地域で安心して暮らせるよう見守っていただきたいとの趣旨で開催しておりますが、ご家族に予期していなかった認知症状が出現したとき、どう対処していいか困惑すると思われそうですが、このような講習会に参加していただくことも1つの支援策として有効であろうと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。こういう取り組みは、たしかに今やっただいていっているということなんですけども、こういうものって継続して、やっぱり回数を多くしていかないと対象者って増えていかないと思うんですよね。だから今、どういう間隔でやっているのか分からないんですけども、ある程度、だからひと月に1回はそういうことが行われているような形で、回数を多くして参加者を増やすという努力をしてもらいたいと思います。

次に3番目に移ります。

今回もたくさん中部横断自動車道について出ていますけども、29年度に中部横断自動車道が開通するということになりますと願わくは観光客の増加を期待するわけです。その中で自動車とか観光バスが増えてくる。それに対する対策をしていかなければいけないというように思います。特に現状では身延門内の道路事情を見ますと狭くて大型バスが今、日によっては10台

以上、13台、14台とかというふうに入ってくる状況にありますけども、狭い状態で非常に歩く人には危険な状況があります。そして下部温泉なんかを見ても温泉の上のほうには大型が入れないというような状況がある中で、駐車場も決して多くなく不足している状態です。そういうことを改善して観光地としての環境をつくっていくということが必要ではないかというように思います。それはやっぱり一度にできることではないんですけども、そういうものを目指して順次そういう環境をよくしていくことを求めます。

そして例えば門内に昭和通りという裏の川沿いの通りがありますけども、あそこも非常に狭いんですけどもなんとかぎりぎりの状態でバスが通ったりしています。それを考えますと、あの道を広げてそして大型は裏を通すと。そして表はもっと自由に安心して歩けるようにするかという対策を講じる必要があると思うんですけども、町ではそういう道路状況を改善する、駐車場を増やすというようなことについて考え方はどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

身延の門内地区は重要な観光地でもあります。一部、景観形成重点地域にも指定をされています。中部横断自動車道開通を見据えた中部横断道沿線地域活性化構想が平成21年3月に発表され、その中にも身延山周辺の山道等のインフラ整備、年間130万人の身延山訪問者を地元の活性化につなげる取り組みの検討が明記されているところであります。この構想を受けて平成21年5月から平成22年2月までの間、県、町、門内地域活性化委員会の三者による話し合いが行われました。

結論から申し上げますと2点あります。1点目は県道の交通容量の確保です。県道の交通容量を増やすためには拡幅が必要となりますが、地域的な制約から用地買収後の残存地における商店の再建は困難であるため現道拡幅はしない。商店街を迂回する、先ほど田中議員がおっしゃいました身延川沿いの町道昭和通り線にバイパス機能を持たせることとする。ただし、町道全線を2車線に拡幅するためには同じく多くの家屋移転が必要となります。地形的な制約から当地域からも移転をするしかなく集落が寂しくなる、なくなってしまう問題もございます。よって1.5車線整備で考えることとし待避所間隔や見通し等を考慮して考える。

2点目は門内商店街の活性化として景観の整備でございます。上町20軒が山梨県景観事業モデル地域に指定され平成25年、26年度に集計整備事業を行いました。また平成26年度より電線の地中化工事が始まり今年度、県道は県で、町道は町でそれぞれ工事を行うこととし現在その準備をしているところでもあります。

町道の1.5車線化は電線地中化事業の推進を見ながら、また用地の提供という問題もありますので、地元と協議をしてまいりたいと考えているところでもございます。

防災の観点からも有効との質問でございますが、河川としての境界は身延川左岸天端がこれに当たると思います。仮に身延川が氾濫し町道に被害を及ぼすようなことが発生するならば、この境界に氾濫防止の対策を講ずる必要がありますので、町道の拡幅と河川の氾濫防止は別に考えなければならないと、こういうふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。順次そういうことで環境に対しても取り組みを続けていってほしいと思います。できるならば、これから先のことを考えると例えば10年20年先、その先のことを考えても身延町が存在していくために、そういう改革を積み上げていくということが大切ではないかなというふうに感じます。

そして関連するんですけども、観光地ということで今言われたように景観が大切ですね。そういう中で廃屋が目立ちます。防犯、防火の面からも廃屋について対策が必要ではないかと思えます。個人の持ち物ですからいろいろと制約はあるわけですけども、そういう実際にもう住んでいない、もう壊れかけているようなところを取り壊しとか更地化、そしてまた今、平地の少ない身延の中では有効利用する促進が必要であると考えますけども、それについての取り組みについてお答え願いたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

その前に、先ほど田中議員さんの質問の中で下部温泉地区などの道路が非常に悪い。そしてまわる場所がない。こういうことの質問をいただきましたが、先ほどお話をいただいたとおり災害に遭って、今、家が建っていない部分につきましては下部の皆さんと有志の皆さんが大変力を入れていただいてそこをお買いになって、そこを大型のバスの駐車場にすると、こういうことで地域の皆さんが大変力を入れていただいている、こういう事例もございますので身延もぜひ地域の皆さんによろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

空き家等の対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布をされました。住民に最も身近な行政主体であります私も町が空き家等の状況を把握することが可能な立場にあるわけございまして、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置づけられたところでもございます。

空き家対策の基本的な考え方といたしましては、適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解決するためには、法において行政主体の責務に関する規定の前に空き家等の所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとする規定されており、空き家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提となります。市町村の役割としては、空き家の調査を通じて各市町村内における空き家等の所在および状況の実態把握および法に基づく空き家等対策計画の作成を行い各地域内の空き家等、その跡地の活用方策についても検討をすることとされてございます。本年度、身延町空き家等情報台帳整備業務委託が発注をされており、この台帳の整備が済んだ時点で県の指導を受けながら所有者、地元、町が対策計画を話し合う場を設ける方向で進めていきたい、こういうようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。そういうことで今、全国的に見ても空き家対策というのが必要になっているようですが、身延町でも率先して対策を講じてもらいたいと思います。

それでは4番目の質問をします。

現在、山梨県でもエネルギーの自給自足を目指す計画が進められています。町としても地元の豊富な資源を生かし、エネルギーの自給自足を目指し取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。この身延町でも考えてみますと、まわりを見ますと本当に山ばかり。そして現在はなかなか木の需要も少なくということで手が入っていない。本当に荒れている状態が見受けられます。そのためにもこの資源を生かしまして最近あります木質バイオマス発電、そしてあとはこの地域では川原もありますので尾白川に造ったような小水力発電、そして太陽光発電などの可能性があると思います。現在のような手付かずの山林の整備、間伐をすることによって山に人が入り鳥獣害の緩和も期待できるのではないかと。そして間伐の発電ということで新しい雇用がつかれるのではないかと。そして自分たちの資源を使いながら発電するということは地域の資源が地域に還流していく。そういう効果もあるように思います。そういうことも考えまして、今、町でそのエネルギーについて太陽光なんかの取り組みがあるようですが、今の現状を聞かせていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この回答につきましては、担当課長にいたさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

お答えいたします。

本町におきましては、平成23年2月に身延町地域新エネルギービジョンの策定を行いました。この中で循環型社会の構築に向けた施策を確実に進めるため太陽光発電、バイオマス、小水力発電等の新エネルギーの検討を重ね、基本方針をもとに今後の方向性として本町の特性を生かし環境に負荷がなく各家庭で実践できるものとして太陽光エネルギーの普及、推進を図ることとし平成24年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱により普及、促進をしているところでございます。

これまでの実績につきましては平成24年度38件、平成25年度15件、平成26年度15件、今年度は8月末現在6件であり計74件でございます。補助単価は一律5万円であります。また昨年度、身延福祉センターの屋上に防災拠点等への太陽光再生可能エネルギー設備の設置事業も行ったところでございます。町とは別に、昨年9月に山梨県企業局が小水力発電モデル施設の県内4例目の事業として、身延町大城川砂防ダムの流水を利用した大城川発電所を建設いたしました。ここで得られる電力は49キロワット、年間37万5,100キロワットで一般家庭100軒分が1年間に消費する発電が可能とのことであります。しかし本年4月の大雨で土砂が水車に流入、現在は停止状態となっており、10月ごろ復旧の見通しでありませぬ。自然を利用する反面、自然に影響される一面をもっております。

なお本町の森林、林業、木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現につきましては急峻

な地形からの間伐材の収集、運搬コスト、加工施設の建設コスト、稼働コスト等の経済性等を十分に考慮しながら今後も調査・研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。太陽光発電も順次増えているんですけども、今の報告でありますとちょっと足踏み状態かなというような感じもいたします。実際に太陽光で考えれば今言われた福祉センターへ付けたと同じことで、この役場の屋上も空いていますのでそういうようなものも十分活用できるのではないかなと思います。

そして先ほど言いましたように、木質バイオマスを使うということはいろんな面で効果が循環していくんですね。山がきれいになる。そしてそれをほかの間伐とかする仕事もできる。そして発電ができればその発電、極端に言えば今の発電というのは私たちが使っている電気は東電にみんなお金がいらっていると。それが自分たちで発電できるということになれば自分たちがエネルギーをつくり出すというようなこと、そういう自分たちの持っている資源を生かしていくという考え方が本当にこれから必要ではないかなというように思いますので、今、深沢課長が言われたようにその可能性をしっかりと検討しながら、今、本当に木質バイオマス、ほかのところでもやっています。そして最近では大月でも100億円ぐらいかけて造ったというような事例もあります。たしかに問題もいろいろあるんですけども、それができたら本当に1つの産業が身延の中に起きてくるというように私は考えていますので、ぜひ大変なことだということとは分かりますけども、これからも検討を重ねていてもらいたいというように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時20分

平成 2 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 7 日

平成27年第3回身延町議会定例会（3日目）

平成27年9月 7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第4 議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第89号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川信
会計管理者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課長	遠藤基	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

認定第1号、議案第80号から議案第83号については各委員会に付託を予定しておりますので質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2に入る前に深沢環境下水道課長から発言の申し出がありましたのでこれを許します。
環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

大変貴重な時間を申し訳ございません。

9月3日の本会議におきまして、農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の詳細説明において、歳入の6ページでございますけども2款1項1目1節上之平農業集落排水事業繰入金5万7千円を公債費に充てるところを消費税と間違えて説明してしまいました。訂正をお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

日程第2 認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

認定第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、委員会条例第5条の規定により議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ここで委員名簿を配布します。

(名簿・配布)

お諮りします。

ただいま設置された決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

なお、決算審査特別委員会の委員は正副委員長の互選を行いますので議員控え室にご参集ください。

ここで暫時休憩といたします。

再開は9時10分といたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時10分

○議長(河井淳君)

議事を再開します。

それでは決算審査特別委員会の正副委員長の報告をお願いしたいと思います。

○13番議員(野島俊博君)

それでは私のほうから報告いたします。

別室でもって決算審査特別委員会正副委員長の選任をいたしました。慎重審議の結果を報告いたします。

委員長には川口福三議員、副委員長には草間天議員でございます。

以上、報告といたします。

○議長(河井淳君)

決算審査特別委員会委員長に川口福三君、副委員長に草間天君が互選されました。

なお議案付託表、日程等については配布のとおりです。

日程第3 議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について

日程第4 議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

議案第80号から議案第83号までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について質問いたします。

これはマイナンバーと言われる制度を実施するための条例でございますけども、当然、町民課が所管課ということで進めていくことになると思いますけども、町民課のほかにこのマイナンバーを管理すると言いますか、使用すると言いますか、そういう所管課があれば教えてください。

それから第2条の定義で実施機関とあります。身延町個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関とありますけども、これは具体的には、今の質問と重なるかもしれませんが具体的なはどこが実施機関ということになるのか。

それから企業の対応とか町の対応、大変、日程的に厳しいものがあるような気がしますけども10月5日の施行で実施日がいつになるのか。施行の日にもうすでに実施するということではないと思いますけども町の対応は十分にできているのかどうか。

それからこのマイナンバーを施行する前に、社会保険庁の情報漏洩問題等がございましたけれども、一切無視してこれをやっていくということでございますけども、このマイナンバーに関していろんな情報が1つの、12桁の番号すべてに乗っかってくるわけですけども、この漏洩を防ぐ手立ては万全なのか。その点について伺いいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

今回の特定個人情報保護条例の関係は社会保障、税、災害対策の関係というようなことで税務課、町民課等が関わっているものでございます。

あと定義の第2条の実施機関でございますが、これにつきましては個人情報保護条例の中に実施機関、第2条、謳ってございます。町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員および議会を指すものでございます。

施行につきましては、すでに平成25年の3月に法令が国で決まりまして、それから今年の10月1日までその間、準備期間ということであったわけですが、本条例を制定するにあたって基本的な考えはまだその時点からなかったということで、今年7月に準用的なものが、条例が出されてきたということで、もうすでに10月5日が国で施行するということで決まっておりますので、それに併せて10月5日というような形でしてございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

マイナンバーの防ぐ手立てという形でのご質問でございます。

国では社会保険庁の情報漏洩があったということで、現在それを抜きにやりますということでやっております。

町としての情報漏洩の対策という形で、ちょっとご説明をさせていただきます。

町では番号制度の検討本部を立ち上げております。それは町長を筆頭に課長になっております。その下に番号制度プロジェクトチーム、関係する課長、担当リーダーが入りまして検討課題に対処しております。そしてなお、そのまた下に番号制度のワーキンググループという形で各分野別に課長、担当リーダー、担当が入っております、実際行っていく分野としましてワーキンググループは個人情報の保護という形でやります。そして個人番号通知発行に関しては町民課という形です。そして社会保障、税、災害分野という形で総務課交通防災をはじめ各分野があります。そして情報システム分野としまして計算センターに中に入らせていただきまして政策室が中心となり、やっております。一応そんな状況であります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

所管課は町民課と税務課が主にこのマイナンバーを使用してやるということになるんですけども、今の政策室長のご答弁のように漏洩を防ぐ手立てとかいろんな問題については全町と言いますか、町を挙げてやっている、役場を挙げてやっているというふうな感じだと思うんですね。これ実際にマイナンバーが使われ始めたらおそらくいろんな問題が出てきて、この条例に書かれているような、ずっと中を見てみましたが、いろんな問題が含まれている中で本当にうまくいくのかなと、そういう疑問があります。

先ほど町の対応は万全であるかどうか、すでに全部、完全に終わっているのかどうかについてお聞きしたんですけども、今のワーキンググループですとかそういうところで話し合った結果で万全ですよと言えるのかどうか、その点についてもう一度お願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

まだまだ職員も10月に向けて勉強会等を開いておりますが、すでに全職員を対象としまして社会保障税番号制度の説明会を1回行いました。

なお、今月16日に第2回目ということで番号制度をもっともっと、今度使用する立場、職員も当然使用する立場になりますので、使用方法等を具体的に勉強会をやっていくということで進んでおります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今まだ勉強会の途中というふうな感じで、万全であるのかどうかということに関してはちょっと疑問があるような気がします。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という、いわゆる番号法というものが施行されて、当然、地方自治体の負担が大きくなる。そのほかに総合戦略とかいろんなことで今、国は地方に負担をたくさん求めていますよね。そういう中での番号制の、マイナンバー制の実施なんですけども、こういうことについて非常にご苦労ではあると思いますけども、万漏なきようお努めいただいて情報の漏洩等にならないような形をぜひお願いして質問を終わります。

○議長（河井淳君）

ほかにありますでしょうか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

マイナンバー制度なんですけれども、内閣府がマイナンバー制度の内容を知らない人は56.6%に達したという発表をしました。本町でも町長の行政報告でもありましたけども広報に4回載せたというような報告がありましたけども、やっぱり何回載せても住民の皆さん分からない。実際10月5日施行だから、それから番号カードというものが来ますけど、半分以上の方が分からない。本町にしたら私もっと分からないという人が多いのではないかなというふうに思うんですね。そういう方たちに対して、番号カードが来たけどどうしたらいいのとか保管もすごく大切ですよね。12桁の自分の番号が書いてあるわけですから。そういうことがちゃんと管理ができるのかというのがちょっと心配なんですけども、そのへんの対策。行政としての窓口の対策とかというのは準備されていると思うんですけど、住民周知という点ですね、そういう点ではなかなか広報に載せただけでは無理があるのではないかなというふうに、理解もできないし、そういう点ではすごく不安もあるし、具体的にいっぺんにカードを配送するのも大変だみたいな話もあったんですけども、そういう意味での住民周知に対する準備状況ですね、それについてはどういうふうにお考えということですか、よろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

今回、5年に一度の国勢調査があります。どうやって住民に知らせていこうかということをしていろいろ考えたんですが、この国勢調査の調査員は役場の職員が主です。また役場のOBが主ということでよく地域を知っているということで、その方たちに協力していただいてチラシを作りました。いろんなことを書くともた読まないという形になるので、とりあえず10月5日以降マイナンバーカードが届きますので大切に保管をしてください。中を確認してください。不明な点があれば本庁、両支所の電話番号が書いてありますのでそこに連絡をしてくださいという方法を取って、歩く職員にもマイナンバー制度が分からないと困るので9月16日に専用に研修会をして説明ができるようにということもやろうと計画しています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。そういうことで職員がそういう折に説明ができるということで、それは良い方法だなと思うんですけども、なるべくやっぱりいろんな方に周知できるようにということで、国会で決まってしまったので、これは、私は反対ですけどもやらざるを得ないと。町の立場も分かりますので、なるべく皆さんにきちんと周知をしていただきたい。

それからもう1点はマイナンバー拡大法がつい先日ですよ、決めて、年金情報の流出の反省もないままに個人の預金とか、それから特定健康情報なども対象にするという、施行もされていないのにこういうことが決まってしまった。それはこの条例には出ていないと思うんですけども、今後そういういろんな個人情報が入ってくるとなると本当に大きな、それを狙う人たちにとったらすごく良いビックチャンスということで、それに対する警戒もかなりやられているということも聞いているんですけども、先ほど住民にこれは大切なものだから

ちゃんと保管というふうにおっしゃったけども、やっぱりそれを持ち歩かなければ駄目という部分も、使えない部分もありますので持ち歩いてなくしてしまったり、そうすると今回の条例で500円かかりますよみたいな、だんだん負担も多くなっているような気がするんですね。そういう意味では本当にきちんとした対策、それをしていかないと住民にとって私は良いことは全然ないというふうに思うので、もうちょっとそういう対策をきちんとしていくようなことを、オレオレ詐欺にしてもだんだん巧妙になっていくと同じように、だんだんそういう面ではエスカレートして、いい餌食になってしまうような気がするんですけど、そういうことに関しても対策をきちんとしていかないと住民が大変な思いをするのではないかなというふうに思っているんですけど、そういう点についてはどうなのか。その拡大法はこれには入っていないということで理解をしてよろしいですか。それと5日以降にカードを発行するというところで理解をしていいですか。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

この個人情報の漏洩ということなんですけども、この個人番号カードには個人の所得情報とか健康情報というのは、基本的にはプライバシー性の高い個人情報は記録されないようになっています。個人番号カードに記載されるのは本人の基本情報、名前、生年月日、住所、男女の別、それにマイナンバーという形になるので、いろんなところと連携するからといって税の情報がこの個人番号カードを紛失したことによって漏れるということはないです。

それから万一紛失、盗難した場合には24時間365日、専用ダイヤルというのがあります。それに対応するような形にはなっています。

あと今度から通知カードもそうですが、個人番号カードもそうですが転入転出の際に免許証のように住所の裏書きをするような形になります。どうしても高齢者の方でも役場に来るときには持ってきていただくような形を取るようなことになると思います。また後期高齢者とか申請書にもマイナンバーの番号を記載するような形に順次になっていくと思いますので、今の段階ですと、まだそこまで広がっていないんですが順々に番号を使う機会は増えていくと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今のお話がありまして、同僚議員からの質問を聞いていてちょっと思ったんですが、問題は一番は計算センターで管理するということなんですけども、計算センターのセキュリティーの問題ですね、このへんがどのようになっているのか。年金機構も、あれだけのものも結局漏れてしまったわけですね。流出して今、大きな問題になっているわけなんですけども、その点の、確実ということはないんだろうと思いますけども、そのへんの計算センターとのセキュリティーのあり方、町が把握しているのかどうか。またそれは確実なものなのかその点と、それから先ほど来、同僚議員が質問していました何か利用される問題があるのではないかと。それで周知が徹底しないというところがあったんですが、その運用の仕方、もしくはナンバー制、マイナンバーの形でのこういうものだという周知はたしかに大事なんですが、個人番号のみという先ほ

ど町民課長が話をしておりましたけども、今の犯罪ですね、例えばオレオレ詐欺なんかもそうですが、基本的には自分の口座番号をみんな持っていて、それでそんなのは自分で口座番号をやって金を引き出して渡さなければいけないわけなんですけども、そうは言っても手口が巧妙になってそういうことをやっているわけですね。今、実際に犯罪としてあるわけですよ。だからこういうマイナンバーに関連した犯罪も、今後本当に巧妙になっていって出てくる可能性があると思うんです。ですからその周知の中にやはりこういう犯罪も可能性がありますよ、例えばマイナンバーを使ってこういうことも可能性がありますよみたいなそういうところでの、ですからこういうふうにご注意をいただきたいみたいなことも必要だと思うんです。なぜかと言いますとやはり本町に関しては特に高齢化が進んでいるわけですから、パソコン、それからそういうITの関係のことが実際にも分からない方がほとんどなわけですね。その方々が何にどういうふうにご利用されて、どういうふうな犯罪に巻き込まれる可能性というものもあるわけですね。そのへん本人が分かっていなければ、やはりやすやすと番号を教えてみたり、それをもとにして、ただ番号は個人情報の男女別だとか生年月日、名前、そういうことが書いてあるだけだからということではなくて、その先を想定したことも必要なんではないかと思うんですが、その点についてその2点をお伺いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

計算センターと言われましたが、先ほど私が言った計算センターというのは計算センターとして、町の職員のセキュリティーに対するアドバイザーという形で入っていただきます。マイナンバーにつきましては峡南は計算センターにもサブサーバーがありまして、そこから国のこういうメインの機関にいきます。ただしそこは、先ほど町民課長が言いましたとおり、全部がそこに情報が集中しているわけではありません。そこを経由して、また総務省なりいろいろなところへ入っていくという、入るための番号という形になっております。職員もそこへ侵入するには個人の情報、職員、誰が入ったかというのも全部記録として残りますし、職員自らセキュリティーをちゃんとしていかなければ駄目だという形になっておりますので、そのへん計算センターというのがそういう存在になっているということをお願いをしたいと思います。

利用される問題だと思います。国ではやはり番号制度番号制度というふうに制度のほうを言っていないのが実情でございますので、やはり今言われたとおり犯罪は当然狙っている方もいると思います。ですがそのへんを、普段使わないものであればいいんですが、これはどうしても税金の申告とか身に付いた番号に、12桁、赤ちゃんから年寄りまで全部が使う番号になりますので、そのへんにつきましても町で調べまして、そういう情報等を流してもいいのかなと思います。ただ単に恐怖だけ与えても困るんですが、使い方というような形でQ&Aみたいな形で出してもいいのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

すみません、僕、計算センターということをちょっと勘違いしましたけども、そうすると管理は基本的にはサブサーバーは計算センターに置いてあるけども、実際はここでやるというこ

とですね。ここで管理するということですね、町で。そうすると年金機構もそうだったんですが、今おっしゃったように自分のカードなりなんなり誰が開いたか、誰がそのデータを見たかということも全部出るんでしょうけども、それはもう年金機構でもそうでしたよね。ただ年金機構の場合、サーバーかなんか等の間に抜け道みたいなものがあるって、それを個人が打ち込むために出して、それがハッカーかなんかでやられたという感じですよ。だからそういうことも想定した中で、町の中でもしそういうことがあると大変なことになるので町のシステムのほうをしっかりと確認した中で計算センターなりなんなりやっていただいて、今までの事例も含めてやっていただきたいと思います。その点、大丈夫だと思うんですがどうなんですか。まず。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

年金機構の問題とか上田市の度重なるサイバー攻撃で情報が漏れたというのは、基本的に住民基本台帳も税務システムもそれぞれ独立したもので、外のインターネットとはつながっていないものなんです。なのでその機械から情報が漏れるということは絶対ないんですが、その住民基本台帳システムの中からある部分の住民の情報を取り出して、自分の使っているパソコンにコピーしてそこでいろんな業務をする。それにパスワードをかけていなかったために漏洩してしまったということが原因だったので、今回その関係で国において住基担当の担当者会議がありまして、そこに代表で計算センターの所長が行ってきました。それが町に下りてきまして個人情報データの取り扱いということで、今そういう状態にパソコンがなっている人は全部情報を消すようにということで、そういう個人情報の強いものについてはインターネットとは離れたパソコンで業務を行うようにということで周知徹底されたところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

うちの町でもネットにつながっていないパソコンを使ってその打ち込みなりなんなり、その管理なりはネットにつながっていないことでやるということですね。そういうふうに考えていいということですね。そうするんですか。しないんですか。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

だから今はネットにつながっているパソコンではなくて、閉じられたそれぞれの業務系、住基は住基のシステムの中で全部作業をするようにということになっています。

○7番議員（松浦隆君）

ではつなげないということですね。

○町民課長（望月由香里君）

そういうことです。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありますか。

深澤君。

○1 番議員（深澤勝君）

私 1 点、要望をさせていただきます。

マイナンバーの番号カードは 10 月 5 日施行以降、各個人に送付されると。そのあと個人番号カード、1 月から申請をして自分が手に入れると。その個人番号カードがないと、この制度にはのれないというふうに私は理解しているんですが、個人番号をもらってはじめて各福祉や医療やそういう部分で通用するというふうに理解しているんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

個人番号は本人が必要と思う方が申請をするものなんですが、個人番号カードというのは通知カードと違って顔写真が載ります。そして裏面には IC チップが付いていて電子申請、税務署への e - T a x です、そういうことができるような形になっています。なので必要である方については作っていただければいいですし、必要なければその通知カードだけでもよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1 番議員（深澤勝君）

通知カードだけでそういう行政手続きとかそういう部分も OK だと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

それでも大丈夫です。ただ 1 つ、国が言っているのが今度お勤めをしている方についてはそのマイナンバーの番号を事業所に報告しなければなりません。マイナンバーの紙の通知カードともう 1 つ顔付き写真が付いている運転免許証を同時に提出するよということになっているんですが、この個人番号カードを作ればそれが顔写真が付いているので運転免許証代わりにもなるので、この個人番号カードを 1 つ提出すればそれで済みますということはいっています。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1 番議員（深澤勝君）

では個人番号カードを申請手続きして受領すれば、なお一層サービスに使えると、こういうふうに理解いたします。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

田中君。

○3 番議員（田中一泰君）

このマイナンバーというのは、例えば漏洩してしまったとかいうときに変わる可能性があ

るんでしょうか。それとも一度決まったものは一生使うんでしょうか。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

申し出によって番号は変えることができます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この条文の中に審査会への諮問ということで、40条の中にですね、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について行政不服審査会に不服申し立てがあったとき、その最後のほうに身延町個人情報保護審査会に諮問、この個人情報保護審査会、これはどのような構成でなされて何名くらいでもって組織されているのか分かりますか。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

構成人員ということでしょうか。

○議長（河井淳君）

川口君、構成人員ということでしょうかということですけど。

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

ちょっと資料がありませんので、申し訳ありません、のちほど答えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

その委員のほうはともかくとして、この開示決定、それから訂正決定、利用停止、これは内容的にはどのようなことを指されるのか、詳細が分かりますか。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

開示して、本人からこれはおかしいのではないかとというようなときにそれを審査する機関と。行政ではなくて、その諮問機関の人たちにこれは本当に開示していいものなのかどうかというような判断を下す、そういう機関でございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

その次に訂正決定、利用停止というのがあるんですが。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

その申し出、訂正してくださいとかそういう申し出ということですが、それについてもそこで審査するというごさいます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありますか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第80号から議案第83号までの質疑を終わります。

日程第7 議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第89号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第84号から議案第89号までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議案第84号の5ページ、繰越明許費、富士見山線だと思っんですけども、災害復旧費2億5,600万円。これは今年中には工事ができないので繰越明許になるということだろうと思っんですけども、この工事の始まりと言いますか、いつからどんなふうにかかっているのかということについて1点お伺いします。

それから14ページの農林水産業費の4目農業土木費の16節原材料費の農道・用排水路補修用原材料および資材費、それからその上の11節需用費の各地区からの要望によって修繕費500万円というのがありますけども、各地区で田んぼをやっている人たちが取水口が塞がって困るということで、その取水口の石を取り除いたりすることをやっているわけですけども、これはそういうものに充てるための予算なのかどうか。

それから16ページ、教育費の、先日的一般質問の中で触れられていたと思っんですけども中学校統合に係る指定制服等購入費補助金884万4千円は何人にいくらということをお伺いします。

以上です。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

それでは今のご質問にお答えいたします。

最初に5ページの明許繰越費でございます。これはご指摘のとおり林道富士見山線の災害復旧工事を想定した繰り越しをお願いするところでございます。この工事につきましては、ご覧のとおり工事費が2億5,600万円ということですので、この議会で議決をいただいた

のちに業者の指名をし入札をして、今度は議会に付して議決をいただいたのちに工事着工ということになります。

標準工期を見ましても2億円を超える工事ですので、相当の期間がかかるということで来年の6月、もしくは7月の頭ぐらいまでにはなんとか終えたいというような工期を定めたいと思いますので繰り越しをお願いしたところでございます。

それから14ページの6款1項4目農業土木費の關係の11節、16節の關係で特に修繕費の500万円、補正させていただくわけでございますけども、これは農道・用排水路の修繕というようなご説明を財政課長がしていますし、16節の原材料につきましても地元の方がこういったものを直す場合の原材料ということで当初予算にもすでに支出しておりますので、今後のことを考えるということで補正をお願いしたわけでございますけども、これは特に11節につきましても区長要望等がたくさんありまして、そのうち実施できるもの、緊急に必要なものを主に予算化したものでございます。なおかつ議員さんのおっしゃる取水口のところです、特に災害とか大きな雨が降ったときに、予期せぬもので埋まってしまったものについての対応は14節のいわゆる重機借り上げで対応しております。この11節につきましてもすでに何らかの、故障があるとか傷んでいるとか支障があるというところで修繕するものでありまして、若干想定したのもありますけども、今から起きるべきことについての予算ではありません。今から大きな雨が降ったりして取水口が土砂で埋まってしまったと、そういうことは14節の重機借り上げで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

16ページの教育費の中学校統合に係る指定制服等購入費補助金ですが134人に6万6千円を見込んでおりますので、それを乗じた額88万4千円であります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この富士見山線につきましては、私たちも議員全員で視察させていただきました。非常に急峻な地形のところであつたままでは、また災害が発生するのではないかなというふうな感じの場所でした。ある程度、場所が落ち着いてからやるということにもなると思いますので、来年度にやるということは私たちにも予測がつかます。

それから農業土木費の件につきましても14節で重機借り上げということですけども、これは毎年おそらくそういう要望というか補助金の要請がきて支給がされていると思うんですけども、水田をやる人が年々減っているわけですよ。その人たちがなんとか頑張って水田をつくらうということに関して、今のところ身延地区では全額ではなくて半額補助だということで、それが中富、下部にも広がっているという感じの答弁を伺っておりますけども、答弁というか、この場でやったわけではないので質問してお聞きしているんですけども、本当に今から町をなんとかしていこうということであれば、そういう水田をやっている人たちをなんとか楽な形にしてあげたいというのが私たちの要望でありまして非常に、要するに水田をやる人が減ってきているということはそれぞれ個人負担が増えているということで、これは私、当然、身延

地区の人たちは、そういうことにしたからほかもそういうふうにしますよということではなくて、逆に全体のかさ上げをしてそれぞれ十分に水田がつかれるような補助を出してもらいたい。これを要望して終わります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありますか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

議案第84号の11ページ、総務管理費の4目企画費の中の13節委託料の165万3千円というのがあります。これにつきまして、これは今、販売をしている丸滝宮の前団地の部分の追加の造成と理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

すでに身延町丸滝区内の宮の前団地という形で19区画販売をさせていただいております。その町道を隔てた側にショッピングセンターコマのときの駐車場がありまして、その駐車場を使つての販売をしていきたいということで今回、補正に出してあります。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

今、私が聞いているところによりますと現在販売している宮の前団地19区画のうち4区画が販売をされているということによろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

ただいま4区画販売しておりまして2軒居住していただき、もう1軒、3軒目は今、家を建てている最中、4軒目はまだちょっと手付かずというような状況でございます。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

私の中でちょっと販売状況の話聞いていまして、中にあの分譲地を住居として建てるために購入をすると。建てたあとプラスお店をやりたいという人があったと。それで分譲地の申し込みの部分については、担当課で門前払いでそれは駄目だよということで断られたという話を聞いております。現在の分譲住宅地は居住専用、なんかそういう住むために家を建てる。だから商売は駄目だよというふうな分譲条件があるということ聞いておりますけれども、中には購入したい人で例えば美容院なり理容院なりと、あるいは食料品の小さな小売店なりというのを住居に併設してやりたいという意向はあろうかと思ひます。この追加で造成する今度、測量設計の委託料が付いている、新たに造成する予定の分譲地につきましても、区画についてもこのへんの条件はまったく同じで、あそこを買った場合に商売はできないということによろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

19区画販売するにあたりまして、身延町としましては定住を第一条件ということで定住していただきたいということで、住居専用ということで募集をかけております。

今、言われました向かい側の駐車場になっているところにつきましてのことですが、やはり私たちのほうにもそういうご相談がありました。町としましては、今やろうとしている地域につきましては、店舗併用住宅も可能だということでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第84号の質問をいたします。

9ページで歳入、固定資産税で850万円という大きな額の減額ということなんですけども、これは説明では過疎対策のための固定資産税の免除ということで、そうはいてもかなり大きな額だと思うんですけども、どのような事業者へのくらいの額なのかということで教えていただきたいのが1点。

それからマイナンバーの11ページの総務費の3項戸籍住民基本台帳で、マイナンバーのことなんですけども、臨時職員の44万8千円という金額が出ているんですけども、これはどういことをする臨時職員なのか。今、この補正に出るといのはどういう仕事をする職員なのかというのが2点目ですね。

それから3点目ですけど12ページの民生費児童福祉費の中で、15節工事費ということで旧西嶋保育所改修工事という、説明では今までの保育園のトイレを改修することなんですけれども、これ当初に西嶋保育所遊具ほか撤去移転工事ということで盛ってあったんですけども、なぜ今この時期にこの改修が、私はもう学童保育が始まっているのかなというふうに思ったんですけども、これがなぜ今ごろになって改修が補正で出てきたのかというのが1点です。

あとはさっきのコマの跡地の、さっきの問題なんですけれども、19区画で4区画しか売れていないということで一体どうなるのかなということで心配していて、今度はあとの2つの区画は私も店舗をやりたいという話も聞いているので、そういう対応ができたのはいいかなというふうに思うんですけど、あとの15区画ですよね。それをどういうふうに、待っていただけではなかなか売れないし、どういうふうな対策をされているのかという、この4点についてお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

課税免除につきましては、現在3社を行っております。金額にしまして約1,500万円となっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

臨時職員のどのような仕事をするかということなんですけども、マイナンバーの通知カードが不在等により返礼されてきます。そのカードの再送付、居住実態調査、また申請のサポート、1月からは交付番号カードの交付事務、これを主にやっていただこうと思っています。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

3款2項1目15節工事請負費ですけれども、たしかに西嶋の工事をお願いしてやったわけなんですけれども、そのときにトイレのことが検討できなかったということがあります。

それからもう一つ、西嶋保育所が2階建てになっているわけなんですけど使う部分は1階だけということもあって、2階のほうに上がらないような形の造作をすることも危険防止のために必要ではないかなということで、その2点を今回お願いいたしました。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

宮の前団地宅地分譲という形で19区画中4区画販売してあります。残り15区画につきましての販売促進でございますが、すでに職員がチラシを作り身延はもとより南部町、六郷、市川三郷町の団地のポストへチラシを入れさせていただいております。

なお宅建協会等も相談の上、身延町分のチラシを置いていただくということとこの大手の建築業者さんも関わっていただこうということで今、チラシ等をお配りしていく中でやっていきたいということでございます。

あと2、3、問い合わせが現在ありますが、まだちょっと進んでいないのが現状でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほどの固定資産税は3社ということなんですけど、どういう業種でどういう、増築とかそういう施設にかかることではないかなと思うんですけど、どういうようなことで2,500万円なのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それからマイナンバーの臨時職員のことなんですけど、これからの臨時職員の費用ということなんですけども、一斉にカードを発行してそれに対応、例えば来ないとか、どう使ったらいいのとかそういう問い合わせっていっぱい来るんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうのに対応するのはきっと、この人たちだけではとても間に合わないと思うんですね。そういう点でこの予算で足りるのかということと、それからそういう個人情報も臨時職員に任せるといったことがプライバシーの保護の面からどうなのか。例えば問い合わせがあって番号を教

えてしまったとかといったら個人情報の漏洩になってしまいますよね。そういう意味で本当に臨時職員で対応できるのかというのを私、疑問だと思うんですね。そういう点の対策はきちんとされて、この金額なのかというのをちょっと心配なのでお聞かせいただきたいと思います。

それから西嶋保育所なんですけれども、最初当初に遊具の撤去の工事に出すときに普通、これは分かるのではないかなと思うんですね。1回というか、その中を見てどこどこがどういいうものが必要なのかということを引きちゃんと当初に、校庭の遊具の撤去だけではなくて、中に入れば保育園だから小さいトイレしかないですよ。それを今度、学童の子どもたちが使うとなったら6年生まで使うわけですから、ちゃんとしたトイレにしなければいけないなんて誰が考えたって分かるではないですかね。なぜ今ごろこんなことを出してくるのか。そうすると学童保育、和紙会館ですか、あそこで今まで本当に狭い中で子どもたち我慢していた、早く私、広々としたところで学童保育をさせてあげたいと思っていて、もうできたと。予算見たら4カ月の建物の賃借料が出ていましたね。そうすると4、5、6、7で7月までかかればもう8月ぐらいから入れるのかなと思っていたんです。それがまたここで賃借料5万円だから5カ月ですよ。まだ先にいくのかということで、本当にきちんとした予算を立てていないからこういう結果になっているのではないかなというふうに私は思うので、そのところは先ほどできなかったとおっしゃったけど、なぜそういうことがきちんとできなかったというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

固定資産税の課税免除の関係なんですけど、現在行っている企業につきましては3社とも製造業でございます。

金額ですね。1社につきましては1千万円。もう1社につきましては380万円。もう1社は140万円。この3社になります。

以上です。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

臨時職員ですが11月からとりあえず3月まで、臨時職員1名、パート職員1名がこの予算になっています。業務内容で住基システム等を操作することも考えられますので、この役場の職員のOB、窓口経験のある方をお願いしようと思っております。

今回のこのマイナンバーの関係で臨時職員を雇うということは、特に問題がないということで国のほうからは言われています。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。対応をもう少し深く精査をして行くべきでございました。大変申し訳ございませんでした。年内には移れるようにいたしますので、よろしく

お願いします。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

11ページの2款総務費、4目企画費の13節委託料について先ほど来、同僚議員が質問しているわけですが、この委託料につきましては丸滝宮の前の団地をさらに拡張すると。このための委託であるというふうに理解しておりますけれども、すでに分譲地が19区画造成して分譲を始めているわけです。そのうちの4区画が販売済みだと。あと15区画、残っているわけですから、これの販売見通しがあつての新たな計画なのか。それとも今なぜここに計画計上したのか、そのへんをお聞かせください。

それから先ほど来、商売でなくて住居が専用だよと言っていますけれども今の15区画分、残っている部分を変更して、枠を外して販売に努めるべきだとこんなふうにも思います。

次に12ページ、3款の民生費、2項の児童福祉費、3目、4目、5目、6目ですけれどもこの賃金、それぞれ保育士の増に伴う賃金が増額されたというふうに説明されたと理解をしているわけですが、この増額しなければならない根拠をお伺いしたいと思います。

それから最後ですね、16ページ、10款教育費、2項中学校費、1目学校管理費の15節工事請負費でございますけれども身延中学校改修工事96万2千円についてお伺いをいたします。

この96万2千円の増額につきましては、すでに本体の工事請負契約が9,687万6千円で工事請負契約を結んでいるわけですが、予算との差金が生じまして1,531万5千円の差金が生じております。これになお、96万2千円を増額するということは今回の改良工事がこの96万2千円プラスされて1,627万7千円の工事になるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

宮の前団地につきましては残り15区画という形ですが、今後鋭意努力して完売を目指していきたいと考えています。

今回、計上させていただきました駐車場の跡地の場所ですが、現状はアスファルト舗装をされていたままの状態ということで、コマショッピングセンターを町が買うときにどうしても土地を交換してほしいというようなことがありまして、今の駐車場の跡地の一部分を交換してあります。交換した土地や周囲の所有地の境界を定める必要が生じておりまして、すでに販売している区画が完成したあと早急に着手をする予定でございましたが、今、売れている状況がこういう状況でしたので、町としても二の足を踏んでおりましたが、併用住宅の建設ということで建てたいという方がいらっしゃいましたので現地を見ていただいた経過があります。やはり駐車場が併用住宅となると駐車場がもっとほしいというようなことで、そのへんも今後も拡幅に当たりましては相談しながらということになるかと思っております。

なお、今、既存の宅地分譲地の併用住宅の許可ということになりますが、あくまでも専用住宅というのはお願いでございます。ここは身延の都市計画区域に指定されていまして近隣商業地域ということでございますので、身延の駅前通りと同じような建物が可能でございます。し

かし町としては住宅地でゆったりと生活をしていただきたいという願いから、お願いという形で専用住宅ということでお願いしてあります。効力はありません。ただ県道沿い、バイパス沿いについては河川区域に入っておりますので、建てる時に国交省のほうへ設計図等の提出を求められ、国交省との合議が整ったところで進んでいくという形になりますので、町としましてはできるだけ本当は売りたいんですけども、専用住宅で売っていきたくて考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

それでは3款2項3目からの町立保育所の中の7節賃金の今回の増額について、ご説明をいたします。

新制度が4月から始まりました。この新制度によりまして必要保育士数の基準が変わっております。従来の年齢別配置基準等の条件に加えまして、1つが保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人加えること。それからそれらの条件とは別に1人の非常勤保育士の配置が必要となりました。これによって4月1日現在の園児数で計算すると静川保育所は5人、他の保育所は4人の保育士を必ず置かなければならないということになりました。このために常勤の保育士が休暇を取ったときの補充員として、代替保育士を必ず置かなければならなくなりました。その代替保育士の賃金の必要額というものを見込んで、今回それぞれ増額をさせていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校の改修事業ですが26年度要望時点の状況では、学校施設環境改善交付金という中のメニューで大規模改修工事を要望しておりました。27年交付決定をいただく時点では学校施設環境改善交付金、こちらは変わりませんがその中の細かいメニューの部分で学校統合に伴う既存施設の改修工事ということで補助対象になる部分が拡大されました。26年度要望時点ですと内定とか決定をいただく前の工事の委託費、設計とか監理費等は補助対象外でありましたが、今回の決定をいただく中で委託費もすべて国庫補助対象で交付金をいただけることになりました。

補助率につきましても当初は3分の1で計上をしておりましたが、補助率も向上しまして55%の補助、なおかつ事務費も1%、66万円交付をいただけるということであります。補助対象事業費につきましても、先ほど委託費等が対象外だったということで補助対象事業費を当初は1億円で見込んでおりました。それが委託費も対象になり、変更で補助対象事業費1億2千万円、これに対する55%の補助金、それから事務費の補助金ということで今回補正を計上させていただきました。

それで委託費の13節委託料の96万1千円の減であります。まずこれが設計、それから工事監理、これはもう執行しまして入札されました残りの額を減額いたしましたところです。この減額相当額を工事請負費として中学校改修工事のほうに端数、1千円は違いますが96万2千円を増額させていただいたところです。それで工事請負費につきましてもは執行済み額が9、

687万6千円。これにつきまして当初予算では1億1,200万円相当の工事請負費が計上してありますので、先ほど議員さんがおっしゃったとおり残額1,600万円ほどが残っているわけなんです。これにつきましては当初執行の折に図書室の書架、理科室の書架、棚等が計上されておられません。これらを追加で行う。それから実際に工事を進めていく中で生徒が通うのが今、グラウンドを通過している状況で雨が降るとそこがぐちゃぐちゃになるということで鉄板等の敷設等も現在行っているところです。

それから廊下、床等を補修するわけなんです。今回は塗装とかシートを張るという状況の工事を発注したところなんです。壁なども一部ちょっと欠落等がある部分があるということ。でそこらも一部補修をしたいと考えております。

いずれにしても現在残っている工事請負費1,620万円ほどになりますが、これをすべて使うということではなく、当初予定していた部分、それから当初計上できなかった部分の改修等を今後行っていく予定であります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

宮の前の宅地分譲でございますけれども、それぞれ町で専用住宅だよと、こういう規定をしているわけですが、それは当然しっかり守っていかなければいけないというものではないよと。一応そういうふうな方針ですよということですので、それをやっぱり販売促進するためには15区画、21%しかまだ販売されていないわけですから、それを販売するためにはそういう商店もOKだよと。どんどん販売する、規制を緩和して取り組む必要があると思うんですが、ぜひその部分はそういう格好で進めていただきたいとお願いを申し上げます。

それと同時に私はなぜ今、この15区画残っているのにさらに拡大して、果たして販売ができるのかどうか大変心配するところでございます。これを今しなくても、販売状況を見て計上すべきだったなとこんなことを感じるころでございます。

それから保育士の部分についてはこれは3月、4月、6月、今回の9月の間にこういう制度が決まってきたのか、その部分を1点お伺いしたいと思います。

それから学校の工事請負費ですけども今96万2千円、補正すると工事請負費が1,627万7千円、予算がそこにあるわけです。なぜ保留をしておかなければいけないのか。留保しておかなければいけないのか。予算というのは使うことがあってはじめて計上する。私はこの部分は一度減額して、必要に応じて予算計上しておくのが当たり前だと思うんですが、その留保しなければいけないという、その手法がいいのかどうか、正しいのかどうか。そのへんをお聞かせいただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

すみません。あと工事請負費、当初9,687万6千円。これは工事契約関係で議会の議決をしているわけです。これが変更になるために当然、議会の議決が必要だと私は思っているんですが、そのへんも併せてお願いします。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

必要な保育士の基準が変わったのはということなんですけれども、4月1日に新制度が施行されていますので、その時点では制度としては確立していると思います。ただ、その時点ではしっかりその制度自体を、変わったばかりでなかなか理解を、読み解くといいますが、そういうところができなかったという部分があります。また5月に指導監査がございまして、その時点で県のほうから制度がこういうふうになっているので、基準を守ってくださいというようなこともございまして、その時点ではっきり分かったというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校の改修事業の関係は当初予算で合計額1億2,186万8千円。これは委託料、それから工事請負費を合計した額なんですけど計上をしております。先ほどの委託料の減額分を工事請負費にまわす部分につきましては、委託料はすべて国庫補助対象ということでこれが額が確定しました。工事請負費につきましては、先ほど言ったとおりこれからまだ増える部分等もあります。当然、変更契約は議会の了承をいただく項目ですので、変更契約の額等が詰まってきた段階で議会には上程させていただきますが、その工事請負費のうち186万8千円。これは単独の工事費として計上がされております。これは補助対象の工事内容以外の部分、例えば先ほど図書室の書架等ということでお話しましたが、本棚等についても移動が可能な部分は工事として補助対象にならないと。壁に直付けとか床に固定したものは補助対象になりますが、移動できるものは補助対象にならない。そういう部分の整備として単独の事業費も計上しているところです。これらを含めまして、少しでも補助対象の工事は補助をいただいて工事をしたいということで委託料の差額分96万円相当を工事請負費に移動をし、使う部分につきましては今後、現場の状況をまた精査しながら金額は詰めていく。節を変えさせていただくとそういう要望であります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私はその補助金がうんぬんということを言っているわけではありません。当初予算で工事請負費1億2,919万1千円を計上して、議会の議決に要した契約金額が9,687万6千円です。したがって1,531万5千円が予算にあるわけです。予算に計上されてあるわけです。それになお96万2千円を今回、追加補正したわけですから、これと合わせると1,627万7千円が今回の追加補正で工事をすると。当然こういうふうに理解するのが当たり前ではないですか。それを1,500万円ほど残しておいて、これから使う道があるからと。それはあまりにも予算計上の仕方としては不適切だと、こんなふうに私は思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありますか。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

大変遅くなって申し訳ないですが5点ほど伺います。

まず先ほど来、同僚議員が何人も質問していますけども議案第84号の11ページ、企画費の委託料、13節委託料の件ですが、これは丸滝の宮の前団地ということで、今度の区画は商売も兼ねる、兼で大丈夫というような話だったんですが、まず第1点に聞きたかったのは一番最初に柿島議員が質問したときに、住宅専用だからということでお断りした経緯がある。ところが先ほどのほかの議員の質問に対しては住宅兼用だけでも柔軟に、政策室としてはそういうふうになっているけれども、もっと柔軟な形でやっていくという話でしたね。ところが柿島議員の話だと断られたと。ということは、そこでまず矛盾が発生するんだろうと。

それと同時に今度の区画が旧道ですよ。旧道に面したところです。私がもし商売をやるのであれば、バイパスに面したところで商売をやるんだったら分かるんですが、まさか19区画の中での商売なんてというのは、基本的には商売としては考えられないわけですよ。やはり交通量の多いところで、通過車両も含めた中での商売というのは当然、商売をやるという方は考えるわけですね。そのへんが今まで19区画の中で4区画決定したというだけの話であって、そういう部分も大きく影響したんじゃないか。これからたしかにもっと柔軟にということなんです。例えば商売をやるうとした方が国道沿いに面したところにやりたいということになったら、当然、先ほどの話の中にありました景観の問題とかいろんな問題が出てくるでしょうけども、駐車場も必要、大きく取りたいとか、その点も逆に柔軟にやればバイパス沿いの2区画がいっぺんに出る可能性もあるではないですか。その点をやはり行政の感覚ではなくて商売やるうというそういう方が出たときになぜそういうことをしなかったのか。それから今後そういうことを実際に可能なかどうなのか。それから今そういう話があったけれども旧道のほうでどうだということではなくて、やはり商売をやるからにはそっちのほうを望むと思うんですよ。そういうことも含めてやっていただけるかどうかをまず1点目として伺いたいと思います。

それから2点目ですが14ページの労働諸費ですね、このわんぱく広場のわんぱく丸解体ですね。これは解体後、おそらく解体すれば更地になるんでしょうけど、その利用はどういうふうにするのか。その点ですね。

それと今度15ページの住宅管理費の土木費、これ説明では工事請負費で町営住宅坂下団地解体工事の件ですが、これは説明の中では2戸を解体するという話だったんですが、まだほかにも解体、古くなった住宅があると思うんですが、今後2戸解体して、そのあとどういうふうな形でもっていくのか。全戸が解体できたら新たに新築するとかなんかそういう計画までもあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから4点目ですが16ページの教育費、学校管理費の中で工事請負費で中富中のプール、駐車場用地返還に伴う土壌改良工事とありますね。ということは、この駐車場の用地をなくすということは、プールはそのまま残るんでしょうけども、そうすると駐車場なしのただプールだけになるのか。それともそのプールに併設した別のところでの駐車場の確保ができていのかどうか、その点も含めて伺いたいと思います。

それから最後の質問ですが17ページ、公民館費で工事請負費がありますが旧北小跡地排水路工事。この旧北小跡地というと、おそらく今の国道を上の方に上ったところ、以前にどこかのお寺で借りていたというところだと思うんですが、借りていてたしか返したと思うんですが、それがなぜ公民館で出てくるのか。そのへんがちょっと不思議なのでご説明いただきたい

なと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

丸滝宮の前団地の関係でございます。まず住宅専用地域ということでお断りした理由でございますが、先に19区画の中へ建てたいということでご相談がありました。それでもって、このところは専用住宅ということで売らせてもらっていますので申し訳ありませんですがということでお断りをさせていただいた経過があります。そしてその後、町としましては反対側に駐車場がありましたので、そこへならばどうかということでもらったという経過でございます。

なお、今後19区画のところへ併用住宅をしたいというようなご質問でございますが、先ほども触れさせていただきましたが法律上は近隣商業地域という形で縛っておりますので、ちょっとこの縛りに対してあとから併用住宅という形で建てられても町としてはどうしようもないんですが、お願いということしております。要するに近隣商業ですからなんでもいいですよとなりますというんな業種が入ってきます。それを今、すでに買った方もいらっしゃいますし、できればコンビニとかそういうものだけではないと思います。いろいろな商売が考えられますので、これは駄目あれは駄目というような規制をすることができなくなります。ですから町の当初の考えとしましては、専用住宅でゆったりと住んでいただきたいということで売りに出したということでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは生涯学習課関係、先ほど松浦議員のご質問、労働諸費委託料、わんぱく丸の解体にかかる関係と、あと5点目の公民館の工事請負費にかかる関係2件お答えさせていただきます。

まずわんぱく丸ですが、これは設置が昭和60年でありまして30年経過で老朽化がかなり進んでいて安全に提供できないということで今回、解体費を計上させていただきましたが跡地につきましては解体後の土地、約90平方メートルになるんですが、これにつきましては現時点では具体的な活用方法は決まっておりません。今後どのような形で活用できるか検討してまいりたいと思います。

あと1点の公民館、旧北小校庭の排水路工事でございますが、ここにつきましては場所は議員おっしゃる場所でございます。南松院の隣でございます。当時、下山分館を建設するということを検討していたときに、ここにつきましては公民館の建設予定地に挙げられておりました。用地につきましてはもともと学校用地、町の土地でございます。そこを学校解体後、その公民館の建設用地として挙げられていた関係上、生涯学習課、公民館費でその後管理しております。利用の状況につきましては地域住民の皆さんがそこでグラウンドゴルフをしたり、イベントをしたりするような形で利用されておりました。

今回、排水路を改良する予算を計上させていただいているんですが、これにつきましては平成24年度より地区からの要望がございまして降雨時、敷地内の雨水が隣地へ溢れて流れ出る。

またその浸透水が石垣から出てくる。そうすると隣地のほうに、その雨水排水でご迷惑をお掛けしてきたということになります。24年度から経過を観察しまして昨年の9月議会でこの排水路の改良につきましては、測量設計の委託費を議決いただきまして11月から3月までその業務を行ってきました。その結果が出ましたので、時期としては9月になったわけですが今回の補正の計上ということになります。

以上です。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

建設課の15ページの8款5項1目15節工事費であります。今回2棟が空き家になりましたので解体する工事費です。残りは9棟となります。先ほどの質問の中で全棟の取り壊しが終わって更地になった場合の計画はないのかというご質問も、この坂下住宅の土地につきましてはすべて個人所有の土地でありまして借地をしているところであります。今後もし更地になった場合には、この土地については個人に返していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

大変申し訳ありません。私、先ほどの説明の中で場所を南松院というふうにお答えしましたが正しくは本国寺の誤りでございました。お詫びして訂正させていただきます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

工事請負費、中富中プール駐車場用地返還に伴う土壌改良工事であります。旧静川小学校で使っていたプールであります。閉校時に中学校でも使っておりましたので、そのまま駐車場の用地もお借りするということで土地の所有者と契約をして、土地の賃貸借契約を結びまして年間、借地料を払っていたところでありまして。来年4月の中学校の統合に向けまして中富中でプールを使用しないということで農地の所有者にお返しをする。そのための土壌の入れ替え等の工事であります。駐車場の確保ということですが、現状も土のままの駐車場としてお借りをしていたんですがプールの敷地内で7、8台、10台弱くらいは駐車が可能です。それからこの本庁の駐車場、職員の駐車場からも徒歩で行ける範囲ですので今回、中学校のプールとして借りている部分はお返しをするための工事であります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

まず企画費の丸滝の関係ですが、お願いという形で先ほどの答弁でありました。基本的には先ほど僕、申し上げましたけども商売をやる方、当然、道路に面していないと商売できないですよ。奥のほうの旧道に面したところをいかがですか、1回お断りしたものを、そちらのほうが出ますからいかがですかではなくて僕は商売する方に対してはやはり県道に面したところ、そういう形で僕はやるべきだと思いますし、例えばいろんな業態が出てきて住宅地としてふさ

わしくないということであれば、逆にその点を、業種を規制するというか指定するというか、先ほど室長が話されておりましたようにコンビニだとか、それから例えば美容師さんだとかそういうふうな基準なりなんなりを決めてしまえば逆にそういう2区画、3区画、そういう形で早く処分できる可能性も大きいのではないですかね。その点をやはり考えてやっていただきたいと思ひますし、住宅に限るといふこと自体が僕はおかしいことだと思ひますよ。逆にね。早く処分をして、できるだけ早く多くの住民に定住してもらふ。お店をやっているから定住しないという形ではないと思ひます。兼用でやるのであれば、そのへんもちゃんと明記した中で基準を設けてやるべきだと思ひます。

それからわんぱく広場のわんぱく丸の解体ですが、90平方メートルあるということなんですが、あそこは観光の金山博物館等々あるわけですね。足湯もあります。ですから今後の利用方法としては、それから橋ですか、メロディーブリッジですか、あれを渡って行ってすぐのところですし、なんか観光で目玉になるような形のほう、観光課とも相談していただきながら利用できればいいなと思ひます。

それから町営住宅の坂下団地に関しては、1つだけちょっと聞きたいんですが残り9戸、今2戸、解体すると。個人の借地ということで、これはもう全体に、全部が更地にならなければ返せないということですよ。2戸だけあれだから返すなんてことはできないと思ひうんですが、そのへんをちょっと聞きたいと思ひうんですが。

それから中富中のプールについては、了解いたしました。

旧北小の跡地の排水路、これはたしかにあそこは結構急なところで、僕が思ったのは本国寺から借りていた土地の中での話だと思ひたんです、これ。それはないということを確認させていただければそれで結構です。

以上です。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

ただいまの質問ですけれども、2棟壊して残り9棟となりますけれども、宅地の境界は住宅を全部潰さなければはっきりした境界が分からないものですから、すべてを壊して地籍測量を行い、境界を決定してからお返ししたいと考えております。

以上であります。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

用地につきましては町有地でございます。

○7番議員（松浦隆君）

わんぱく丸は。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

90平方メートル、どのような形で使えるかということもあります。また観光的施設、下部の受け入れの施設としても機能できるような形で、関係と協議しながら考えていきたいと思ひ

ます。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、言われましたとおり町としては今まで専用住宅ということで推し進めてまいりました。今後につきましても十分検討する中で早く処分ができるようにしていきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

14ページの農業振興費の13節委託料、獣害対策の集落の講習会業務として15万円が計上されています。過日の説明ですと八日市場の講習会だと。おそらく1カ所ではないと思うんですが、この内容説明。

それから第8款の13節、先ほども同僚議員から質問がありました坂下住宅についてですが、ここは廃墟同然の住宅だと思うんですが9戸あると。だけど町全体とすれば旧中富、下部地区、身延地区、各町において町営住宅を造って老朽化して解体しなければならないというような住宅が相当あると思うんです。全町でいわゆる廃墟、解体しなければならない住宅は何戸くらいあるのか。

それからもう1点、先ほどの丸滝団地の件ですが住宅専用土地として分譲はしているんですが、われわれが一番心配しているのはいつまで経ったら完売するのかということが一番心配なんですよね。あまり制約をして結局、先ほども言うように店舗兼用で求めようとしたけども駄目ですよ。これは果たして、これからあそこの土地の販売状況と、それから売れ残った場合の、いわゆる投資した金額に対する金利計算をすれば莫大な金になるではないですか。そのへんをやはり政策室としても、今までは住宅専用として販売してきたけども、今後においてはやはり販売促進の方法、またその緩和の方向に向かって、できるだけ早い段階に完売できるような方向にもっていくことが必要であろうと。われわれもやはり議会としてあそこの分譲計画には、いわゆる本会議で決定してあれだけの分譲地が出たわけです。だけど出たからといって、それで終わりではなくてやはり完売するのはどうしたらいいか。それはやはりお互いに知恵を絞った中で、できるだけ早い段階に完売できるような方法、こういったことを検討する必要があると思います。その3点についてお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

ご質問でございますけども6款1項3目の13節委託料ということで、質問の最後の部分がちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。業務内容をというふうなご質問だったのでしょうか。ちょっと聞き取りができなかったのもう、すみません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この15万円という金額は、1カ所のおそらく講習会ではないと思うんですよね。ですからおそらく何カ所かの集落で2万円使ったか3万円使ったか知りませんが、講習会を開いていると思うんですよ。それで講習会の内容を鳥獣害ではなくて獣害対策としての講習会ですから、やはり講習内容、今、盛んにイノシシ、シカが出て農作物を荒らして困っているんですが、たしかにこういう講習会を開いて、そういうふうな対策も必要だと思います。ですからその内容等についてできればお伺いしたいと、このように思います。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

大変申し訳ありませんでした。今のご質問の件でございますけども獣害対策の集落講習会業務の委託ということで、これは財政課長が説明したように1カ所、八日市場だけでございます。1カ所で15万円でございます。この業務の内容は獣害対策を専門に扱っている県内の業者をお願いしようと思っているんですけれども、まずその集落から要請がありまして、講習会をしたいということで私どもこれを受けました。その中でこの集落の状況を、まず今の状況を把握してこの業者が巡回したりとか調査をします。その中でこの地域の実態等を今度は講習をしながらこういう状況であれば、こういう対策が必要だということを専門的に指導してくれます。それに対する対策もしてくれます。その中で今度は2カ月後、3カ月後にその検証をするということを一連した流れでもってこれを受けてもらうということで、講習会とありますけども1つのこの地域に合った獣害対策についての指導をしていただく、なおかつ検証していただくということの1つの業務としてお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

先ほどのご質問で今後、町営住宅で空き家が何棟あるかというご質問なんですけども、すみません、現在、手元に資料がございませんのでのちほどご回答させていただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

やはり宅地分譲地につきましては早期の完売を目指しているわけでございます。今後議員の皆さん等の意見をいただく中で、検討して速やかに売れるよう努力していきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第84号から議案第89号までの質疑を終わります。

すべての質疑が終了しました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

総務課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

先ほど議案第80号のところにて特定個人情報条例のところなんですが、川口議員より個人情報審査会についての内容をちょっと聞かれたんですが、これにつきましては審査会は委員5名ということで組織しております。

なお、今まで開かれたことはないんですが、この審査会については申し立てがあった場合、その都度開催するというので、このメンバーについては町長が任命して5名の方を、一般の有識者を任命するというのでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

続いて建設課長からも発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

先ほど川口議員から町営住宅の解体の件についてご質問がありました。お答えします。

今後、町内にある老朽化した町営住宅の解体の戸数なんですけども、おおむね約51戸あります。今後の予定なんですけどもまだ居住されておりますので、県営住宅の空き状況や、町内では空き家もあります。町営住宅のストック計画も踏まえながら計画していきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

それでは議案第84号から議案第89号については、委員会付託を省略して討論・採決を行います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号については直ちに討論・採決を行います。

これから議案第84号から議案第89号までを一括して討論を行います。

討論ありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）のうち歳出2款、総務費、戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカードに関わる予算について反対討論いたします。

個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくものであり、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招く恐れを増加させるものであり、この制度は中止すべきで賛成することはできません。

○議長（河井淳君）

ほかに討論ありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは、私のほうからは賛成討論をさせていただきます。

自治体がしておかなければならない議題とは、これは1つは法律の施行に伴うやらなければならない案件でございます。今回のマイナンバー制度導入にあたっては、自治体の場合も一部の措置の対応などでは留まらなくなるのが明らかであり、これが私たちの全体的な対応が必要となるための組織の見直しとともに制度の運用や業務からシステムに至るまでの流れを一元的に統括する部署の設置などが求められることとございます。

そこでこの番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤として制度設計されています。個人や世帯の状況などに応じて、真に手を差し伸べるべき者に給付を受給させるなど政府は番号制度によって社会保障をこれまで以上にきめ細やかに、かつ的確に行うことを目指しております。

同僚議員の反対討論はプライバシーの守り方についての疑問によるものと思いますが、これは当然のことではございますけども、本日の質疑におきまして対策が講じられていることが分かりました。これらの対策を毎日の対策として庁内とことん詰めていただきまして、毎朝新風を吹き込むことを励行いたしまして、この件につきまして賛成をいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）について反対討論を行います。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費についてですが委託料の96万1千円。これは設計管理業務の入札差金だと聞いております。工事請負費に身延中学校改修工事として96万2千円が計上されておりますけども、先ほどの同僚議員と学校教育課長とのやり取りの中で本来このような差金をそのまま工事請負費に入れるということ、それから工事請負費のはっきりした目的がここには示されておられません。ただ単に身延中学校改修工事とありまして、学校教育課長によりますと書棚の新設だとか床のどうのこうのとかということで、はっきりしたものがまったくなくて、1千万円以上の残りのある工事費をこのようにまた増やして、それではっきりした用途もなく、このように工事請負費、身延中学校改修工事として計上することは私は誤りだと思いますので反対いたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論ありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私も84号の反対討論を行います。

2款総務費、総務管理費、4目の企画費、13節の委託料165万3千円でございますが私

は宮の前の宅地分譲、これがまだ15区画残っているわけですから、これの売却の方針が確立された時点でこの拡張のための委託料を計上すべきだと。今の段階では早いだらうと、こんな意味合いから反対をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論ありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

これで議案第84号から議案第89号までの討論を終わります。

これから議案第84号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第85号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第86号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第87号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第88号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第 8 8 号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 8 9 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 9 号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

お手元に配布しました議案付託表のとおり認定第 1 号は決算審査特別委員会に、議案第 8 0 号および議案第 8 1 号、請願第 4 号は総務産業建設常任委員会に、議案第 8 2 号および議案第 8 3 号、請願第 3 号、請願第 5 号および請願第 6 号は教育厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各委員会に付託します。各委員会での審議をよろしくお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 1 1 時 2 5 分

平成 2 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 4 日

平成27年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成27年9月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について
日程第5 議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第9 請願第4号 中部横断自動車道（仮称）中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書
日程第10 請願第5号 請願書
日程第11 請願第6号 請願書
日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第13 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第15 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について
追加日程第1 同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について
追加日程第2 同意第12号 身延町公平委員会委員の選任について
追加日程第3 発委第4号 身延町まちづくり検討特別委員会設置に関する決議
追加日程第4 発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川信
会計管理者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課長	遠藤基	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第4号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては7日の会議で一覧表として配布したとおりです。
なお、本日は追加案件として人事案件2件、特別委員会設置に関する決議案1件、意見書案1件が提案されています。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告を行います。

認定第1号は決算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員長、川口福三君。

○決算審査特別委員長（川口福三君）

平成26年度予算に基づく決算につきまして、特別委員会で審査をいたしました結果について報告いたします。
（以下、決算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で決算審査特別委員長の報告が終わりました。
次に委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（ な し ）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。
川口委員長は自席にお戻りください。
引き続き、委員長報告に対する討論を行います。
討論はありませんか。
渡辺君。

○11 番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

一般会計

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に増税されたことにより、生活用品だけでなく公共料金の値上げの予算も計上され、町民の暮らしはますます苦しくなっています。消費税は低所得者ほど負担が重く、経済的弱者を踏みつけにする不公平税制で増税には反対です。

公務員のボーナス削減もされる中で、総務費においては平成19年度から町長の給料が特例で10%カットの62万2千円になっていたものを元の69万1千円に、教育費においても教育長の給料の5%カットしていたものを元に戻し51万7千円にしました。財政が厳しいと町民の皆さまにもさまざまところで我慢や無理をお願いしているのが現状ではないですか。26年度で戻すべきではないと思います。

民生費においては重度心身障害者医療費窓口無料制度の廃止で、安心して医療機関にかかれなくなり、本当に困っているという声を聞いています。子どもの場合、健常児は窓口無料なのに障害を持つ子どもはいったんでも支払いをしなければならないのは差別で、保護者の皆さんが憤るのは当然だと思います。国のペナルティに屈した県の方針でなく、住民の立場で特に困難を抱えている障害を持つ方たちの立場で考えるべきです。

教育費においては、現在の4中7小を1中3小に統廃合する条例の可決による予算化がされています。この広い身延町の中でこの1中3小はもともと無理があり、子どもたちや保護者の負担が増えるのは目に見えています。そしてそれは学校を残してほしいと願う子どもたち、安心して子どもを通わせることができる学校をという保護者の願い、地域に学校がありその子どもたちを地域みんなで育もうとしている地域住民の願いを踏みにじるものです。これまでさまざまな意見、不安や不満、そして保護者からの不同意が多く出されても教育委員会はまったく聞く耳を持たず計画どおり進めると言い続けてきました。こんな強引なやり方で進めてきた統廃合が子どもたちのためになるとは、いくら考えても思えません。

よって、この統廃合に関わる決算について反対いたします。

特別会計

介護保険特別会計決算認定について。

介護保険料は年金から天引きできない普通徴収の方の滞納で、去年はなかった不納欠損が14人で72万7,710円、中には1人で20万円から30万円の人もいると聞きました。この方たちをはじめ保険料を払うのが困難な高齢者が、その人が必要なサービスを受けることができるでしょうか。多くの人は必要なサービスでなく、払えるだけのサービスになっているということです。さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた見直しではなく保健財政の事情を何より優先させた改革が高齢者や介護現場に混乱を引き起こしています。そんな中で役場の担当をはじめ介護現場では本当に皆さん献身的に努力や工夫をされています。混乱や戸惑いの中で知恵を出し合い頑張っています。国が進めているこのままの介護保険の制度では安心して介護を受けることができませんし住み慣れた地域に住み続けることもできません。

後期高齢者医療特別会計決算認定について。

後期高齢者医療制度の保険料は診療報酬改定に併せて2年ごとに改正し一昨年に続き26年度も引き上げられました。年金が減らされる中で負担が増えることは賛成できません。そもそ

も無年金の人をはじめ75歳以上の全員から保険料を取り、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みなど、お年寄りいじめのこの制度そのものに反対です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは私のほうから賛成の討論をいたします。

まず町長、教育長給与見直しの件でございますけども、これは2014年3月議会において議決をいたしました。議決というのは大変重いものでございますので賛成といたします。

それと社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部改正する等の法律の施行に伴う関係条例についてでございますけども、これも2014年の3月議会で議決をいただいておりますので賛成といたします。

それから後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計についてでございますけども、これは2014年の9月議会におきまして議決をなされておりますので議決の重さを感じて賛成といたします。

それから重度心身障害者医療関係でございますけども、これにつきましては2015年6月議会におきまして議決がなされました。それと2015年3月議会におきましては、介護特別会計条例の一部を改正する条例、後期高齢者医療費特別会計の件でございますけども、これも議決がなされておりますので、すべてが予算の執行の決算でございますので賛成といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算認定について採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に議案第80号、議案第81号および請願第4号は総務産業建設常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、柿島良行君。

○総務産業建設常任委員長（柿島良行君）

総務産業建設常任委員会審査結果を報告いたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

柿島委員長は自席にお戻りください。

引き続き、委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11 番議員（渡辺文子君）

議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について反対討論いたします。

この条例はマイナンバー制度を分かりやすくするための条例です。マイナンバー制度は国民一人ひとりに個人番号を付け、さまざまな機関や事務所などに散らばっている国民の個人情報を個人番号によって名寄せ参照することを可能とすることで、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度です。

1つの番号で容易に国民一人ひとりの個人情報を結びつけて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては極めて効果的ツールであることは確かですが、それはひとたび流出したり、悪用されたりすれば甚大なプライバシー侵害や、なりすましなどの犯罪などの危険性を飛躍的に高めることも明白です。

昨日9月13日付けの山日新聞には、全国の市町村に共同通信がアンケートした結果が報道され、県内27市町村の7割に当たる19市町村が安全対策に不安を感じていることが分かりました。全国的にも6割の自治体がセキュリティー対策の進み具合に不安を感じていることも報道され、不安を感じている県内の自治体の割合は全国を大きく上回ったということです。来月には番号通知がされ始めますが本当に不安です。

この制度は、個人情報保有機関を結ぶITインフラである情報連携システムを不可欠の構成部分としていますが、そうした危険性への対処も意識して複雑なシステムを行ったため、初期投資3千億円ともされる巨額なコストがかかるシステムともなっています。にもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求め続けられます。税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねません。こんな問題だらけのマイナンバー制度は中止すべきと考え、この条例に反対をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

芦澤君。

○6 番議員（芦澤健拓君）

請願第4号 中部横断自動車道（仮称）中富インターチェンジから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書に反対討論をいたします。

もとより私は道路の改修等、あるいは新設等の道路インフラに金をつぎ込むことに対しては非常に必要なことである。特に峡南地方、特に身延町はそういう意味では大変遅れているというふうに考えておりますので、そのこと自体に反対するわけではありません。

町長ご就任以来、道路橋梁維持費と道路新設改良費に2億円、あるいは3億円の資金をつぎ

込んでおりますけども、やはり全体としての道路インフラはいまだに十分ではないというふうに考えます。

このたび中部横断自動車道へ国道300号とつなげるというこの請願に関しましては、私はやはり道路については優先順位があると思います。私たち旧下部町の住民が30年来の悲願として訴えてまいりました三沢・市之瀬バイパスはいまだに実現されておられません。下部町が新身延町に合併したときの最後のと言いますか、下部町時代の最後の建設課長であり新身延町でもやはり建設課長をされておりました伊藤守君がこのような立派な「一本の道 一人ひとりの願い」という、こういう立派なパンフレットを作って素晴らしい訴えをしてきております。

新身延町の道路建設計画の中にもこの三沢・市之瀬バイパスは掲載されております。そういう中で市川三郷・身延線の県道9号は割石峠まで、割石トンネルまで順調に工事が進んでまいりまして、いよいよこちらのほうに来る、そういう経過になっております。

ここで30年来の悲願でありました三沢・市之瀬バイパスをぜひとも実現していただきたく特に私の一般質問の中で町長は優先されるというふうにおっしゃっていたことを重く見まして、私はこの下田原と市之瀬を結ぶ道よりも市之瀬と三沢を結んで非常に衰退してきております旧下部をなんとか盛り上げてもらいたいというふうに考えております。

国道300号とこの中富インターへの道を造りますと下部温泉はますます衰退してまいります。おそらく国道300号を下ってきて、そのままこちらの道路を使って中部横断自動車道、あるいは国道52号に乗り入れてしまう車のほうが多くなると、ますます下部に来る客は少なくなります。せっかく下部温泉に大型バスをなんとかしよう、なんとか導入しようというふうに考えている地元の皆さんの期待を裏切ることにもなります。この請願にあります中部横断自動車道と国道300号を結ぶという、そういう道よりもまず三沢・市之瀬間のバイパスを検討していただきたい、推進していただきたいという願いをもってこの請願に対する反対討論いたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

中部横断自動車道、中富インターチェンジから国道300号を結ぶ道路、新しい新設道路を建設しようという請願でございますけども、私はぜひ実現をさせていただきたいというふうに思っております。この道路ができることによりまして、下部地区の地域住民の利便性の向上は大幅に拡大をされるものと思われれます。それと同時に沿線の開発等も見込まれることができまして地域の活性化、そしてまた地域の発展に大いに寄与するものと考えますし、観光振興においてもこの道路ができることによりまして、先ほど来、下部の温泉がというお話が出てきましたけれども、私は逆に素晴らしい観光ルートが考えられてくると、こんなふうに思います。

いずれにいたしましても、議会のほうでもこの実現に向けて行政と一丸となって取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思いまして賛成討論いたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私も賛成の立場で討論いたします。

この市之瀬・下田原という道路計画ですが、これはもうすでに16年前に旧町時代、旧下部町、旧中富町でやはりこの地方の生活基盤道路としてぜひとも必要だなというような考えのもとに一度計画をもった経緯があります。また峡南地方は特にこうした身近な生活道路基盤整備が非常に遅れているというような中から今回、中部横断自動車道も仮称、中富インターが新設されるというようなことになりまして、こうしたタイミングを逃しては実現できないというような考えもあります。ぜひともこの際、この市之瀬・下田原間の道路はこれからの町のいわゆる生活基盤道路の一環としても必要な道路だと。また先ほど反対討論がありました三沢・市之瀬間、これは再度、議会としても今後こうした請願を通じて県のほうへお願いをするというような方向で、この国道300号と下田原、インターを結ぶ道路については賛成といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論ありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

私のほうからは、議案第80号につきまして賛成の立場で討論をいたします。

同僚議員の反対の内容はごもっともでありますけども、これは国の法律施行に伴い、やらなければならない事案でございます。今回のマイナンバー導入にあたって、自治体の場合も一部の組織の対応などでは留まらなくなることはこれは明らかでございますが、本町の情報管理体制が基本形システムであるマイナンバー、氏名、住所の基本情報、税情報、社会保障情報と情報系システムでありますインターネットと分離させ、データ移動を厳重に管理することとでございます。残るはこれに携わる職員のモラルでございます。徹底して職員の教育と責任と権限について、管理の徹底をお願い申し上げまして賛成といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第80号 身延町特定個人情報保護条例の制定について採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に議案第81号 身延町交通安全指導協力者災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第 8 1 号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

次に総務産業建設常任委員会に付託しました請願第 4 号 中部横断自動車道(仮称)中富インターチェンジから国道 3 0 0 号を結ぶ新設道路を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 4 号に対する委員長の報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、請願第 4 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に議案第 8 2 号、議案第 8 3 号、請願第 3 号、請願第 5 号および請願第 6 号は教育厚生常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長(芦澤健拓君)

教育厚生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(河井淳君)

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

引き続き、委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第 8 2 号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

この条例はマイナンバー制度による個人番号の通知カード、個人番号カードの再交付にかかる手数料の条例です。住民票を持つすべての国民に強制的に番号が付き、通知カードが送られてこられても多くの国民は理解できないのが現状ではないかと思えます。個人番号カードは持ち歩かなくてはならないので置き忘れや紛失の可能性は大きいと思えます。個人の責任が問われるような事態で、不正利用などの被害が起こった場合でもこの再交付の手数料のように自己責任としてしまうのではないかと心配です。制度自体に反対ですし、多くの不安があるこのマイナンバー制度による条例に賛成できません。

請願第 6 号 請願不採択について反対討論いたします。

子どもたちや保護者が通学について一番心配しているのが安全確保や通学時間の問題です。学校が休みでない日にスクールバスの再度の運行実測をするように教育委員会に申し入れようという請願。子どもたちがスクールバスの乗り降りをはじめ車内でも安全に通学できるかの請願については子どもたちの安全確保のためには必要で、教育委員会がすると答えたからいいという問題ではなく議会としてきちんと申し入れをすべきだと考えます。

議員の私たちや地域の住民が傍聴すらできない統合準備委員会のあり方は理解できません。地域の住民が中学校統合準備委員会に参加するのは当然です。この請願は採択すべきと考え不採択に反対いたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

請願第6号について賛成の立場で討論をいたします。

スクールバスの運行所要時間につきましては、教育委員会ではこれまでも試行運転等を行ってきております。そしてなお、これからも引き続き行いましてさまざまなパターンの中でしっかりしたデータ収集をしようというふうなことで、そしてそれに基づいて乗降場所、乗降人数、さらには乗降時間を決めていくというふうに表明をしております。いずれ安全確保を重点に置いた運行計画が示されるものと思いますけども、今の時点で何秒とか何十秒とかというふうな請願はいかなものかというふうに思います。

それから請願の3項目めですけども、地域住民が準備委員会に参加をしていないというお話でございますけれども、準備委員会に地域住民の代表は参加をしておりますし、それに準備委員会はすでに最終局面を迎えておまして、今ここで新たに委員を選任して協議させるということが協議会自体を、検討準備委員会自体を混乱に陥れるようなことになると思いました私はこの請願に反対をいたしまして、委員長報告が反対でしたから賛成の立場で討論といたします。以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第82号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に議案第83号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しました請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 3 号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第 3 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に請願第 5 号 請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 5 号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第 5 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に請願第 6 号 請願書を採決します。

お諮りします。

請願第 6 号に対する委員長の報告は、不採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、請願第 6 号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第 1 2 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 1 3 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 1 5 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第 7 5 条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、人事案件2件、特別委員会設置に関する決議案1件、意見書案1件が提出されています。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 同意第11号 身延町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

それでは追加提案案件について、申し上げます。

同意第11号 身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関131番地

氏 名 若狭千春

生年月日 昭和50年1月9日

平成27年9月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成27年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じた。については委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく願いをいたします。

○議長(河井淳君)

以上で町長の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この案件については、質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略して、同意第11号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第2 同意第12号 身延町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

追加案件について申し上げます。

同意第12号 身延町公平委員会委員の選任についてであります。

身延町公平委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町釜額528番地

氏 名 赤池一博

生年月日 昭和24年1月1日

平成27年9月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

平成27年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じた。ついては委員の選任にあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。よろしく願いをいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この案件については、質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して同意第12号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第3 発委第4号 身延町まちづくり検討特別委員会設置に関する決議について議題とします。

提出者の説明を求めます。

福與三郎君。

○8番議員（福與三郎君）

それでは発委第4号を提出いたします。

発委第4号

平成27年9月14日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 福與三郎

身延町まちづくり検討特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますけれども急速な少子高齢化の進展に伴い、わが国の人口は減少を続けている。その中でも身延町は山梨県内で高齢化率が4番目に高く人口減少、超高齢化とそれに伴う町の活力低下への対策は喫緊の課題である。

そのような中、国では平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定し地方自治体へ地方版総合戦略の策定を求めています。本町においても平成27年中の策定を目指して取り組んでいるところでございます。策定にあたっては、地方議会の積極的な関与が求められておりますけれども、身延町議会においては総合戦略だけではなく、まちづくり全般に対し積極的な関与が求められております。

こうしたことから本町におけるまちづくりに関する調査・検討を行うため、特別委員会を設置するためのこの議案を提出するものであります。

身延町まちづくり検討特別委員会の設置に関する決議

次のとおり身延町まちづくり検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 身延町まちづくり検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条および身延町議会委員会条例第5条
3. 目的 (1) 町の活性化に関する調査・検討
(2) 少子高齢化対策に関する調査・検討
(3) 総合戦略に関する調査・検討

委員の定数は14人であります。

以上、提出をいたします。

○議長(河井淳君)

この議題については、質疑・討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第4号については質疑・討論を省略します。

次に発委第4号 身延町まちづくり検討特別委員会設置に関する決議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

ここで委員名簿を配布します。

(名簿・配布)

お諮りします。

ただいま、設置された身延町まちづくり検討特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、身延町まちづくり検討特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

なお、身延町まちづくり検討特別委員会の委員は正副委員長の互選を行いますので議員控え室にご参集ください。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長(河井淳君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

身延町まちづくり検討特別委員会の正副委員長が互選により決まりましたので、議長から報告します。

身延町まちづくり検討特別委員会委員長に柿島良行君、副委員長に深澤勝君が互選されました。

追加日程第4 発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福與三郎君。

○8番議員(福與三郎君)

それでは発議第1号を提出いたします。

発議第1号

平成27年9月14日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者

身延町議会議員 福與三郎

賛成者

身延町議会議員 芦澤健拓

” 深澤 勝

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)でございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますけれども義務教育の教育環境を整備するため少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、教育格差を解消するために教育予算の拡

充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これが提案する理由でございます。

意見書(案)につきましては、前段のほうは省略をさせていただきます。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先でございますけれども内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(河井淳君)

以上で提出者の説明を終わります。

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、発議第1号の質疑を終わります。

福與三郎君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

お疲れさまでございました。

平成27年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつをさせていただきます。

ご案内のとおり本定例会は去る9月3日に開会をされ、今日までの12日間、河井議長のもと私どもが提案いたしました14件の議案につきまして真摯にご審議をいただきご認定、ご承認、ご可決、ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に対し、敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

本議会で議決をいただきました平成27年度補正予算の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから先ほどは議員の皆さん全員が委員になっていただいて身延町まちづくり検討特別委員会が結成をされました。私どもの町の執行部と議員の皆さんが本当に一つになって良い身延町をつくっていく、こういう話し合いの機会が深まっていく、こういうことだろうと思ひまして本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

特に議員の皆さまにつきましては、今まで以上に厳しいご指導をいただければありがたいなと、こういうように思うところでございます。

今まさに季節の変わり目でございます。健康には十分ご留意をいただく中で住民福祉のためにますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ですけれども閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期12日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

本定例会において、議会として身延町まちづくり検討特別委員会を設置しました。今後まちづくりについて議員自ら研鑽を積み多くの課題を検討し取り組んでまいりたいと思っております。身延町を愛する気持ち、身延町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」を全国に誇れる町にするため、議会と町が同じ目標に向かって進んでまいりたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、今後も町の活性化を推進するためにご協力を賜りますようお願い申し上げます、平成27年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時20分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上